

予算決算審査特別委員会（9月25日）

開会（9：00）

○渋谷委員長職務代理 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、11番、川島 要委員、15番、池谷和正委員長から、本日、あす、明後日の3日間、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

また、焼津市議会委員会条例第12条の第1項の規定により、副委員長の私、渋谷が委員長の職務を代行いたしますので、御了承願います。

では、ただいまから、予算決算審査特別委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件は、認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」及び議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」の2件であります。

認第9号については、本日から3日間からの審査をし、先ほど説明がありましたように、10月2日の全体会において、議員間討議を行い、その後、討論、表決となります。

また、議第75号については、同じく本日から3日間の審査をし、明後日、27日の全所管部分の審査終了後、討論、表決となりますので、御承知おきください。

審査の順序は、お手元に配付のとおり、本日は、25日、財政部、総合政策部、総務部、こども未来部、教育委員会事務局、あす26日は、防災部、市民部、健康福祉部、環境部、明後日27日は、経済産業部、交流推進部、水産部、建設部、都市政策部として進めたいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷委員長職務代理 御異議なしと認めます。

発言順につきましては、議会運営委員会において決定したとおりといたします。

それでは、審議に入ります。

最初に、認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、財政部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。これより、順次、御発言願います。

最初に、松島委員、お願いします。

○松島委員 それでは、順番に従いまして、通告に従いまして、決算案についての質疑という形で質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の歳入歳出決算に関しまして、決算書の3ページをごらんいただいて、歳入の決算額があって、3ページ目のところです。一般会計の決算額として、歳入決算額が527億3,740万4,640円、歳出決算額は490億9,102万1,432円となりまして、前年度比では、歳入が1.2%の増、歳出が2.2%の減であったということでした。

まず、歳入に関して伺いますが、歳入については、市長からの提案理由の説明でもありましたように、その根幹である市税において、評価替えによる固定資産税の減額があったものの、市民税及び軽自動車税の増額により、前年度比で0.5%の増となり、歳入全体では、地方交付税、国庫支出金の減額があったものの、県税、収入交付金や寄附金などの増額により、前年度比では、1.2%の増になったとありました。

この件に関しましては、主要施策概要報告書の1ページ目に、中段あたりに、市税の

ところ、収入のところの市税が40.29%であるということで、その根幹である市税においてということがここでもよくわかります。

市税の収納率に関してなんですが、前年度比で0.7ポイント上昇して、市税全体の収入未済額も減少しているということでありましたが、税負担の公平性や財源確保のためには、滞納金額の縮減を図り、さらなる収納率の向上策も必要かなというふうに考えております。

そこで伺いますが、4項目ほどあります。収納状況の現状と今後の対策について。

2つ目が、市税に関してなんですが、議案の説明のところ、ページでいいますと、決算書の79ページ、80ページの市税のところ、ここで議案の説明のところ、数字を間違えていたら申しわけありません。収入未済額は15.5%の縮減ができたという伺いましたが、それはどのような理由でしょうか。

3つ目として、同じく市税、市民税なんですが、不能欠損額については、これは当然、さまざまな個々の理由というのはあるとは思いますが、主な理由として、どのようなものがあるのか、お聞きいたします。

4つ目なんですが、また主要施策概要報告書の44ページをごらんいただくと、3の、44ページの下段、3のところ、静岡地方税滞納整理機構への移管事業について記されているんですが、滞納金額の圧縮を図ったというふうにありますけれども、この内容はどのようなものであったかということをお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○小池納税促進課長 松島委員の質疑にお答えします。

まず、収納状況の現状と今後の対策についてですが、まずは収納率の説明をさせていただきます。

昨年度の市税の収納率につきましては、個人市民税が前年度比0.92ポイント上昇しまして、95.31%、法人市民税が前年度比0.25ポイント上昇しまして、99.33%、固定資産税が前年度比0.71ポイント上昇しまして、97.18%、軽自動車税が前年度比0.28ポイント上昇しまして、95.86%、都市計画税につきましては、前年度比0.71ポイント上昇しまして、97.13%、市税全体では、前年度比0.7ポイント上昇しまして、96.76%という状況になっております。

また、今後の対策ですが、まずは通常の我々が今行っている収納対策、滞納対策、これにつきましては、収納のほうについては、まずは市税の納付環境の整備、これはこれまでの金融機関での窓口納付や口座振替に加えて、コンビニ納付やクレジット納付の導入などにより、環境の整備に努めてまいります。

また、滞納の対策につきましては、まずは財産調査を行いまして、それについて分析をして、財産のある方については、納税の交渉をした上で、それでも納税いただけない方については、差し押さえ等の滞納処分、そして、財産がない方につきましては、滞納処分の執行停止などの納税緩和措置により、滞納金額の早期解消を図ってまいります。

次に、収入未済額の縮減についてですが、これは今も説明をさせていただいたんですが、まずは納付環境の整備による減少、これはコンビニ納付やクレジット納付の導入による効果が大きいと思いますが、そういったものがまずは1つございます。

そして、滞納対策について、これは文書や囑託員による訪問催告、それから、夜間・

休日納税相談などを行い、それでも解消しない案件につきましては差し押さえ等の滞納処分を実施する。と同時に、財産がない生活困窮などによる納税が難しい方につきましては、執行停止などの納税緩和措置を行うということで、そういったことの対策が功を奏して、収入未済額の縮減が図れたというふうに考えております。

次に、不能欠損額についてでございます。不能欠損の主な理由としては、大きくは3つございます。

まずは、生活困窮などによる納税が困難な方について、滞納処分の執行停止という処分を行います。このときにもうすぐに納付の可能性がないと、もう今後も納税ができないというふうに判断ができる場合には、即時欠損をします。そうではなくて、様子を見ながら、資力の回復が待てるような状況であると判断した場合には、執行停止をして、3年間お待ちをして、3年たっても、その資力の回復が認められないという方については、これもまた欠損ということになります。そして、3つ目の理由としては、これはやってはいけないことなんです、市税につきましては5年で時効になりますので、その時効が完成をして欠損になるという、この3つの理由が大きくあります。

その中でも、主な理由としましては、滞納処分の執行停止をして3年を経過したもの、これによる欠損が大きいというふうに考えております。この理由としては、先ほどもちょっとお話ししましたが、財産調査をして、財産を見つからない。滞納者と交渉した中で、この方については生活も困窮しているというふうに判断できる方については執行停止を行う。また、そのほかに、既に、外国人に関してですが、国外に退去されていて、日本の国内にいないという方でありますとか、住所不明でどこにいるかわからないという方についても執行停止をしていくと。

このような理由が一番大きな、主な理由としては挙げられるのではないかなというふうに考えます。

次に、滞納整理機構の移管事業の内容でございますが、平成30年度につきましては、90件の案件を滞納整理機構に移管しております。この案件につきましては、滞納整理機構のほうで幅広い財産調査を行った上で、処分可能な財産があれば、差し押さえ等の滞納処分を行います。そして、財産がなければ、滞納処分の執行停止が妥当であるという判断をして、その上で焼津市のほうに返還がされます。その判断を受けて、焼津市のほうで執行停止をしたりということになります。

こういったものが移管事業の内容でございまして、それによる滞納金額の圧縮が図れたというふうに考えております。

以上でございます。

- 松島委員 ただいま質疑に対するお答えをいただいて、やはり収納率で0.7ポイント上昇しているということ、これは聞くところによると、訪問を遠くまで行っているというように、一生懸命努力されているということも聞いているところでありますので、収納率の上昇というのは評価できるのかなというふうに思いました。

対策ということで、今後、キャッシュレスの時代が来る中で、いろんな収納状況が、主要施策概要報告書の45ページのところでありまして、下段が平成29年度、上段が平成30年度ということで、クレジットの比率が上がってきている。そして、コンビニ納付も上がってきているんですが、将来的にもっともっと上がってくる、収納率を上げるため

の収納の方法、納付の方法が多様化して便利になってくるということも非常に大事なかなと思う中で、一番最初に言いました、コンビニ納付、そういうキャッシュレス時代への対応ということも必要になってくるのかなというふうに思いますので、この辺の対策もきちんとやっていただきたいなというふうに思います。

それから、収入未済額の縮減に関しましては、説明はよくわかりました。そして、不能欠損額については、やはりどうしても無理なものは時効等を待たずに処理できるものがあるようでしたらば、不能欠損という形をとらざるを得ないのかなというところもありますので、これは状況としては、不能欠損が出てくるということも、これはやむを得ないのかなというふうに思いました。

そして、最後のところの主要施策概要報告書のところの44ページの滞納整理機構への移管事業ということで、内容的にはわかったんですが、滞納金額の圧縮を図ったということなんですが、これ額的なものはちょっと今お聞きできなかったかなと思いますので、どのような結果が出ているのかということ、わかる範囲で結構ですので、件数は90件ということで、今お聞きしましたけれども、滞納金額の圧縮を図ったとありますので、金額等がわかるようでしたら、効果がわかるようでしたら、お聞きしたいと思います。

○小池納税促進課長 圧縮金額につきましてですが、まずは移管した90件の中で83件について、収納がありました。税目別で言いますと、固定資産税につきましては、金額で502万4,148円、市県民税につきましては、金額で2,573万1,064円、軽自動車税につきましては、金額で47万1,180円の収納がございまして、それが滞納整理機構から焼津市のほうに送付されてきております。

○松島委員 やはりそういうふうに数字で聞くと、非常に安心するところがありますので、こういう形で収納率向上を図る、滞納を減らしていくということ、大事なことだと思いますので、こちらの機関と連動を図りながら、やっていただきたいなというふうに思いました。

全体的に税金をきちんと収納するということは大事なことだと思いますので、今までどおりの努力をしていただきながら、もっともっとよくしていただくようお願いしたいと思います。

本来、歳入に関してお聞きしているんですが、本当は歳出のほうもお聞きしようかなと思ったんですが、その中で、意見としてちょっと申し上げておきますが、歳出の幾つかの費目の中で不用額というのが見られます。これは限られた行政資源を的確で公平で運用されて事務執行されている中で、一番小さな金額で最大の成果を生み出すことができれば、大切な税金を無駄にしなかったということで、不用額というのは理解できます。

ただ、文字を見ると、要らなかったとか、使わなかったとかというようなイメージになってしまいますので、歳出のほうでは、不用額ということをありますけれども、適切に使っていただいたのかなというところが判断できることと、本当の意味で、こういう決算審査というのは、数字だけではなくて、事業の成果というものを判断するというのも決算審査なのかなというふうに考えております。

以上で私からの質疑は終わらせていただきますが、市民のニーズに沿った行政運営をしていただけるように、大切な税金を扱う財政部さんのほうで頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、次に、深田委員、お願いいたします。

○深田委員 次に、私のほうから、6項目質疑させていただきます。

初めに、市民税、法人税の現年課税分、増額した業種はどのような業種になるかということをお聞きしたいと思います。これは、調定額に対する収入済み額が115%ですが、前年度対比ですと、104.6%の増となっております。現年度課税分はふえているというのは、どこか特殊な業種がふえているのかなというふうに思いましたので、お聞きしたいと思います。

そして、2つ目に軽自動車税、これは旧登録台数と新税率適用の登録台数をお聞きしたいと思います。

主要施策の43ページには、軽自動車税のほうで、対前年度104.2%、課税台数は5万7,230台ありますので、旧登録と新規登録、新税率適用の台数が分かれてお聞きしたいと思います。

これは、2番目の対前年度比99.97%というのは、左側の調定額に対するよりも、支出済み額に対する99.97%なのか、この違いを確認したいと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、地方交付税ですけれども、これがこの3年間で約1割も減額されてきておりますので、その理由をお聞きしたいと思います。

それから、4つ目に財政調整基金、これを、取り崩しを減額した理由をお聞きします。

5つ目の臨時財政対策債、これが補正予算で増額されておりますけれども、増額された理由をお聞きします。

最後に、滞納整理費、静岡地方税滞納整理機構負担金、債権回収対策事業費、それぞれの滞納件数、滞納額、徴収額、滞納整理機構移管90件の徴収状況について伺いたいと思います。

一部、松島委員とダブっているところが、滞納整理機構のところがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

○中島課税課長 深田委員の質疑に関して、まず課税課分についてお答えいたします。

法人市民税の現年分の課税分が増加した業種でございますけれども、平成29年度と比較しまして、建設業、漁業、金融・保険業、この3種の業種が増加をしております。

それから、軽自動車税の関係ですけれども、軽自動車税は今回の5万7,230台という形でありましたけれども、課税客体としますと、軽四輪の分と、あと、原動機付自転車、それから、あと、耕運機とかフォークリフトのような小型特殊自動車というふうな形の категорияがあります。今回、旧税率、新税率のところの部分で、私ども軽四輪というふうに理解しましたので、軽四輪のほうの傾向についてお答えいたします。

軽四輪の旧税率の登録台数は2万6,013台、新税率の適用は6,096台となっております。

先ほど前年度の比較で99.97%というふうな形でありますけれども、軽四輪以外のさまざまな課税客体がありまして、特に、原動機付自転車が減少傾向にある形になりますので、その分で若干税の、あと、プラス、軽自動車税にも、軽四輪にも新車で買った場合に1年分、最初は安くなる、経過制度というのがあったりしますので、そういう部分が影響して若干下がるというふうなところがあると思います。

課税課分は以上になります。

○石原財政課長 私から3点御答弁申し上げます。

交付税関係、それから、財政調整基金の取り崩し、それから、臨時財政対策債について御答弁申し上げます。

まず、地方交付税のほうは、3年間で1割減少しているということでございます。

焼津市の場合、合併に伴う算定がえの特例というものをこの交付税制度上で受けてございます。それが平成27年に終了いたしまして、平成28年から5年間かけて、段階的にその特例が縮小されていくということがございます。その影響で、今、交付税のほうは減ってきているというふうに分析しているところでございます。

それから、2つ目の財政調整基金の取り崩しの関係でございますが、こちらは決算書の141ページのほうで少し御確認いただければと思います。

こちらに決算による繰越金の状況が載っておりますけれども、予算で10億円を予定してございましたけれども、前年度、平成29年度の繰越金が19億3,184万4,000円ということございまして、繰越金のほうがふえてございますので、こちらのほうで財源の手当てができるということで、財政調整基金の取り崩しを、とりやめをさせていただいたというところでございます。

それから、3点目の臨時財政対策債でございます。

こちらは、国全体で交付税財源が不足しているという中で国と地方が折半する形でそれを負担していきましょうという制度になってございまして、その地方負担分について、この臨時財政対策債というものが手当てをされています。

この額の決定につきましては、国のほうで交付税の算定時に国全体の財源の状況、それから、全国の交付税の需要額の状況等を、それから、あと、各市町の財政状況を考慮しまして、国のほうで決定されているものでございます。

今回、平成30年度中の補正につきましては、当初見込んだよりも、この発行額が国のほうから大きく決定されてきたということでございます。

以上でございます。

○小池納税促進課長 それでは、静岡地方税滞納整理機構についてのお答えをさせていただきます。

一部、松島委員への御答弁とかぶる部分がございますが、御容赦願います。

まずは、平成30年度に静岡地方税滞納整理機構へ移管をした90件の案件の内容でございますが、税目別で固定資産税が17件、市県民税が64件、軽自動車税が15件、それと、これは一般会計ではございませんが、国民健康保険税が77件ございました。

これら移管の滞納金額の総額は、1億3,403万8,166円でございます。

次に、徴収の状況でございますが、移管した90件中83件で収納がございました。税目別では、固定資産税が金額で502万4,148円。市県民税が金額で2,573万1,064円。軽自動車税が金額で47万1,180円。それと、これに国民健康保険税の3,642万7,681円を加えた、総額で6,765万4,073円の収納がありまして、焼津市のほうに送付をされております。

以上です。

○深田委員 まず最初に、市民税の法人現年課税分で、建設業と漁業と金融業の業種が増額していると。その主な理由は、漁業がよく、好調だということ、そして、建設関係も、

新庁舎とか、そういう公共事業が、建設の。そうなれば、金融業界もよくなっているのではないかなというふうに推察、今お聞きしながら、しました。

そうしますと、主要施策概要報告書の41ページに(2)の市民税法人均等割別納税義務者数の増減が書かれております。これが、前年度と比較しますと、3,994社で、プラス7の納税がふえているということなんですが、先ほどの建設、漁業、金融、この業種は資本金に比較……。この表から見ると、やはり上位のほうの法人に当たるんでしょうか。

そして、あわせて、資本金、上記以外の法人というのは2,257法人ありますけれども、こちらのほうにも、建設、漁業、金融の業種が含まれているのか、それとも、主に上のほうになるのか、確認したいと思います。

それから、全体では、「統計やいづ」のほうで、事業所数が平成28年で、焼津市では、6,328事業所がございます。法人は3,202社ということになりますと、この下が3,127事業所ありますので、その法人以外の、まあ法人、課税業者だと思うんですけども、それ以外の3,127、約3,000社、半分は免税業者ということで見てもよろしいのかどうか。それも確認したいと思います。

それから、地方交付税の合併にかかわる特例の段階的減額ということはわかりました。それでの平成30年度の一般会計の総額、歳入歳出、差し引き36億円の実質収支額が……。済みません。391ページの一般会計の実質収支額を見ますと、29億3,700万円余が黒字分ということになったところなんです。そうしますと、先ほど臨時財政対策債のほうで、国のほうで額を設定してきている、だから、増額になったということなんですけれども、こういう黒字になることが見込まれるのではないかというのがいつごろわかったのか。そうすれば、臨時財政対策債も借金ですから、翌年度、全額交付税に算定されると、措置されるということですけども、やはりなるべく借金は減らしていくということが焼津市、全国的にも地方自治体が置かれている立場だと思います。

こういう財政状況の中で、臨時財政対策債の増額分は拒否というか、うちはいいですよということでは言えなかったのかどうか。なるべく今後、地方交付税に、幼稚園、保育園料の国税もまた追加で入ってきますし、どんどん交付税の内容が膨らんでくる。そうなると、借金の部分はなるべく減らさなきゃいけないんじゃないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。伺います。

滞納整理の関係ですけども、今、具体的にどこの税金が滞納が幾らで多いよということの御答弁をいただきました。この中で、特に国保税が3,642万円ということで、多く徴収されてきているということなんです。なぜ国保税がこんなに高い、多く滞納がされているのか、それをどのように分析されているのか、伺いたいと思います。

○中島課税課長 深田委員の追加の質疑なんですけれども、今回「統計やいづ」での6,328事業所と、これは多分、経済センサスの数字の統計のものだと思います。今回、法人市民税に関しては、国税である法人税を課税標準とした業種と把握しておりますので、そこの違いが多分出てきているんじゃないかと思います。

それから、あと、免税業者に関しては、うちのほうは、国税でありますので、数字のほうは把握しておりません。

それから、その業種のところの部分なんですけれども、建設業、漁業、金融・保険業、

細かい資本金の額等については、うちのほうでは調査のほうはしておりません。

以上です。

- 石原財政課長 臨時財政対策債の発行に関してでございます。

まず、その前提として、実質収支29億円あるということで、こういったものが事前にわからなかったかということだと思いますけれども、そちらについては、もう3月までに予算の歳入歳出を執行しまして、4月以降、その全体像を徐々に把握している中で、この29億円の実質収支が発生するというのは、なかなか事前には予測はできないと。4月以降、だんだん全体を把握する中で、把握しているというような状況でございます。

臨時財政対策債の発行、借金そのものを減らすということを考えたほうがいいんじゃないかという御指摘ですけれども、確かに自治体によっては、満額発行しないで、発行額を抑制している自治体もございます。ただ、焼津市におきましては、この臨時財政対策債につきましては、本来交付税措置されるものが、財源不足によって、代替措置としてできているということで、後年度に元利償還金が全額交付税措置されるということもございまして、財政的になかなか発行を抑えるという余裕もないものですから、今のところは、全額のほうを発行させていただいているというところでございます。

- 小池納税促進課長 国保税につきまして、どうして金額が大きくなっているのかということでございますが、まずは我々が静岡地方税滞納整理機構に移管をする案件につきましては、財産があるということで、まずは処分ができるという案件を移管しております。その中で、90件中83件の収納があったということでございます。

滞納整理機構のほうで徴収をした金額をどのように税金に振り分けるかということにつきましては、年度の古いものから順番に充ててきて、それで、それを焼津市のほうに送付してきますので、その結果として、国保税の徴収金額が多かったということではないかというふうに考えております。

- 深田委員 最初の市民税法人現年課税分の増額した業種は、ここの主要施策のほうでは書いてないということですが、それでは、このランク別の上位10社というのはどういう業種なのかというのは、もう把握しておりますか。

それと、逆に、やはり増額した業種がある反面、昨年度、その前の年と課税課のほうにお聞きしたときには、やはり医療とか介護とか保育とか、そういう福祉関係、福祉・医療部門の、サービス業も含めて、そういう業種が減少、減額をして、廃業もふえていて、こういうこともお聞きしたんですが、そういう業種はどうなっているか、把握しておりますでしょうか。

それから、交付税の関係ですけれども、交付税は満額入らない、国のほうでお金がないということは、それは国の考えですけれども、それは国の税金の使い方の問題です。それは別の問題ではないかなというふうに思います。

私は、交付税を半分に減らして、その分、臨時対策債で地方に予算を回す、その仕組み、やり方自体がおかしい、それは思うんですね。ですから、そして、臨時財政対策債が途中で増額したということなので、最初の当初予算では、事前にはわからないという、先ほどの答弁でしたけれども、事前にわからなくても、途中の時点で、補正予算で増額しているので、その時点では状況がわかったのではないかと。そうすれば、焼津市の全体の会計からその増額分は少しでも減らすという立場に立てば、減らすことができたの



ではないかなというふうに思います。

国保税の増額した理由については、ちょっとよくわからないのですが、全体の滞納者に占める国保税の金額が多いということは、その世帯が、長年ずっと国保税が納められない世帯が、滞納世帯が多いのか、それとも長くずっと納められない状態の方が多いか、どういう家庭の状況なのかということも教えていただければ。

- 中島課税課長 法人の上位ランクのことなんですけれども、焼津市内に工場なり事業所を構えていらっしゃる大手の企業さんが多分ここに該当しているというふうに把握しております。

それから、細かい個々のサービス業もろもろの一つ一つの業種の傾向についてまで、ちょっとうちのほうでは分析のほうはしておりません。

以上です。

- 石原財政課長 臨時財政対策債についてですけれども、補正予算を組んだ時点で、その発行を抑える検討をしてもいいんじゃないかということがございますけれども、過去には焼津市も満額発行しないということをしてきた時期もございます。

ただ、平成30年度の決算の数字でいいますと、先ほど申しましたとおり、財政調整基金の取り崩しも予定したりしているわけですし、そういった中で臨財債の発行を抑えるという選択はなかなかしにくいかなというふうに考えてございます。

それから、あと、臨財債は確かに発行を抑制している自治体はございますけれども、臨時財政対策債自体は非常に有利な起債の1つでございますので、臨時財政対策債の発行を抑えるんだったら、むしろ交付税措置のない、ほかの起債を抑制したほうがいいんじゃないかという考え方もございますので、その辺どういった形が一番有利になるかということを慎重に判断しながら、また検討していきたいというふうに思っております。

- 小池納税促進課長 国民健康保険税の滞納者だけが特別に長期間滞納しているとかというふうには考えておりません。中には会社にお勤めになっていて、保険は社会保険に入っているけれども、市県民税、固定資産税を滞納されているという方もいらっしゃいますし、そういった中で、滞納整理機構に移管をしているものについては、まずは財産があって、差し押さえが可能だという中で移管をしておりますので、その状況の中で滞納整理機構のほうで収納したのが国保税が結果として多かったというふうに考えております。

- 深田委員 よくわからないのですが、法人税の関係なんですけれども、これまで総務文教常任委員会で決算や予算を審査してきたときには、やはり増額している業種とか、あと減額している業種はどのような状況なのか、焼津の経済状況がどのような状況なのかというのを分析していただいて、その業種を答弁いただいております。

それが、ことし、平成30年度は一つ一つの業種の分析はしていないということですが、そうすると、焼津市の経済状況はどのような状況なのかというのは、平成30年度をどういうふうに捉えているのかというのは、分析した回答をいただけないということになっちゃうんですね。

それで、10月から消費税は上がる、小売業、自営業者は大変な状況になっていくというときにだからこそ。市長はよくオール焼津、オール焼津って言っております。焼津市全体の経済、事業所がどのような状況なのかというのはぜひ分析していただく必要がある

かと思えます。

それを、今できなくても、今後分析をしていただいた報告というのは、この決算議会の中でできるのかどうか、今は無理だよということなのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

臨時財政対策債と交付税の説明なんですけれども、今回は特に財政調整基金を全額入れないよ、入れるのをやめたよということが計上されてありますので、だからこそ、じゃ、何で臨時財政対策債だけ増額したのということが疑問に思ったものです。

だったら、臨時財政対策債をやめて、借金やめて、財政調整基金のほうを少し入れるという考えもあったわけですか。そういうことはなかったのかどうか、確認をしたいと思います。

国保税の方たちの3,642万円というのは、特に長期間の滞納者ではないよということ、何か理由があって払えなくなってしまった状況、だけど、財産があるから、そして、その件数が多いということとして見てよろしいのでしょうか。3,642万円の国保税滞納者の件数というのはどのくらいなのか、お聞きします。

○中島課税課長 法人市民税は基本的に国税のほうからの連動した形での税になります。

ただ、ここで分析しないわけではなくて、焼津市内に工場とかありますと、設備投資をします。その設備投資に関しては、固定資産税の中の償却資産というふうなところの税目で、その設備の、例えば機械、装置を入れたとか、構築物を入れたとか、そういったものは把握することはできます。

ただ、その設備投資しますと、翌年度の法人市民税に、増加した分は翌年度の法人市民税が下がってくるというふうな傾向のほうは、うちのほうでも把握しておりますので、その中で法人の状態、ここは大きく設備投資したよとか、ここは廃業したよという形の部分は、基本的にそういったところの部分、要するに法人市民税じゃなくて、固定資産税の償却資産のほうでも把握しては、うちのほうで把握しているというのが大きいと思います。

以上です。

○石原財政課長 財政調整基金を、取り崩しをやめたにもかかわらず、臨時財政対策債を増額する必要があるかということをございますけれども、平成30年度の決算におきましては、財政調整基金のほう、確かに減額はさせていただいてございます。

決算書の137ページで、18億円発行予定を11億円減額しまして、決算では7億円取り崩しをさせていただいたということはございまして、やはりこの財政調整基金を取り崩している中では、なかなか臨時財債の発行を圧縮するということはしにくいのかなというふうに考えてございます。

今後、こういった財政調整基金を初め、各種基金の取り崩しが不要だと、なおかつ焼津市が発行するほかの起債が全て交付税措置で非常に有利な起債で賄えているというような状況が発生すれば、そのときには臨時財政対策債の圧縮みたいなことも検討できるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○小池納税促進課長 件数についての御質疑ですが、国民健康保険税3,642万7,681円の収納件数は69件でございました。

我々が特に国保税だけが長期にわたって滞納しているというふうには考えていないという理由の1つとしては、次に多かった市県民税、これは2,573万1,064円なんですが、これの件数が64件でございましたので、その差が5件ですので、国保税だけが特に長期にわたって滞納している、古い年度から滞納整理機構のほうでは税金に充てていくということではあっても、件数的にそれほど差がないものですから、そういったこともあって、国保税だけが特別に長期にわたって滞納しているというふうには考えていないというところでございます。

○深田委員 最後にします。

今、法人市県民税の関係でお聞きしましたけれども、いろんな経済状況の分析については、固定資産税のほうで分析しているということの、設備投資の関係も含めて、しているということですので、また、どのように分析されたのかというのを、今すぐではなくてもいいんですけど、また後ほど教えていただければと思います。

それから、国保と、今、市県民税の件数も出てきました。69件で、市県民税が64件、そうすると、大体ダブっているのがほとんどではないかなというふうに思われますが、それぞれの何件中69件が、滞納額から徴収されたよ、金額と件数、総額の、それを教えていただければと思います。国保と市県民税。

先にこちらの。お答えいただけますか。

○中島課税課長 償却資産ですけど、設備投資、基本的には1品ごと管理する業種が結構多くなりますので、その1品がどういうふうにあつた、減った、この部分で、要するに、いや、この機械はこういう業種で多く使われているよとか、耐用年数とか、もろもろ業種ごとに今、耐用年数が分かれておりますので、その業種で、この機械は使っている、この機械はやめたとか、そういった部分で、ここには設備投資が多くなっているよといった部分をうちのほうで内部資料として把握しているというふうなところの状況でございませう。

○小池納税促進課長 国保税と市県民税の金額と件数ということでございますが、まずは、移管に関する件数でございませうが、市県民税は64件、国民健康保険税は77件でございました。

移管のときの金額につきましては、税目ごとの金額は出しておりませう。個別の案件について、各担当者はその金額を把握してありますが、こちらのほうで滞納整理機構に移管をするときに、税目ごとの集計は行っておりませうので、金額がもともと幾らだったかというのはちょっと出てきておりませう。

その中で、徴収につきましては、市県民税が64件中、64件について収納があったということ、国民健康保険税につきましては、77件の中で69件の収納があったということでございます。

○深田委員 もう一個。

今、償却資産の関係はよくわからないので、また後で詳しく聞きます。

それから、今、国保と市県民税の移管の件数を77件と64件ということですが、もともとの滞納額と滞納件数、そして、市県民税と国保の総金額と件数というのは今わかりませうか。

○小池納税促進課長 今わかりませうので、お答えすることができません。

○深田委員 じゃ、後でよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、一応、申告した兩名からの質疑は終わりました。

関連して、ほかに質疑がある方、いらっしゃいますでしょうか。

○秋山委員 関連し、お願いします。

概要説明報告書の45ページ、松島委員が御質疑されたところなんですけれども、収納の方法、収納率を高めるために、これから環境を充実させていきたいということだったんですが、銀行、納付書による納付、それから、口座振替、コンビニ、クレジットで、今後、クレジットが伸びてくるかもしれないんですが、それぞれにかかる手数料といたしますか、市の負担額はどのようになっているのか、1件当たりとか教えてください。

まとめてやっちゃいますか。1つずつで。

○渋谷委員長職務代理 とりあえずまとめてやってみよう。

○秋山委員 私自身が、まとめてやるのは混乱するんですけど。

では、次に滞納に関してです。

生活困窮で即時欠損とか執行停止、または、という、いろんな方法があるということなんですけれども、執行停止等に至る場合などの生活困窮者、それらが生活が改善すれば、滞納者になっていくわけなんですけれども、主として、生活困窮の改善の支援のほうに、それらの人をつなげているかということ、つなげたかということをお教えください。

次に……。

○渋谷委員長職務代理 秋山委員、幾つあるの。

○秋山委員 4つ。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、2つずつにしよう。

○秋山委員 はい。じゃ、お願いします。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、今の2つの質疑に対して、答弁をお願いします。

○小池納税促進課長 手数料はちょっと後で回答をします。

先に生活困窮の方の生活改善への方法をどのようにしているかということでございますが、なかなか納税促進課として、そちらをメインにということとはできないものですから、多重債務については、市の弁護士の相談のほうへ案内をしたりということはやっております。

それから、手数料につきましてですが、口座振替につきましては、1件ごとに10円と消費税、コンビニ納付につきましては、1件ごと56円に消費税、クレジット納付につきましては、1万円以下の金額の納付につきましては、納付金額の1%、それ以上につきましては100円の手数料になっております。

以上です。

○秋山委員 そうすると、これで、収納率が上がるというのはいいんでしょうけれども、市として、最も手数料といたしますか、その負担が少ないものをふやしていきたいという方向なのか、どうなのか、その辺、お考えがあれば、教えてください。

○小池納税促進課長 もちろん市の負担としましては、手数料の問題はございますが、何よりも納税の環境を整えるという意味で、今後もコンビニ、クレジットにつきましても

取り組んでいきますし、何かほかに、今はやりのスマホ決済などもございますが、これらもコストの問題はありますけれども、そういったものも含めて、導入することができるかどうかについては研究をしていきたいというふうに考えております。

○秋山委員 了解です。

先ほど多重債務についてはつなげているということなんですけれど、生活困窮で執行停止になった、その対象者がまた復活して、復活という言い方も変ですけれども、滞納されていくということもあると思うんですけれども、その辺をサポートすることは特にされていないということかなと思います。

じゃ、次に、滞納整理機構には……。

○渋谷委員長職務代理 秋山委員、ごめん。次にというのは、別の項目に行くって意味。

○秋山委員 関連します。

○渋谷委員長職務代理 いやいや、違う違う。今、同時に杉田委員も手を挙げたので、だから、4つのうちの2つでやってもらって、杉田委員に行きたいと思うんだけど、いいかな。

○秋山委員 はい。

○杉田委員 今、秋山委員の質疑と関連をしているんですけれど、この納税緩和措置をされた件数というのは、平成30年度は何件だったのか。その件数というのは、ここ数年と比べて、横ばいなのか、あるいはふえているのか、これを教えてください。

○小池納税促進課長 まず、納税緩和措置の件数についてですが、平成30年度につきましては、滞納処分の執行停止の件数でございますけれども、市税に関しては、653件でございます。国保税につきましては1,138件でございます。

これがどのような状況になっているかということですが、市税につきましては、前年度、平成29年度が546件ございましたので、市税に関しては、この納税緩和措置の件数がふえているという状況です。

国保税につきましても、平成29年度は929件ございましたので、国保税の納税緩和措置についてもふえているという状況でございます。

○杉田委員 今の答弁の中で、だんだんだんだん年を追うごとに緩和措置がふえるということは、それだけ滞納している人がふえているということなわけなんですけれど、そのところに、1年間ずっといろいろ、納税促進課、そちらのほうで行っていただいているというのもこの前聞いてきました。

その人たちというのは、今までも連続して、緩和措置は、前年も緩和措置、今年度も緩和措置というような形でダブっている人というのはどのくらいおるのか。

そういう人たちに対して、先ほど秋山委員の質疑の中にありましたけれど、生活改善に向かうという方向での、生活困窮者となったときに、地域福祉との連携というのはできているのでしょうか。

言葉の使い方がよくわからないので申しわけないんですけれど、緩和措置というのと、減免措置というのと、その中身というのがどんなものなのか、それについて教えていただけますか。

○渋谷委員長職務代理 杉田委員、さっきの言葉の意味合いというやつは、それはもしあれなら、後での答弁でいいよね。

○杉田委員 いいです。

○渋谷委員長職務代理 それで、その前のだけを小池課長、答えることができれば。そうじゃなければ、後で杉田委員に資料で出してください。

○小池納税促進課長 まずは、執行停止について、連続して受けているのかという御質疑ですけれども、前年に執行停止を受けた方のどれぐらいが次の年も執行停止を受けているかということにつきましては、ちょっとわかりません。

ただ、3年間はその状況を見て、判断をしますので、毎年財産調査は行って、その結果、資力の回復が認められれば、執行停止処分を解除して、滞納処分に入ることになります。

それから、減免と緩和措置の言葉の意味合いということですが、減免というのはこちらの担当ではなくて、税そのものを減免するということですので、課税課のほうで処理を行っている事務になります。

こちらのほうで行っている納税緩和というのは、まずは分割納付の申し出を受けて、それに対して分割で税を納めてもらうということがまず1つ。それから、財産調査を行った結果によって、税を納めることが、ちょっと今すぐには困難だということが見込まれれば、執行停止処分ということで、大きくはこの2つになります。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 杉田委員、いいですか。

○杉田委員 生活困窮者だということで、今、緩和のほうで千百三十何件ということは物すごく多いと思うんですよ。その人たちの中で執行停止になっているのは何件かわからないんですけど、執行停止せざるを得ないような、そういう生活困窮であるということを確認したときに、そこで地域福祉との連携がとれているかということをお聞きしたんですけど。

○渋谷委員長職務代理 意味はわかっているか。連携はとれているかという質疑ですからね。

○小池納税促進課長 生活困窮という状況は、厳密に言いますと、恐らく地域福祉のほうで判断をする生活困窮という意味と、こちらで滞納処分ができないという生活困窮という意味とはちょっと、厳密に言えば違うとは思いますが、納税相談を受けた中で、生活がどうしても大変だということであれば、地域福祉課への相談ということは御本人には勧めてはおります。

○渋谷委員長職務代理 ほかに関連の質疑のある方、いらっしゃいますか。

○岡田委員 それでは、1点だけ。

先ほど滞納整理機構の関係をいろいろ教えていただいたんですけども、焼津市では、滞納整理機構へ、いわゆる渡す、その最低基準、これをどのように、この中で今回は国保税の滞納と市民税の滞納、これについての渡す基準をどういうふうに捉えているのか、教えてください。

○小池納税促進課長 基準でございますが、まずは滞納金額が50万円以上の方。その中で、財産はあるんだけど、納付に応じただけでない方、この大きくは2つが基準でございます。

○岡田委員 国保税も50万円以上でいいんですね。

- 小池納税促進課長 総額で50万円以上です。
- 岡田委員 了解です。
- 秋山委員 滞納整理機構への支払いといったらいいんでしょうか。今回、先ほど滞納整理機構に移管して、6,765万円収納できたということでした。
- 移管の件数が90件で、その総額が1億3,403万8,466円ということでした。移管90件で、滞納整理機構に約1,400万円と970万円、これを整理機構に手数料というんでしょうか、移管料ということで払っていると思うんですが、この滞納整理機構への払う金額の基準はどのようになっているか教えてください。
- 小池納税促進課長 機構への負担金の計算方法でございますが、厳密に言いますと、移管が終わったときに精算という形でまた事務手数料の不用分が戻ってきますので、厳密に計算ということはなかなか難しく、おおむね滞納件数1件について20万円で計算をして、あとは滞納整理機構で行っている事務が滞納整理だけではなくて、税関係の研修、それから、軽自動車の登録事務も行っておりますので、これらについても、それぞれ負担金という形で発生しておりますので、その総額が、先ほどおっしゃっていただいた1,400万円と900万円の合計金額ということになっております。
- 秋山委員 そうすると、今回90件移管があり、それで、全部でそのうち69件、90件のうち何件か、滞納整理機構で成功するとしなないということが、つまり負担金には関係ないということでもいいでしょうか。
- 渋谷委員長職務代理 もう一度聞き直しする、小池課長。
- 小池納税促進課長 お願いします。
- 秋山委員 1件当たり20万円というのは、移管するときの20万円ですよ。今回90件移管されたということなので、その数字が出てくると思うんですけど、その後で、収納が成功したとか成功しないということはあると思うんですけど、それは関係なく、負担金は計算されているということでもいいんですか。
- 小池納税促進課長 平成30年度に徴収された金額についての成功報酬分といいますか、そういったものの上乗せが、翌々年度の負担金にかかってきますので、全く関係ないということではございません。
- 秋山委員 了解です。
- 太田委員 先ほど同僚委員が質疑した中で、減免措置の関係で、課税課ということで課税課に振られたんだけど、減免措置が課税課として、市民税が何件、それから国保税が何件か教えていただけるとありがたいです。金額も教えていただけると助かります。
- 中島課税課長 減免ですけれども、あるのが市民税と固定資産税、あと軽自動車税という形があります。
- 主には、減免される場合は、生活保護であるとか、あと、軽自動車であれば、一定等級の障害者手帳をお持ちの方とか、そういう方が対象になりますけれども、具体的にどの税目でどの件数というのは今資料を持ち合わせておりませんので、また後日でよろしいでしょうか。
- 太田委員 国保税。
- 中島課税課長 国保税ですけれども、課税課のほうでやる案件ではありませんので、保険年金のほうの関係になりますので、そちらのほうでお伺いをしてください。

○太田委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 いいですか。

それでは、まだあるかもしれませんが、時間の都合で次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 では、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第9号中、財政部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第4号)案」中、財政部所管部分を議論いたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

これに関しましては、事前の申告はしていませんので、挙手の上、発言をお願いいたします。

よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 じゃ、特にないようですので、質疑、意見は打ち切ります。

じゃ、以上で、議第75号中、財政部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会財政部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

では、10時半まで休憩、交代しますので休憩時間といたします。

暫時休憩いたします。

休憩(10:21~10:30)

○渋谷委員長職務代理 では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、総合政策部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。

これより順次発言をお願いします。

まず最初に、内田委員。

○内田委員 私のほうからは、2款1項7目出会い・結婚サポート事業についてお伺いいたします。ページ数164ページですけれど、出会い・結婚サポート事業を主として899万9,520円の歳出となっておりますが、もともとの予算は幾らだったのでしょうか。この事業自身の具体的な事業内容を教えてください。あと、実績のほうはどうなっているのかを教えてください。

あと、こういったというか、出会い・結婚サポートということは、少子化もありますので非常にやる意味は十分理解できるんですけど、結婚サポート自身は民間のほうもやられていると思います。盛んにというか、やられていると思うんですけど、市としてやる意味というか、意義というか、そういった点についても教えていただけないでしょうか。



あと、最後に今後の計画とか目標とか、そういったものがあると思いますので、それも教えていただきたいと思います。

以上です。

○杉山政策企画課長 お問い合わせにお答えをさせていただきます。

出会い・結婚サポート事業費899万520円の予算についてであります。予算現額は450万円となっております。済みません、今、歳入を申し上げてしまいました。歳出につきましては、予算現額が出会い・結婚サポート事業と新婚生活、合わせまして900万円となっております。

次に、事業内容でございます。今申し上げましたが、出会い・結婚サポート事業にしましては、結婚を望む若い世代の出会いから結婚までをトータルでサポートする取り組みを実施させていただきました。具体的には、スマートフォンを利用いたしましたウェブによる出会い・結婚サポートセンター、これを平成30年1月に開設させていただきました。このウェブ上によってマッチングであるとかアドバイス、出会いイベント情報の発信などを行わせていただきました。また、これに加えまして、市内在住・在勤の单身男女を対象といたしました出会いのイベントについても2回開催をさせていただいております。

あと、結婚新生活支援事業の補助金につきましては、結婚に伴う新生活の経済的な負担の軽減を図るために、一定の条件を満たした新婚世帯に対しまして、住宅購入費用、また住宅の賃貸費用、あと、結婚に伴いまして引っ越しをする場合もございますが、そういった費用を対象に助成のほうを行わせていただいております。

その事業に対する実績でございますが、出会いにつきましては、先ほど申し上げました出会いのイベントを2回開催させていただいております。時期につきましては、クリスマスとバレンタインという時期に合わせまして、クリスマスのイベントに関しましては参加者が53人、このときの参加者によってカップルは7組のカップルが成立をしております。また、バレンタインの時期につきましては、参加者といたしまして55人が参加をさせていただきまして、カップルにつきましては9組、合わせまして、合計しますと108人が参加をし、16組のカップルが誕生しております。

また、結婚新生活支援事業の補助金につきましては、6組の新婚世帯に対して助成を行っております。

また、少子化の中で民間もやっているけれども、市としてやる意味はあるのかということでございますが、先ほど委員もおっしゃられたように、少子化である、また、最近人間関係が希薄になっているという中で、男女のつき合いというものに余り積極的ではないという男女がふえております。そういったところを行政としても少しでも解消を図るために取り組みをさせていただいているとともに、最近の若者がやはりスマートフォンの普及率が高いという中で、スマホを利用した取り組みの中でいろいろおつき合いのほうもされるということで、そういった点においてもいろいろ成果はあるのではないかと考えておりますし、また、民間の事業者であれば有償で出会いの登録をされておりますが、この我々が今やっておりますウェブサポートセンターにつきましては無料で登録をさせていただいておりますので、そういった点でも市としてはいいのではないだろうかと考えております。

あと、評価の部分、またちょっとつながるかと思いますが、焼津市の婚姻数につきましても、近隣の市町においては減少している傾向にあります。そういった中で、我々はこういう取り組みをしている中で、平成28年には561件の婚姻数であったところが、平成30年は579件ということで徐々に、わずかではありますが回復をしているというところで意義があるのかなというように考えております。

また、今後の取り組みについてであります。焼津未来創生創業戦略のKPIであります婚姻数、今、徐々に回復しているとは申し上げましたが、744件というKPIを設けております。これには届いておりませんので、これまでの取り組みが徐々に成婚数という形であらわれてはきておりますけれども、結婚生活支援の事業補助金とあわせて、人口減少対策も重点的な取り組みとして、結婚を望む方々が焼津で結婚して定住できるように引き続きいろいろな手を尽くして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○内田委員 実績もあって非常に価値がある事業だと思いますが、追加でちょっと教えていただければなんですけど、この出会いのイベントを2回やられて、7組と9組、カップルができたということなんですけど、この後どうなったというのは追加で調べていらっしゃるでしょうか。

○杉山政策企画課長 カップルの誕生後の話でございますけれども、これまでは御成婚の状況というのがやっぱりつかみにくかったところでもありますけれども、ウェブによって連絡がとれるようになったところの成果の1つであろうかと思いますが、イベント参加のカップル、また、このウェブの登録者が御成婚をされておまして、数としては12組24人の御成婚の御報告をいただいております。また、このウェブの登録者同士ではないんですけれども、ウェブの登録者がウェブの登録者以外の方と結婚された方が60人という報告も受けております。これにつきましては、この取り組みによって結婚に前向きになられた成果ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○内田委員 非常に成果が出ているということで安心しましたというか、非常にやる意義がある事業ではないかなと思います。私の周りもというか、友人の子どもたちも結婚適齢年齢にいるんですけど、なかなか結婚、その機会もないということもありますので、市のほうとしても積極的にやっただいて、婚姻数をふやすということをやっただけであればいいかなというふうに思います。

私からは以上です。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、続きまして、青島委員。

○青島委員 私からは、2款1項7目総合計画推進事業、ページ164、概要報告書のページ30のほうで載っております。第6次総合計画の進行管理と市民への情報提供を行うためとあるわけですけれども、ここで言う中身の中で1として、行政経営会議のメンバーは。

2、市民会議の開催、アンケート調査、これらは公開されていますか。

3、焼津ダイヤモンド構想の推進を図るため、スマートインターチェンジ周辺土地利用に関する県、企業等、協議調整を行ったということの中で、スマートインターチェンジ周辺とはどの範囲を示すのか。

次に、県、企業との協議内容について、これも開示できますか。

次に、地区住民との意見交換会開催、どこの地区か、議事録はありますか。これも公開されますか。

また、ここで言う企業等、ここでの等というのはどういったところでしょうか。

このダイヤモンド構想の推進を図るということですが、そもそもダイヤモンド構想の原石とは誰が原石を見つけるのか、そういった中で、スマートインターチェンジ周辺を考えると、土砂の置き場を五味八珍の裏側とするのか、裏側というか、山側で土砂の置き場等もあるわけですが、それもダイヤモンド構想の一端となるのですか。その構想をお聞きしたいと思うんです。

○杉山政策企画課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の行政経営会議のメンバーはというお問い合わせです。行政経営会議のメンバーにつきましては、市長、副市長、あと、教育長及び病院事業管理者並びに各部長職の職員で構成をしております。当時の構成は以上のおりでございますが、令和元年度はこれに市長戦略監をメンバーとして追加しているところでございます。

次に、市民会議の開催、アンケート調査は公開をされているかということでございます。市民会議の開催に当たりましては、第6次焼津市総合計画策定市民会議の委員の皆様へ開催の通知を送っておりますし、また、「広報やいづ」におきまして参加者を募っているところでございます。また、市民会議の当日にいただきました意見を今年度の各施策の方針に反映させていただいているところでございます。平成30年度の市民アンケートの調査の結果につきましては、焼津市のホームページで公開をさせていただいているところでございます。

次に、焼津ダイヤモンド構想についてのお問い合わせでございます。S I C周辺とはどの範囲を示すか、またあわせてお答えをさせていただきたいと思うんですが、地区住民との意見交換会はどこの地区かということでございます。地区につきましては、現在進めている候補地は、市街化区域の連続性であるとか、志太中央幹線、あと港湾道路などの主要幹線道路が整備をされている上泉・相川地区でございます。

また、関連で、議事録はあるか、公開できるかというお問い合わせもありましたが、これにつきましては、地区の住民の皆さんがワークショップ形式によりまして意見交換を行っておりまして、その意見交換開催後には意見交換会の内容をニュースレターという形式で対象の方々に送付しているところでございます。

あと、県、企業との協議内容について開示ができるかというところでございます。将来におけるまちづくりの可能性や農業調整等につきまして、関係の皆様とは相談レベルでの協議調整をさせていただいております。具体的な内容など、公開できるというものはございません。

あと、ここで言う企業等とは何かというところでございました。土地利用や農業調整に関する関係団体、具体的に申し上げますと土地改良区やJA大井川などと協議を行っております。

最後でございます。そもそもダイヤモンド構想の原石とは誰が原石を見つけるのかということですが、ダイヤモンド構想におきましては市内に8つの拠点を設けまして、この拠点における機能や、人・海・山・水・文化・情報という焼津の多様な地域

資源をダイヤの原石と例えまして、これらを磨き、活用、連携、循環させることによって新たな魅力を創造し、住み続けたい、住んでみたい、行ってみたいまちを念頭に置きまして、持続可能な地域経営を実現し、市民が輝かしい生活を安心して暮らせるまち、ダイヤモンドにしていくことを目標としている構想でございます。

最後の御質疑、五味八珍の、これはいわゆる土砂置き場、それもダイヤモンドの一環かというお問い合わせでございました。ダイヤモンド構想につきましては、あくまでもまちづくりの基本的な考え方をまとめたものでございますので、少しお答えのほうはできないかなと思います。

以上でございます。

- 青島委員　ダイヤモンド構想のもととは8つの拠点だというわけですが、それが何を磨くかという形で考えたときに、誰がというと、先ほど言った行政経営会議のところで決めるのか、市民の多様な意見を多くの人というか、いろいろな部署にいる、会社経営をしている方もいるでしょうし、そういった方のいろんなものが参考になってきたということが、それと地域で観光資源になるようなものを行っている人だとか、そういったことを促しながらもやっていくのか、ちょっとそれがなかなかつかみ切れないような感じているのが私です。

それで、最初、スマートインターチェンジはどの範囲を示すのかというのは、今の答えでは上泉、相川というふうにとったわけですが、実際に周辺というのはどういったところを言うかということ、実際にある場所というのは上新田、下江留、上泉、相川とか、そこら辺が今のスマートインターチェンジのある部分もあって、だから、その周辺というと相川、上泉、今たまたまそういうふうに言っているのか、それとも今後の中で全体の地域、まちづくりという面で考えていったときにどういうことなのか。だから、質疑の今言われる上泉、相川が周辺ということじゃなくて、地域全体のやっばりまちづくりということを考えると、最後にお聞きした、それは書類等が調べばそういったことを許可していかなきゃならないというのはよくわかりますけれども、実際どういうまちに周辺をしていくのかということが定まれば、そういったものは地域に似合うところなのか、ほかではできないものなのかということも出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺のことは考えられないんですかね。

- 杉山政策企画課長　地域の開発においてそういったところもあるよという中で、まちづくり、誰が進めるのかということにも関連するかと思いますが、都市や地域の発展や振興を図るために、地域住民や事業者などの関係者が参画しながらさまざまな取り組みを行っていくものと考えておりますし、このダイヤモンド構想を考えるに当たりましては、都市計画マスタープランなどの整合も図っております。都市計画マスタープランにおきましては、地域の住民の皆様との会話も進めながらやっていったというところがございますので、そういったまちづくりをしているというところがございます。

また、地域全体を考えたときに、そういったところがいいのかということでもございますけれども、法的に問題がなければ許可せざるを得ないのかなというところでもあります。

以上でございます。

- 青島委員　最初に聞いたスマートインターチェンジ周辺はどの範囲を示すかのお答えで、

上泉・相川地区ということで、また地域にそういったことを発信してもいいですか。

- 飯塚総合政策部長 地域に発信してよろしいかという御質疑でございますが、発信の仕方がちょっと我々も今つかみかねておるんですが、現在、我々、スマートインターチェンジができて、都市計画マスタープランのときの地域別構想の大井川西区といったところで、その方々に集まっていたいて、平成二十六、七年だったと思いますが、その中で、インターチェンジを利活用したまちづくりを進めていこうという御意見が若者、それから地域の皆さんから出ましたので、その中でそういった形で、今、上泉・相川地区という形でワークショップをやって、どういったまちづくりをしようという話を進めているという形のは地域の皆様にお知らせしているところがございますので、ただ、ほかの地域の方々、大井川の東であったり南であったりするところにつきましても、都市計画マスタープランの地域別構想という形で皆さんにお知らせをしているところがございます。その中の一環という形で捉えていただければと思いますので、大井川地区の全体のまちづくりはそういう形で示していくと。ここだけ特定に進めていくというものではございませんので、まずその中の一環として、今政策企画課長が答弁したまちづくりの勉強会だという形でございます。

以上でございます。

- 青島委員 今、まちづくりという中で、じゃ、周辺というのは、今やっているのは上泉・相川とかという話で、実際にはもうちょっと範囲がある中で、このまちづくりの中でそれぞれ意見をというか、伺っていくというふうにとってもいいんですか。
- 飯塚総合政策部長 そうですね。先ほど言いましたダイヤモンド構想につきましては都市計画マスタープランが基礎となっておりますので、これは焼津市全域、それから地域別構想という形で順次進めていくという形でございます。ですので、市全体と、それから各地域ごとという形でございますが、この中で今進めているのは上泉・相川地区の勉強会だと。例えばそのほかにもまちづくりの勉強会をやっているのは豊田地区とかございますので、いろいろそういった形で市内全域でこういうまちづくりが進んでいけばいいかと考えておりますので、この地区のみならず、ほかの地区におきましてもこういう形でまちづくりのほうを進めていきたいという形で考えております。
- 青島委員 今から発言するのは全く余分なことです。以前、大井川町時代にあった話の中で、線引きのなかで、その当時の町民の中からも土地利用のことについてなかなか進まないという苦情が結構あった地域がありました。しかし、それを逆にとれば、今後のまちづくりの中で本当にいいまちづくりができると思って、これから構想を練っていくという時代があったわけですが、当時、焼津市、大井川町と考えたときに、冷蔵庫等の耐用年数が大体20年ぐらいとよく聞いているんですけど、大井川町のほうに、土地も安かったという面もあると思いますけれども、つくりたいという話が結構たくさんあったと。だけど、当時の部長さんは、今、先ほど言ったように、今後、大井川地域のまちづくりというのを考えるときに、町並みをどうするかということを考えたときに、お断りしているというような話があった。これは余分なことですが、以上申し上げて終わります。
- 渋谷委員長職務代理 では、次に杉田委員、お願いします。
- 杉田委員 私は、5款1項1目働き方改革推進事業という形で、テレワーク推進事業と

ということがこの決算書に載っておるわけですが、テレワーク推進事業というのは具体的にどのような事業の内容なのか、そして、そこに川根本町との関係が説明をされていましてけれども、川根本町とはどんな関係を進めるのか。ここに利用者、どのような方がこれを利用して、そしてその効果、その分析をどのように評価されているのかお聞きしたい、お願いします。

○杉山政策企画課長 テレワークに関するお問い合わせでございます。

まず、事業の内容でございます。これはお問い合わせをいただいたどういった方が対象かというところとダブるかもしれませんが、事業の内容としましては、子育て中の女性や、また、自宅で働きたい方などが雇用契約によらない働き方、こういったものが今求められております。時間と場所を選ばない新たな働き方の実現に向けまして、テレワーカー、これの募集から育成、また、実際に業務を請け負うまでの流れを川根本町様と連携して実施しております。

また、川根本町との関係でございますが、川根本町様とは海の子山の子交流事業などで自然環境を活かした子どもたちの体験交流事業を行うなど、両市町との交流が盛んであります。これを起点に他の分野でも連携して実施できないかというところで検討していた中で、働き方改革に関しましては、共通の課題であります新たな地域活性化策と仕事創出の解決、こういったものを両市町とも図っていかなければならないということを考えておりまして、連携して取り組んでいく、これによってスケールメリットといえますか、ノウハウ等も両市町で蓄積されよりよい事業が展開できるというふうに考えておりまして、連携をさせていただいているところでございます。

この効果でございますが、テレワークに関しましては、ただいま申し上げたように川根本町と一緒にやっておりますけれども、川根本町様と合わせて61の方が応募をされまして、いろいろテスト等を踏まえて、最終的に業務の受注を請け負うまでの方に関しては、焼津で言えば4人のテレワーカーを育成することができております。川根本町においては2人となっております、合計で6人ということでございます。

今お話しさせていただいたように、テレワークの募集をかけたときに想像以上の募集がありまして、テレワークへの関心の高さというものがうかがえたのかなというふうに考えております。特に子育て世代であります30代から40代の女性の参加割合が非常に高く、潜在的な関心者、これを発掘できるのではないかなというところの確認もできております。

また、研修に参加をしていただいた方からは、不安を抱きながらのスタートであったけれども、納品できたときには大きな喜びとやりがいを感じた、また、時間に縛られることなく、家で子どもの世話をしながらできたので本当にありがたいなどのお声をいただいております。

本年度につきましても、テレワークの事業については同じように展開をさせていただいておりますけれども、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○杉田委員 大体の流れみたいなのはわかったんですけど、具体的にテレワークの仕事というか、この60余人の応募者に対して、具体的にどんなことをその人たちにしたんで

すか。

- 杉山政策企画課長 具体的な内容でございます。今申し上げましたとおり、エントリーに関しましては焼津が52人、川根が9人、合計で61人のエントリーをいただきまして、事業の内容としましては動画のチェック作業、具体的に言いますと画像とテロップ、よく文字が画像に流れますけれども、そのテロップが不整合がないか、間違っていないか、誤植がないかなどという業務を請け負っていただくために、書類選考、またタイピングテストなどを行っていただき、また、教育研修への参加、また実技研修などを行っていただきまして、最終的なテレワーカーとしましては、焼津4人、川根2人、合計6人というテレワーカーの育成につながったというところでございます。

以上です。

- 杉田委員 今、具体的に画像でそのテロップの整合の仕事ということをお聞きしたんですけれど、具体的にはテレワーカーの仕事というのはそれだけじゃないと思うんですよ。いろんな仕事の、ちょっと私も種類はわからないんですけど、こういう仕事、こういう仕事と限定をしてそういう講習会だか何だかわからないんですけど、それは市がやるわけじゃないと思うんですけど、それはどこかに委託をされていると思うんですけど、そういう業者に支払われたのがこの301万円という金額だと思うんですけど、何社ぐらいに対して、今言った具体的な仕事として画像とテロップというのは、例えば焼津のいろんな画像とかネットで流していますよね。そういうものに何か下にテロップがついたようなことをすることなんだけれど、市の画像とテロップのことを言っているんじゃないくて、何かほかの具体的な内容というのは市の仕事ということじゃないですよ。
- 杉山政策企画課長 テレワークの事業というのは、一般の企業の皆様からの、企業がやるべき仕事を外注してテレワーカーが請け負うというものになります。今委員がおっしゃられたように、テレワーカーをやる方に関しましては、テレワーカーとして十分なスキルが備わるのであればいろんな企業からいろんなものを仕事として請け負って報酬を受けるといった活動につながっていくかと思えますけれども、我々市としてやっている事業に関してはテレワーカーの育成でございます。テレワーカーを育成しながらやっていくこととなりますので、まず目標としまして、先ほど言った動画チェック作業というものをやるという方を育成していく、これにまず取り組んだというところでございます。

仕事の内容としましては焼津の仕事というわけではなくて、今申し上げましたように、民間の企業の中でいろいろ画像をつくる方、たくさんおられますけれども、たくさんつくる画像の中でその画像をチェックする作業をテレワーカーに託したいよという企業がありますので、その企業からの仕事をテレワーカーが請け負うというところをやるんですけれども、今回に関しては、くどいようなんですけれども、その中でテレワーカー育成の基礎講座の一環として動画チェック作業を請け負っていただいたということになります。

以上でございます。

- 杉田委員 内容はわかりました。今回は画像とテロップの仕事についてのテレワークについて受けていただくということで、また今後もいろんなことを計画されると思うんですけど、今言った画像とテロップの整合をするという、それを具体的に研修するというのはどこがやるんですか。さっきお聞きしたんですけど、答えがなかったの。
- 杉山政策企画課長 テレワーカーの育成に関しましては、募集から研修などの育成を含

めてこの事業で委託をさせていただいております。事業者がこの事業を委託してやっていただいております。また、追加で御説明をさせていただければ、昨年は動画のチェック作業でございましたが、ことしに関しましては公共団体、行政の入札情報のチェック、動画の作業よりも安易にできる、そういったところをもう少しやっていただきたいなというところで、多くのテレワーカーを育成したいという観点から、行政の入札情報、これを求めている方というのが民間の企業でいっぱいいらっしゃるものですから、その行政の入札情報を一元管理するという企業から、最新の、日々入札情報が変わりますので、その更新作業を請け負っていただくというような形で今育成を図っている、ことしについてはそういうテレワーカーの育成を行っているというところでございます。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次、岡田委員。

○岡田委員 岡田でございます。

出会い・結婚サポート事業費、これにつきましては、先ほど内田委員がほとんど聞いていただきました。私の聞きたいこと、全て終わっております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、通告による質疑は終わります。

関連して、ほかに何かございませんか。

○岡田委員 それでは、先ほどのテレワーク推進事業、この件についてお聞きしたいと思います。本来、これ、何で市がやるの、市がやる必要性というのはどこにあるんですか。金額的には380万円程度というような形ですけれども、これは働き方改革とともに空き家対策ということが同時に出てきた中で出てきた仕事でもあるというような感じがしないでもないものですから、何でこの事業を市がやる必要があるのか、この根本的なところを教えてくださいませんか。

○杉山政策企画課長 なぜ市でやるかというところでございますが、冒頭で御説明したように、テレワークを求めている方というのは、子育て中の女性であります。そういった方に対して、子育てだけにかかわるのではなくて、自分で仕事をやって報酬も得るところで生きがいを持って働いていただきたいというところをやるために市としてこれの取り組みをやらせていただいております。

以上でございます。

○岡田委員 子育て中の若い方々、あるいはそのほか障害を持った方とか、あるかと思いますが、それぞれが生きがいを持って働くために在宅でやるというような業務として考えるならば、別にこれ、市がというよりも、こういう形でやらなくてもそれなりの方法というのは幾らでもあると思うので、何でこれにこだわってやったのかなということ、これがよくわからんものですから、できれば福祉関係の部だとか、そういったところも十分入れた中で、そして働き方改革の中、こういったものをもう一度再検討する必要があるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○杉山政策企画課長 この取り組みに関しましては、未来創生総合戦略の中の一環として取り組んでおまして、そういった観点から、これについても少子化対策、働き方改革、それぞれで含めてやるべきであるという整理の中で取り組みをさせていただいておりますので、また、福祉というお話もございましたが、これから連携してやっていきたい、やっていけることがあればやっていきたいと考えています。



以上でございます。

- 村松委員 ただいまの関連です。テレワークです。先ほど61人の応募があり、焼津で4人、それで川根で2人、計6人ということですがけれども、今までここで育成レベルに達した人は何人かというのを、焼津だけでもいいですから教えてください。

それと、この方々は全て会社に属することなくフリーランスでいるのかなという、その2点です。お願いします。

- 杉山政策企画課長 61人で焼津で52人、川根で9人という内訳でございます。委員のおっしゃることは、テレワーカーとして育成ができた人間は何人かということであるかと思いますが、焼津で実際に業務を請け負うまでに育てていただいた方は焼津で4人、川根で2人という状況でございます。

あと、フリーランスというお話、ございました。契約については、テレワークに関しては雇用型と自営型がございます。企業に在籍しながら、事情があって会社で勤務ができないという方が離れた場所で働くというところにおいて、本人は離職しなければならない、会社はやめさせなければならない、こういったものを解消するためにテレワークというものを活用している取り組みが1つあります。

我々が今やっているのは自営型というほうでございます、個人事業主としていろいろな事業を請け負うという活動をする方々になります。契約については、それぞれ企業と、テレワーカーに対して発注する業務がいろいろございますけれども、そういった企業と個別に契約をしていく形になりますので、自分のテレワーカーとしての業務に合った事業をそれぞれ発注する側に対して契約して受注して納品までやるというところの流れの中でやっているところでございます。

以上でございます。

- 村松委員 了解しました。ありがとうございました。

- 鈴木委員 テレワークに関連してですけれども、昨年度、一般質問でテレワークの拠点の整備について質問をさせていただいた経緯がありまして、ちょっと教えていただきたいですけれども、テレワーカーの育成については今の皆さんの御質疑でよくわかったわけですけれども、拠点整備について、現状とこれからの取り組みについて伺わせていただきたいのと、もう一つは、藤枝市は駅前にテレワークの拠点をこのほど整備いたしました、特に精神障害者雇用についてテレワーカーが拠点に入って、3名ほど今、仕事をされているようなんですけれども、その3名のうち2名は焼津市の在住の方だそうです。

そういうことで、障害者雇用についても、今はまだまだ潜在的な要素があるのかもしれないけれども、これから役所についても法定雇用率達成をしていくためには、障害者雇用というのにもやっぱり力を入れていかないといけないなという部分で、そういった福祉部門とテレワークの総合政策部との連携というのはどういうふうにお考えかというのを、拠点と、あと福祉との連携、この2点をお願いしたいと思います。

- 杉山政策企画課長 お答えさせていただきます。拠点に関してのお問い合わせでございました。拠点に関しましては、特に現在はこれと定めた拠点はございませんけれども、空き家対策の中で空き家も利用しながらそういった拠点整備、考えてまいりたいというふうに考えております。

また、福祉との連携によるテレワークの活用ですけれども、これについても、確かに

藤枝市さん、やっぴらっしやいます。そういった先進事例、先進というか、藤枝市の事例を踏まえながらやっていきたいと考えております。これからの障害者雇用の点も考えれば、当然、観点の1つとして捉えなければならないというような理解をしておりますので、なるべく取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

- 安竹委員 出会い・結婚サポートのことなんですけど、このサポート事業に参加された方、また結婚された方の年齢というのは大体何十代というのを教えていただければと思いますので、わかる範囲で、大体でいいですけど、よろしく願いいたします。
- 杉山政策企画課長 申しわけございませんが、年齢につきましては委託業者の管理の範囲になっておりまして、我々としても知ることができていない状況でございます。
- 安竹委員 年齢のほう把握されていないということですので、それは別にいい、どうのこうのと私は言うわけじゃないですけど、この主要施策概要書を見ますと若い世代の結婚サポートと書かれていますので、若い世代を応援するというお考えなのか、それとも幅広い結婚を狙うのか。ここに書いてあるということは若い世代ということですので、若い世代に絞っているのかなという、そういうお考えがあるのかなということをお聞きしたいです。
- 杉山政策企画課長 若い世代という表現がどうかというところでございますけれども、年齢に関しましては、結婚後、出産までを考慮する中で考えていかなければならないというところもございまして、おおむねどのぐらいかというのは非常に難しいところでございますが、そういった観点から年齢の層というものを考えていきたいと考えております。
- 松島委員 テレワークのことでちょっとお聞きしたいなと思っていました。私もテレワークのことは一般質問の中で何年か前に発言させていただいたんですが、今回、この事業が働き方改革推進事業費という形でこの決算の認定をしなければならないわけなんですけど、そもそもテレワークの推進の中で、考え方として、移住、定住の促進で既にテレワーカーとしての能力を持っている方が焼津に来て、焼津を拠点に、例えば今お話に出た空き家を使って、あるいは海の見えるところに住んで、東京でやっていた仕事を焼津でもできるよという、こういう考え方のテレワークの推進というものもあったと思うんですが、きょうお聞きしておりますと、どちらかというところテレワーカーの育成であるとかそういう部分でこの事業費が使われているがごとくありますが、現実として川根本町も、東京からそういう人材をパソコン、IT、IC関係の仕事の方を呼ぼうというような動きもあったように聞いております。ですから、今回、この費用の中でそういう移住、定住につながる東京からの人材をとという考え方はこの事業の中にあるのかなと思ひまして、確認をさせていただきます。
- 杉山政策企画課長 確かにテレワーカーとしての活用をしている方がテレワークという情報通信技術を使って仕事を受注するというところは移住、定住につながることでございます。今お話がありましたように、川根ではそういった取り組みをしているよということでございますが、サテライトオフィスの部類の中に入るのかなというふうに思ひますけれども、それについては今後検討させていただくということで、今はテレワーカーの育成のほうに力を入れてやらせていただいているところでございます。

また、移住、定住に関しましては、移住・定住支援サイトでありますやいづライフにおきまして大きく焼津の情報に関して広く広報させていただいております、そういったところからテレワーカーに来ていただいて、できれば空き家を活用させていただいて事業展開をしていただく、こういったことをこれから検討させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○杉田委員 確認なんですけれど、青島委員のほうから、総合計画のところスマートインターチェンジ地域のまちづくりの問題について質疑があったわけなんですけれど、私はちょっと同じ観点での質疑を、都市政策部、そちらのほうでこの関連で聞きたいと思っているんですけど、ここですか、あくまでも。都市政策の中の予算の使い方との関連で聞こうかなと思ったんですけど。

まちづくりの観点で、最初、私、今までこの問題について今は都市計画、都市政策部じゃなくて、前は都市計画課だったかな。そちらのほうに行って、まちづくりに関してその地域で上泉の地権者が集まってずっといろんな市のほうからの説明会をやったとか、そういう資料をずっともらってきました。その関連で、このまちづくりに関連しての地域でのお話というのは都市政策部のほうがやっていたのかなというふうに思ったもので、今回、都市政策部のほうの決算の中でこのこと、インターチェンジ、サービス、S I ……。

S I Cか。その関連の事業という形で決算のあれがあったのでそちらで聞こうかなと思ったんですけど、違うのかな、今に関して言えば。

○飯塚総合政策部長 S I C周辺の所管といいますか、そういう形で、今、通告の中で杉田委員のS I C周辺拠点整備事業という、決算認定につきましては都市整備課という形になります。我々が今青島委員に御回答した内容につきましては、その前の全体のまちづくりをどう進めていくかという、そういった方向性につきましては、ダイヤモンド構想の関係もございましたので当部で所管をしているという形で、その後、こういった形、具体的なものになった場合は都市整備課という形になってくるかと思えます。

以上でございます。

○杉田委員 それでは、都市政策のほうは、事業費についての事業のほうは、そういうものについてはそちらで質疑します。それに関連して、関連してというのは、先ほど青島委員のほうから言っていた問題ですけれど、地域のまちづくりという観点で、私も質疑して、そのときに、こちら総合政策のほうだったか都市政策のほうか、ちょっと覚えていないんですけど、申しわけないですけど。まちづくりの最初の段階で地権者を集めて、上泉の公会堂に集めていろいろこんな方法があります、あんな方法がありますというような形で説明をされていたと思うんですよ。

その中で今、薫科委員もそこに参加されているというふうには聞いていますけれど、地域の人たちが全部で地権者として二百何人ぐらいいたと思うんですけど、その中の大地主さんという言い方はちょっとよくわかりませんが、大きく農業をやられている方、その方たちの面積の占める割合というのが圧倒的に多いんですけど、人数的には少ない、少数であるという、そんな形で、市のほうからもらった資料の中で、全体的に地権者は何人ですよ。そのうち、早いところこのところを、つつじ平との延長線

上でそのところを市街化区域にして、それで早く何とか売ってもらえればいいなというような声が、こんなにあります、こんな声もあります、こんな声もありますといって、圧倒的多数が、7割から8割ぐらいの人たちの声をそこに円グラフとして載せていたということがあります。それを見た大きな農家をやっている方たちはかなり機嫌を損ねたというだか、そういうものがあって、まちづくりというものが最初から何かありきのような、当初そういうのがあって大きな亀裂を生んでしまったという、そういうことがあったことを、そっちのほう、知っていると思います。そういうことに対して、その後、この事業、今回の総合政策の中で地域のどんなふうにも、開発というところまでいっていないのかもしれないけど、まちづくりをしようとする事業をしたのかという、それをちょっと聞きたいと思います。

- 飯塚総合政策部長 ただいまの杉田委員の御質疑でございますが、今年度につきましては、地元の皆さん、事業ありきということではなくして、じゃ、一からこの地域をどういうまちにしたいのかといったところを地域の皆様に議論していただいて、3回ほどワークショップを重ねてきました。その中では、このスマートインターチェンジを活用した活性化、活気あるまちになってほしい、それから、やっぱり農業も大切ですよ、そういった形で、あと、今後超高齢社会を迎えますので、若い人たちがどういうまちにしたいか、買い物ができる、それから保育所があって、住宅も建てるような、そんなまちにしたいよねという御意見をお伺いして、今後のまちづくりの方向性というのを地域の皆様からいただいたところでございます。そういう中で、まず一から本年度、その皆様の御意見をお伺いいたしましてまちづくりの方向性をお伺いしましたので、今後どうしていくかというところを地域の皆様と一緒に検討してまいりたいと、そういった段階でございます。

以上でございます。

- 杉田委員 だから、そのような方向、今までの進め方の中で何かいろいろ誤解があったと、あったのだから本当に誤解なのかちょっとわからないですけど、いろんなうわさが飛んでいたと思うんですよ。あそここのところに倉庫ができるんじゃないかとか、あるいはその前のときには大きなショッピングモールができるんじゃないかとか、どこかが移転してあそここのところ、何かになるんじゃないかと。そうすることによってその地域の人たちは買い物、楽になるかもしれないけれど、そうすると、今のグランリバーだとかこの辺の人たちというのはどうなっちゃうんだとか、いろんな意見をいただきました、私も。

その中で、そういう問題というのはあくまでも地権者だけで話されていたということだけれど、先ほど青島委員の話もあったけれど、このまちづくり、地域づくりというのはその地権者だけの問題じゃないというふうに思います。そういう中で、あそこの上泉、いつもあそここの大きな道路を挟んで右も左も上泉、港湾道路挟んで川側も山側も上泉ですよ。そういう中でその具体的な地権者だけじゃなくて、そのほかの地域の人たち、あるいは東名の向こうは相川になりますけれども、相川の人たち、その人たちのところにもこんな話が進んでいるよと。まちづくりはその地域の人たちのものだから、地権者だけじゃなくて、その地域の人たちも大切だから、こんな話が進んでいますよという、そういう情報はちゃんとこの事業の中でできていたんですか。

○杉山政策企画課長 先ほど部長が申しあげましたように、現在はこの上泉・相川地区の皆様に対して、地権者を中心となりますけれども、どういう形にしたいのか、この地区にはどういった機能が必要なのかというところのお話を伺って、まちづくりの方向性について議論を進めているところでございます。そういった方向性が決まったところで我々としましてその他の地域の皆様に御説明に上がりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○杉田委員 それはちょっと違うと思うんですよ。先ほども言いましたけれど、地権者を中心にいろいろ話をするというのは、それは間違っていないんだけど、まちづくりというのはそんな地権者だけで決めるわけじゃないですよ。だから、その地域の人たちがどんなまちにしていくなかというの物はすごく大きな、あそこ、大きな地域ですから、それがどんなふうに関われるんだろうかということ、地域の人がこんなこと、ちゃんと議会の中で話されているのか、情報、あったら教えてくれよと聞きにこられても、私、わからないから、今までは都市計画、そちらのほうに行っているいろいろな資料をもらって、今までこんな話し合いをしましたよと。いや、実はこういう資料を持ってきて市の人間がこうやって訪ねてきた。その聞き方が非常に気分が悪いんだ、どうのこうのという、そんなのをちょっと具体的に聞くと、本当にその地域の人たちが、今亀裂がどうなっているのかというのちょっとわからないけれど、この昨年度、3回いろんな地域の会合を開いて、こんなまちづくり、したい、あんなまちづくり、したいという話が出たというふうに聞きました。ただ、それは地権者だけじゃなくて、その周りの人たちも、こんな地権者の人たちの話し合いでこんなのがありましたよという、そういう情報をちゃんと市が発信しているかどうかということ、今聞いたんです。

○飯塚総合政策部長 先ほどもお答えいたしました、まだその段階には全くなってございません。ですので、まず地域の皆さんの御意見をお伺いしまして、じゃ、今後地域の皆さんがどう考えていますよと、それから市のほうもこう考えていますよと、そこがある程度方向性としてまとまらないと発信できる状況ではございませんので、先ほど課長が答弁させていただいたのはそういった意味でございまして、今後その辺は方向性が出ましたら地域の皆さんのお話し合いをさせていただきたいという段階でございまして、開発とかそういった段階ではまだございませんので、その辺も御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○杉田委員 今までもほかのことであったんですけど、こういう方向に決まりましたところまでいかなくても、こんな方向性が出ていますというふうに、地権者との話し合いの中でこんな方向が市として開発の方向が出ましたというようなこと、結果ありきでこういう方向で進めていきますよということをほかの地域の人、相川の人、あるいは上泉のほかの周りの人のところに行ったら、その人が何と思うかということですよ。自分たちがまちづくりの中で、ダイヤモンド構想と言われる中で、この地域をこういうふうにして、何だ、ここの地権者だけの方向で市が話し合ったのかという、そういうことじゃないんじゃないかなということ、を言っているんですよ。

だから、こういう方向で今地権者と話をしていますと、そのことについては地権者の

方がちょっと優先しながら今話しているけれど、今こんな皆さんの、先ほど3回の話の中で地域の産物がどうのこうのといろいろ話がありましたけれど、そういうの、大切だと思うんですよ。そういうもの、地域の人たちが集まれる場所も欲しいねとか、そういう中で、今までうわさかどうかわかりませんが、商業施設があそこに来ちゃうよとか、あるいは倉庫がこうやって来ちゃうんじゃないかと、そういうことはないですよ、そういうのは全部チャラというか、最初からないのかどうかわかりませんが、そういうものが地域の人たち、今不安というか、物すごく疑念というか、そういうものが市に対して何か向けられているように私はすごく感じます。だから、そういう中で、今既に話し合われていていろんな問題があったと、それは一応市としても反省しながら、平成30年度はこういう話し合いを地域の人たちと話して、今後、上泉と相川というのであれば、最低でもその地域の人たち、その周りの人たちにこういう話し合いが進んでいるということはこの事業で言わなければいけなかったんじゃないかと私は聞いたんです。

- 飯塚総合政策部長　まさしく先ほどの御答弁の繰り返しになりますが、まちづくりをどうしたいかという、上泉・相川地区の皆さんを今3回行わせていただいたんですが、その意見をもとに、今後その地域を核としましてこれからどういうふうに進めていくか、そういうところはまさしくこれから詰めていくところでございますし、地域の皆様に一緒になって考えていただきたい、市がどうのこうのということではございません。どういう整備、どういうことを市がやりたいんだということも今ございませんので、その辺につきましては、昨年度までの動き、それから今年度につきましては、そういう方向性で一からまちづくりの方向性を皆さんと話をさせていただく。それから、次のステップとしましては、その方向性を西地区といいますか、地域の皆さんと一緒に話をしていきたいという形でございますので、具体的にまだ我々として、その地域の皆さんと最終的にどうしていきましょう、それから、もう少し次のステップとしまして、周りの皆さんにこういう方向性でお話をしましょうというところはまだできてございません。でするので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 渋谷委員長職務代理　杉田委員、いいですか。今、決算審査ですので、別にそれが杉田委員が質疑していることはだめだというわけではありませんが、そろそろその辺は、できれば最初の打ち合わせのように一般質問等でやっていただくという内容かなというふうにも思われますので、今回はまだちょっと時間があるかなという気はしていますからあれですけども、その辺はまた十分配慮して質疑していただきたいというふうに思います。

- 杉田委員　一般質問でどうこうということじゃなくて、この347万6,000円、この総合計画推進事業、その中で今のものが進められていたんだなというふうには私は解釈しているんですけど、多分そういうものの進め方というものを、私は今この大井川の西地区だけの問題じゃなくて、大井川全体かもしれないし、あるいは焼津全体のまちづくりの、一番誰かが核になるボスみたいなのがぐっと握っちゃって、そこに市がこうやって聞きながら、そういう言い方はあれですけど、そういうふうにして何かつくられてきたみたいなの、そういうまちづくりはもう絶対したくないと思うし、あくまでもやっぱり地域住民というものがこんなふうにしていきたい、だけれど、全体的に考えると市

という大きな観点から見ると、こういうこともあるよ、ああいうこともあるよ、今やっ  
ていただいているんじゃないかなというような答弁を言ったもので、そういうものをこ  
れからも、これも今やっているとは思いますが、そういうところを十分やっ  
ただくという方向で、多分これ、会議の費用だとか、あるいはいろんな資料をつくっ  
たりなんか、その費用ぐらいの金額だと思うんですけど、そういうものに使っていただ  
きたいというふうに質疑しました。

以上です。

○青島委員 今進めていくに当たって、今の杉田委員の話の、ありきで周辺にまで広げて  
いく、もうそのときには地域の声がこうだという、ありきの中でやらないでいただき  
たいと思います。

○秋山委員 これまでの関連ではなく別のものですが、それはやはり控えたほうが  
いいですね。いいですか。

○渋谷委員長職務代理 正直、今回のものは基本的には当局のほうに事前にこういう質  
疑をしますよというところを出してやっていますので、それが余り逸脱すると、それじゃ、  
何のために出したんだよと、それじゃ、出さなくたっていいじゃねえかということにも  
なりますので、今回は出したものでやってみましょうということになっていますので、  
どうしても必要性があるということで考えるならば発言していただいても構いませんけ  
れども、そうでなければそろそろ打ち切りにしたいという気も持っていますが、よろ  
しいですかね。

○秋山委員 では、失礼させていただいて質疑させていただきます。概要報告のほうで30  
ページですが、政策企画事務として、執行額47万2,000円と概要報告、30ページの一番  
上の1のところにございます。これが決算書のどこの項目に記載されているものなのか  
というのが、ちょっと探してみただけでもわからなかったので教えてください。

それで、この47万2,000円の内訳、ほぼ幹部職員会議、研修会ですとか、そういうと  
ころに使われたのかなと思うんですけども、47万2,000円の内訳、教えてください。  
それで、市長戦略会議、検討課題数6件、施策調整会議が議題4件、これ、それぞれど  
ういったものなのか、6件と4件を教えてくださいというのが1つです。

それから、決算書の168ページです。168ページの真ん中あたりに情報政策推進事業費、  
概要報告によるとチャットボットの導入ということでありますけれども、これの利用と  
かその効果等、どのように評価しているのか教えてください。

○杉山政策企画課長 政策企画事務の関係でございますけれども、歳出のほうの162ペー  
ジでございます、下段のほうにあります、企画事務費と地域企画費、こちらを合わ  
せた金額になってございます。内容としましては、今委員がおっしゃられたように政策  
企画事務や担当職員会議における研修会の実施における事務になりますが、市長戦略  
会議でしたでしょうか。市長戦略会議におきましては、大体の内容で申し上げさせてい  
ただきますと、市職員の働き方改革であるとか、待機児童ゼロへの取り組み、また、新  
元気世代プロジェクトなどについての議論をしていただきました。

あと、幹部職員会議の回数は15回、これについては臨時の幹部職員会議も含めての回  
数になります。今申し上げた市長戦略会議については8回開催をさせていただいて、あ  
と、施策調整会議については4回開催をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- 秋山委員 概要報告の30ページの最初の項目、ここで検討課題数6件が市長戦略会議、施策調整会議の議題が4件とあります。それで、今の御答弁は市長戦略会議で働き方改革、それから待機児童の問題、それと新元気世代、この3つなどというふうにおっしゃったので、あと検討課題数6件の残り3件と施策調整会議の議題4件を教えてください。
- 杉山政策企画課長 済みません、答弁漏れでございました。もう一回申し上げます。6件について御協議いただきまして、内容としましては、市職員の働き方改善について、待機児童ゼロへの取り組みについて、あと、駅前の活性化について、また、未整備区域における生活廃水処理の見直しについて、先ほど申し上げました新元気世代プロジェクトについて、また、焼津海道港・まち磨き構想のグランドデザインについてという内容で6件御協議をさせていただいたところでございます。

以上です。

- 秋山委員 年4回開催された施策調整会議、この議題4件。
- 渋谷委員長職務代理 秋山委員、それって後でもらってもいい。じゃ、課長、それは後で資料提供してください。

それで、基本的に今通告以外で非常に重要な案件だということで発言をしていただきましたけれども、非常に重要な案件というものは事前に通告をすべきかなというのを感じていますので、その辺は今後またこの反省会をやる上では思いますので、よろしくお願いいたします。

- 塩原ICT推進課長 秋山委員のほうからございました情報政策推進事業、こちらの件について回答させていただきます。こちらの1,700万円余りの金額につきましては、委員のおっしゃられたとおり、子育て支援AIチャットボット、こちらのほうの構築と運営支援に当たったものでございます。こちらはチャットボットのシステムにつきましては、本年の1月から稼働させていただいております。まだ半年余りですので、実際にどれだけ効果があったかということにつきましては詳細は申し上げられないかもしれないんですけども、現在のところ、ラインの友達登録、こちらのほうが2,653名ございます。現在も毎月1カ月平均でラインの友達登録というのが130件余りございます。こちらにつきましては、毎月の出生者数等を考えますとその人数以上が毎月登録されておりますので、一定の効果はあるのかなと思います。

それと、あと、現在でも1カ月平均7,000件近くの発話数というものがございます。ラインの利用でございます。それは1日平均で言いますと約200件余りございますので、こちらの利用というものはある程度効果はあるのではないかというふうに思います。それと、あと約半数の方が業務時間外に利用されておりますので、そういった観点から考えますと、現在のところ、効果は認められるのではないかというふうに思っております。簡単ですけども、以上です。

- 渋谷委員長職務代理 では、審議、意見を打ち切ります。

以上で認第9号中、総合政策部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」総合政策部所管部分を議題といたします。

質疑のある方の御発言をお願いいたします。



よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 では、特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第75号中、総合政策部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、総合政策部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

では、午後の会議のほうは1時という形で休憩いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩（11：49～12：59）

○渋谷委員長職務代理 では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、総務部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。

これより順次発言を願います。

まず、内田委員。

○内田委員 まず、私のほうから、2款1項12目、職員研修費全般についてをお伺いいたします。

職員研修ということで、概要報告書の21ページから、21、22、23、24とさまざまな種類の研修を行っているというのわかりましたが、そもそも職員の研修に対してどのような計画を立ててやっているのかを教えてください。

あと、中には3市合同研修などというものもありますけれど、それらを除いて具体的な研修内容はどのようにして決めているかというのを教えてください。

あと、24ページの表外に業務用と書かれておりますけれど、多分、これが企画外というか、特定の、別のと言ったらいいんですか、研修を職員が希望して行っているとかということではないかなというふうに思うんですけど、これは具体的に何名の方がこういったことを研修されているのか、教えてください。これらの研修自体の具体的な評価はどのようにして行っているんでしょうか。

あと、職員の方々が研修の後にどのような評価、感想を出しているか、それによって研修内容をフィードバックするということがあるのでしょうか。このような点をお伺いいたします。

○池谷人事課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

職員研修につきましては、毎年度作成いたします実施計画に基づいて実施しておりますが、階層別研修や特定研修の集団研修につきましては、受講者から提出される事後アンケートの内容を参考にいたしまして、翌年度の計画を立てているところであります。

また、専門知識を習得できる、先ほど業務用とおっしゃいましたが、そちらの研修機関に派遣する国内外研修は庁内での公募制としておりまして、みずからの意思で職務に必要な知識を身につける機会を設けております。例えば自治大学校ですと年1人、市町

村アカデミーですと年1人から2人ぐらいの短期で派遣することとしております。

以上になります。

○渋谷委員長職務代理 答弁漏れがあるので、内田委員のほうからもう一度言ってください。

○内田委員 今お答えいただいたところについては大丈夫なんですけど、研修自体の評価はどのようにして行っているかということと、職員が研修の後、先ほどの話で言うとアンケートを出されているということだと思えますけど、アンケートを出されていて、それによって研修内容をフィードバックしているということだということです。確認の意味です。

○池谷人事課長 事後アンケートでこちらも確認させていただきまして、なおかつ、御本人が復命書を作成することにより内容等を、上司、同僚、そして、人事課員で復命書を提出してもらっているところでございます。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 では、次、深田委員。

○深田委員 16款1項1目の土地貸付料については、4,880万円の内訳と収入未済の状況を伺います。

2つ目に、16款2項1目の市有不動産売払収入、これは15件が売却できたということですが、それぞれの売り払いの状況を伺います。

3つ目に、13款でお聞きします。20款にも同じような自動販売機の使用料がありますけれども、今回のほうは自動販売機手数料収入について、目的外移動販売機手数料、これは自動販売機の手数料ですが、13款の中にたくさんございます。公共施設内に設置されている台数と、この中でペットボトルが占める割合がどのくらいあるのか、伺います。

以上です。

○鈴木資産経営課長 深田委員の御質疑にお答えをいたします。

まず、土地貸付料の内訳でございます。官公庁への貸し付けが3件ございます。その内訳は、志太広域事務組合が1,023万5,880円、焼津警察署が434万7,840円、静岡労働局が116万1,600円、なお、志太広域事務組合は中部看護専門学校、焼津警察署は交番や警察官宿舎、静岡労働局はハローワーク焼津の敷地として使用がされております。

民間への貸し付けでございますけれども、短期間の貸し付けを除く主な貸し付けとしましては、法人への貸し付けが19件で、金額は2,858万4,254円、個人への貸し付けが72件で、金額は321万7,440円でございます。なお、個人への貸し付けの多くは、上泉つつじ平、旧雇用促進住宅の入居者用駐車場と浜当目4丁目にあります税関官舎土地の駐車場への貸し付けでございます。

引き続きまして、収入未済額の内訳でございます。

収入未済額215万6,107円のうち、平成30年度分は6件でございます。金額で11万9,550円、その内訳でございますけれども、上泉つつじ平駐車場の貸付料が5件、金額で2万9,110円、中港5丁目の土地貸付料が1件、金額が9万440円でございます。

引き続きまして、市有不動産売払収入の内訳でございますけれども、法定外公共物の用途廃止、払下げ申請による売り払いが11件、面積は609.44平米、金額は369万円、公

売物件の売り払いが3件、面積は812.25平米、金額は4,464万9,000円、その他普通財産の売り払いが1件で、面積は134.74平米、金額は617万1,092円でございます。

最後に、目的外使用料に係る自動販売機の台数、ペットボトルが占める割合でございます。

1目の総務使用料から7目教育使用料までの目的外使用料に係る自動販売機の設置台数は55台となりますが、うち8台が紙カップ式またはアイスの自動販売機でありますので、ペットボトルを販売している台数は47台ということになります。この47台の販売品目数は1,576品目、うちペットボトルが840品目ということですので、ペットボトルが占める割合は53.3%ということになります。

以上でございます。

○深田委員 土地貸付料のほうなんですけれども、官公庁のほうは収入未済ということはないと思いますけれども、個人に充てた収入未済というのは、見通しのほうはどうなんでしょうか。

それから、市有不動産の売り払い収入は11件ということで、主に住宅への公売だというふうに思いますけれども、例えば公共用地、公共施設を民間に売り払いをしたというところはありますでしょうか。例えば今後、市民ギャラリーの今の場所がプレハブの状態になっておりますけれども、こういうところも取り壊して売却することが検討されるのか、それともそのまま何か別の項目に活かされるというふうに検討されるのか、そういうことが検討はまだされていないのか、その辺もあわせて伺いたいと思います。

自動販売機についてですけれども、やはり私も最近ペットボトルを減らそうということであちこち自動販売機を目にしますと、中でもペットボトルが占める割合というのは自動販売機によって3分の2ぐらいがペットボトルのところもあるし、半分ぐらいのところもあるということで、今回は55台中47台がいろいろ公共施設が自動販売機を設置しているということで、目的外手数料ですのでそんなにこの台数から収入を得ようということはないと思いますけれども、47台のうちのペットボトルが占める割合というのが53.3%ということで、これは多いのではないかなというふうに思いますが、その辺のことをどのように分析されておりますか。

○鈴木資産経営課長 まず、貸付収入の関係で、収入未済の関係でございます。

平成30年度の収入未済6件ということで、うち5件が上泉つつじ平駐車場になるわけですが、料金は1件当たり2,200円とか2,500円とかという額です。旧雇用促進住宅、現在、民間のビレッジハウス大井川という貸しマンションといいますか、アパートといいますか、そういう建物になっているわけですが、非常に料金も安価だということがあろうかと思えます。外人の方が非常に多く入居されているということで、当然、駐車場の借り手も外人の方が多く入居されているわけですが、こういう方が、仕事の関係だと思えるわけですが、突然その住宅から退去をされて、市外、県外に移られるというケースが非常に多いということで、当然、転居先を調べまして、わかればそちらのほうに督促を送っているということですが、金額が2,200円とか2,500円ということだもんですから、職員が市外、県外に出張で出かけて催促をするというのは逆にコストのほうがかかってしまいますので、なかなかしづらいということです。ですから、督促状を年数回送付していると、そういう対応をしているということです。

もう一件、住宅の方がございます。中港5丁目の207平米の市有地に住宅を建てられてということなんですけれども、生活が困窮されている方でして、平成30年の9月から滞納が発生していますけれども、その原因としましては、遠方の病院に長期入院をされているということもございまして、生活困窮の単身世帯の方ということで、身内の方もいらっしゃるということだもんですから、そういう状況になっているということでございます。

次に、不動産売払い収入の売却、買い手の利用状況ということですが、まず、法定外公共物の用途廃止・払い下げ申請に基づく売り払いが11件という御説明をさせていただきました。非常にこのケースは面積も狭小でして、例えば11件のうち一番狭い面積が3.71平米と、また、15平米とか6.8平米とか4.4平米とかという非常に狭い面積でございます。

用途廃止、払い下げをするパターンとしましては、Aさんという土地がありまして、その間に水路敷きが挟まっているよと。その水路敷きが現状水路敷きとしての機能を果たしていないというようなケースのときに用途廃止・払い下げ申請が出されるというケースが多いわけなんですけれども、一体的に利用したいというような理由で申請があるわけで、それが住宅とかというような理由を持って払い下げするかどうかを決定しているわけでありませんので、こういうことだもんですから、その11件については特に細かな用途は把握していないということになります。

公売物件の売り払いが3件ございます。大抵売れる土地は住宅に適した土地だということで、3件とも住宅ということでございます。もう一件、普通財産の売り払いも住宅ということでございます。

売り払いをするときの市としての考え方ですけれども、基本的に行政財産としての市有地があるわけで、行政財産を行政目的を失ったということで用途廃止する場合に当たっては、全庁的に他の行政目的の土地として利用するかどうか、活用するかどうかを検討した上で、新たな行政目的がないという判断がされた後に普通財産にして、基本的には売り払うと、場合によっては貸し付けをするということでございます。

具体的なふれあいギャラリー、現在のふれあいギャラリーの跡地利用の関係なんですけれども、まだ市として正式に現在のふれあいギャラリー、プレハブの建物になりますけれども、それを最終的にどうするかということは現時点では決定されているわけではございませんけれども、例えばそういう決定がされたとすれば、先ほど申しましたように、他の行政目的で使うかどうかをまずは検討すると。もし他の行政目的で使うということがなければ普通財産ということになりますけれども、場所は現在のアトレ庁舎に隣接した土地ですので、恐らく売り払いをするというのは考えにくいのかなというふうに思います。

最後に、自動販売機、ペットボトルの関係ですけれども、自動販売機の設置に当たりましては事前に設置に係る仕様を業者に提示をしております。その仕様としましては、自動販売機の大きさやデザイン、デザインというのはユニバーサルデザイン、車椅子で来られた方も料金を入れやすいとか製品が取り出しやすいという、そういう意味でのデザインということでございます。あと、環境対策や安全対策に加えまして、販売品につきましては清涼飲料水、コーヒー、お茶等としてくださいねと、酒類の販売は行わない

でございますねという仕様を業者のほうに提示しております。

ここでペットボトルの割合を減らす条件を加えるということですが、事前に提示しておりませんので、現段階ではそういう条件を加えるということではできないものと考えております。

以上でございます。

- 深田委員 土地貸付料については、これまでの歴史的背景があると思います。そして、貸し付けていたけれども急に入院をしてしまったとか、その方々の生活状況が変わってきているということも背景にあるみたいで、未収の件を、一定のところに貸し付けをしているところで未収が長くなっている場合はやはり不納欠損にするとか、金額を軽減するとか、何かやはり貸付料の要綱の改定をしたほうがいいのではないかなというふうには思いました。

それから、市民ギャラリーではなくてふれあいギャラリーですね。ふれあいギャラリーのほうはアトレの近くなので売却することはないということではないかと思われるということですが、やはり今後、市有不動産の売り払いというのがどういうふうな経過で売り払いがされるのかなということは今回注目したんですけれども、今後のためにも、やはり全庁的にほかの用途が市でされるかされないかをまず検討するという事なので、市民の方が例えばあそこの公共施設がもう使わなくなるよだよ、あそこ、別のこういう用途に市として使ってほしいという、そういう希望というのは市長のほうに要望を出していけば、その検討する中の材料にされるのか、検討項目にされるのか。

その中でも例えばこども館をもう少し子どもが体が動かせるようにあそこのふれあいギャラリーを使えるようにしたいとなると、また人件費とか管理運営費とかがかかってくる、そういう財政面で負担がかかってくると、そういうのは没になってしまうのかと、そういう問題もありますけど、財政の面についてはどうなんでしょうか。

それから、最後に、自動販売機の53.3%のペットボトルの量というのは私は多いと思います。今後、やはりプラごみを減らしていく中でも、今の5割をやはりその半分に減らしていく、市のほうが先頭に立って市民に減らしているんだよという、そういうのを見せていくことが必要かと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

- 鈴木資産経営課長 まず、貸し付けに伴う不納欠損の話なんですけれども、当然、相手方の居どころが不明になるとか、そういうことがあれば不納欠損の処理をするということでございます。

次に、売り払いに関連しまして、地域住民とか市民の皆様の要望があれば、市有地の利用について、活用について検討されるのかということですが、市有地の活用に限らず、地域の皆様の要望とか市民の皆様の要望というのはいつでも市は受け付けをしておりますので、そういうことがあれば当然検討するという事だと思います。

財政面の話なんですけれども、当然、市有地ですと固定資産税も入ってこないわけですし、市有地以外になれば固定資産税があるということから考えれば、行政目的がある行政財産は当然ですけれども、行政目的を失った普通財産については、基本的には売り払いをしていくということが財政面でも非常にプラスになるというふうを考えております。

ペットボトルの53%の件ですけれども、たまたま行政財産目的の使用料に伴う自販機に

係るペットボトルということなんですけれども、市としては、大きくは環境行政の中でそれらを考えていくということがまずは最初だというふうに思いますし、その中で大きな方向性が出れば、当然、行政財産目的使用料に係るそういう自販機の設置の中身についても検討はしていく必要が出てくるということだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○深田委員 了解。

○渋谷委員長職務代理 では、次、秋山委員。

○秋山委員 それでは、私からは、歳入のほうです。決算書の146ページ、総務課雑入でして、449万円672円とありますけれども、これは場外舟券売り場に関する歳入金額はこのうちに含まれているのか、その内訳を教えてください。

それから、場外舟券売り場に関する歳入としますと、それほどのように処理されるものなのか。例えば依存症の相談事業をやっているとか、啓発とか教育に充てていこうというような方向は検討しているのかどうか、教えてください。

次に、歳出、決算書の166ページ、先ほど研修について内田委員からもあったんですけども、人事管理費、これが決算を見ますと不用額が708万1,241円となっています。この理由は何か、教えてください。例えば研修とかそういった先進地の視察研修等がこういった不用というところで、背景に不十分ではないのかというふうに懸念もされるんですけども、教えてください。

○増井総務課長 秋山委員にお答えします。

委員から御質疑の総務課雑入の449万872円のうち場外舟券売り場に関する歳入としては、内訳はどうなっているかということですが、こちらに含まれておまして、環境整備協力費として441万452円が歳入となります。2月と3月分ということでの歳入となります。

続きまして、入ってきた歳入の処理ですけれども、環境整備協力費というものが協定書に基づいて入ってくるお金ということで、法律に定められたものではございません。それですので、もともと使途目的のないということでございますので、雑入として歳入をしております。したがって、使途についての、現在、このお金を使って何かというような特段の検討はしておりません。

以上となります。

○池谷人事課長 秋山委員の研修のほう、人事管理費のほうにつきましてお答えいたします。

人事管理費につきましては、この中に職員研修費以外にも健康管理費が含まれておまして、臨時職員等の健康診断に助成が利用できることになっているものが不用額の大きな原因であり、監査にも報告したところであります。

職員研修におきましては、職員の意識改革を図るためにも同世代の近隣市の職員が情報を共有しながら気づきを得ることを目的といたしました、島田市、藤枝市との3市合同研修も実施しておるところでございます。より高度な専門知識の習得等の各種研修実施機関での研修につきましては庁内での公募制としておまして、職員のレベルアップを図っております。

なお、昨年度につきましては研修費といたしまして150万円ほど残が残ってしまいま

したが、今年度につきましては9月末現在で、国内外研修のほうにつきましては30万円程度の残額となっております、年度によって手を挙げる方が多かったり少なかったりすることもございますので、その点、年度途中で手を挙げてくる方もいらっしゃいますので、予算の許す範囲内ではぜひ資質を上げるためにも職員の研修を行っていただくような支援をしていきたいと思っております。

以上です。

- 秋山委員 先ほど歳入のところ、環境整備として、整備の協力費ということで、使途目的がないから特段の検討はしないということなんですけれども、実際に環境整備というのを考えたときにも何らかのことは十分考えるべきではないかというふうに思いますので、ぜひ今後の課題にしていきたいです。

先ほど人件費、人事管理のほうの研修費のことを了解しました。健康管理費も含まれている、それに助成があったために不用額の700万円というのが出たということなんですけど、それはどういう助成があつてのことなのか、教えてください。

- 池谷人事課長 臨時職員等の関係なんですけど、協会健保に加入している35歳以上の臨時職員さんにつきましては、健診を受診する際に、これまで個人で医療機関を予約して健診を受ける場合に助成制度を利用できましたが、平成30年度より事業所が実施する集団健診においてもこの助成制度を利用することが可能となったことによりまして、安価で健康診断を受けることができるという理由によるものでございます。

以上です。

- 秋山委員 そうすると、健診の内容は変わらないけれども、集団での健診も助成されることになったためということですね。ありがとうございます。

そうしますと、主に不用になった理由は健康管理の部分なんですけれども、それでも150万円残ったところだったと思うんですね。この研修、それぞれ職員研修費、階層特定国内派遣・国外自主研修とあるんですけれども、この中で特に自主研修費が3万9,420円って、これは2分の1助成するということですが、余りにも少ない、恐らく1名くらいなんではなかろうか。

こうした自主研修というのは、職員がこれは課題解決に自分で学びたいというところだと思いますので、このあたりをなるべく職員が研修を受けやすいような環境をつくるということもすごく大事なことだと思うんですが、その辺、先ほどことはというお話もありましたけれども、どんなふうに環境を整えていくのかというところをお願いします。

- 池谷人事課長 自主研修費につきましては、受講料の2分の1を限度にし、上限2万円で行っております、昨年度は3件の申請がございました。この自主研修といいますのが100以上の通信教育等の中から個人が申し込みをされて、それによってこちらで判断させていただきまして助成を行っているところでございますので、職員掲示板等で周知させていただきまして、自己啓発に興味のある職員につきましてはの支援を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

- 秋山委員 この職員研修の中に、これは例えば正規でない非正規の職員の研修というのはこれとは全く含まれないものですか。最後の質疑です。

○池谷人事課長 非正規職員の研修につきましては、外部講師によります窓口部門の接遇研修などのほかに、職場での必要な知識や技能を習得するために、正規職員のほうが実務を通して指導、研修を行っているところでございます。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次、河合委員。

○河合委員 私からは、2款1項28目雑費の中の平和推進事業について、少しお伺いします。

平和推進事業というのは、市民集会、平和使節団派遣、焼津の平和文化賞ということと把握しますけど、その事業に関しての、なかなか難しいでしょうけれども、評価をどう考えているのかということと、今後、予算額あるいは事業内容についての見直し計画などがあるかどうかというのが、まずお伺いしたい点です。

次に、同じ平和推進事業等とある概要報告書の中の4款目の中に、非核平和推進支援事業とありますけれども、これは各団体を支援する事業ということですけど、その中にある平和事業を実施する団体、この団体名を教えてくださいという件、あと、もう一つは、これは内容に関してではなくて、報告の仕方というんでしょうけれども、例えばここの平和推進事業の概要報告説明書を見ると、事業の右側に平和推進事業等200万5,000円とあります。予算書のほうで172ページですか、平和推進事業を見ると153万円何がしとあります。この153万円何がしは3つの事業を足してこの金額になるのだなということとはわかりますけれども、残りの4番目の非核平和推進支援事業というのが47万3,000円、これがどこにあるのか探すわけですね。ほかの部署の報告でもそういうことはあるんですけども、多分これが予算書の中の備考の上に書かれている、諸補助負担金ということだろうというふうにわかるわけです。私の見方もまだ未熟で申しわけなんですけれども、せめて項目が概要報告書のほうでは非核平和推進支援事業となっている以上、こちらのほうも項目、見出しをそろえるとか、備考欄にも離れているところに書いてあるので、少しでも見やすい報告をしていただければと、最後、要望したいと思えます。

以上です。

○増井総務課長 河合委員の御質疑にお答えさせていただきます。

平和推進事業費ということで、委員からいただいたように、平和推進事業として6.30市民集会、それと、中学生平和使節団派遣、焼津平和文化賞の3つが、この平和推進事業の中身となっております。

1つごとの評価というか、成果ということなんですけれども、まず、6.30市民集会ですけれども、これは昭和60年を第1回目として、ことしで35回を迎えております。市民の方々に核兵器廃絶と平和を祈りということで市民集会を開催させていただきまして、多くの参加をいただいているところです。そういった35回続いているということが1つの成果として考えられているのではないかというふうに思っております。

また、中学生の平和使節団派遣でございますけれども、こちらも平成23年が第1回目として、広島、長崎というような形で、今は広島となっておりますけれども、9回をことしで迎えて、この前の8月に中学生もまた派遣ということで行っていただきました。こちらも確かに1回で行く人数というのは限りがあるんですけども、まずはその方た



ちに行く前に事前勉強、事前学習ということで、平和について学んでもらって、また、帰ってきた後に報告ということをしていただきます。そして、また、自分が感じたものを全校生徒の前で発表していただく機会をつくっていただいたり、いろんな新聞に載せたりとかそういったことで、行った方は確かに応募してくれた方から選ばれた方になりますけれども、そうやって全市的に広がっていつているのではないかと考えております。

また、焼津平和賞につきましては、平成28年を第1回目として、ことしで4回目を迎えます。市民が考える平和に関する作品ということで、作文、絵画、写真ということで、日常生活の中でちょっとした平和を感じたりですとか、本当にささいと言ったら申しわけないですけど、そういった平和を感じるということをテーマに作品を募集しまして、続いている文化賞という形になります。まだ回数が少なく、今後、事業については見直しということを当然行っていくこととなりますので、今後どうなるかというのはなかなか今この場では申し上げられないんですけれども、成果としてはそういうことが生まれているということで考えております。

回答はまずその形になります。

次に、非核平和推進支援事業ということで、諸補助負担金ということで47万3,000円ということになっておりますけれども、この内訳でございますが、まず、焼津平和のための戦争展ということで開催していらっしゃる団体に対して、補助金として40万円を補助しております。

それと、あと、焼津市が加盟しております日本非核宣言自治体協議会、それと、世界連邦宣言自治体全国協議会というところに焼津市は加盟をしておりますけれども、そちらへの負担金という中身となっております。

また、委員に御指摘をいただきました、実際の決算書の備考欄とこちらの報告書の書き方がわかりづらいということで御指摘というか、御意見をいただきましたので、今回、具体で御意見をいただきましたので、見直しについて考えていきたいと思っております。

答弁については以上となります。よろしく申し上げます。

○河合委員 ありがとうございます。

最初の平和推進事業の見直しに関しては、私もとても難しい、誰もが考えても平和というのは大事なことなんですけれども、打ち出し方がとても難しいなというふうに考えています。そういう中で、今、焼津の行政では非常にバランス感覚のとれた形で進んでいるなというところは思っているんですけれども、これがいい、どれがいいというのはなかなか難しいところがありますので、やっぱり見直しの機会は持っていただきたいと思えますし、今、委員会のほうでも、総務文教のほうでも考えようということになっていますので、その意見等をまた組み入れていただき、見直しの機会にさせていただければなというふうに思っています。ありがとうございます。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、続きまして、杉田委員。

○杉田委員 私は2款1項19目の件で、新庁舎の建設の関係でお伺いをいたします。

○渋谷委員長職務代理 杉田委員、もうちょっとマイクを当てて。

○杉田委員 2款1項19目、新庁舎建設事業費のことについてお伺いいたします。

実は、きのう、総務文教の中で、土地取得事業のところでお伺いを聞いたんですけれども、新庁舎建設の中の2億9,770万円ですか、この中に土地購入、一般会計で6件、物件補

償6件、このこともきのう説明を受けたんですけれど、土地取得のほうの会計の問題と、こちらの一般会計のほうでの関連について、まずお聞きしたいというのが1点。

それから、新庁舎建設検討委員会が設置されていて、そこでいろいろレイアウトだとか、各工事段階ごとの駐車場の配置等について調査及び検討を行ったといういろいろ書いてあるわけなんですけれど、この中身について、今まで、昨年度の中で議会の中におよそこんなことが検討されたよとか、そういう検討委員会の調査、あるいは検討結果について報告を受けていなかったと思います。ただ、いきなり広報のほうにこのイメージがこのまま載ったりだとか、そういうのは見ましたけど、これらの経過についてはちゃんと説明してほしいなと思うんですけど、その辺について、どんな経過があったのかをお聞きしたいと思います。

○油井新庁舎建設課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

用地買収の関係につきましては一般会計と土地取得事業特別会計、2種類へ昨年度、土地を取得しております。これは一般会計からの支出を2年に分け、負担の平準化を行ったものでございます。

なお、区分けはそれぞれの会計が大体半分ずつの金額になるように、建築に直接影響がありそうな新庁舎のすぐ近くのものから一般会計としまして、それ以外を土地取得事業特別会計で購入したものでございます。

なお、一般会計のほうの内容につきましてでございますけれども、取得した用地の内容につきましては、対象件数が登記名義単位で6件、うち補償物件が伴うものが4件、土地のみで補償物件がないものが2件でございます。数が15筆、面積は実測値での売買としまして、大小ございますが、平均しますと約215平米、合計で1,286.89平米でございました。金額につきましては、面積が形状等により違ってまいります、平均で約850万円、全ての合計金額は5,099万7,510円でございます。物件補償につきましては、対象件数が6件で、うち住宅が4棟ありまして、ほかの2件は家族または借家人の家財の移転補償でございます。金額につきましては、住宅があった物件では平均で3,515万円、家財のみの補償の場合では、こちらは引っ越し費用ということで、平均で約102万円、全ての合計金額は1億4,263万9,298円でございます。

それから、次に、検討委員会についてでございます。

新庁舎建設検討委員会は、庁内の検討組織でございまして、この委員会では、主に執務室などのレイアウト、工事の手順の確認、その段階ごとの駐車場の配置、そのほか新庁舎において考慮すべきことを検討してまいりました。検討段階の内容もございまして、議会へ報告を行うべき内容のものではございませんでしたので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○杉田委員 議会に一々報告するような内容であるかないかというのは、そちらが決めることなのかどうか。今、全体の庁舎をどんなふうに使っていかうとしているのかとか、そういうものというのはやっぱり説明されてみて、こうだな、ああだなというのも議会のほうとしてもいろいろ意見が出てくる場所のところはあると思うんですよ。そういうところについて、報告はされてこなかったわけなんですけれど、だから、それは必要なかったということでは終わるわけですか。

○油井新庁舎建設課長 ただいまの質疑でございます。

実施設計につきましては、基本設計で策定した内容に基づきまして建設工事を行うための詳細な図面を作成して、建設費用の積算を行ったり設定する業務でございます。建築物のコンセプト、規模、構造、主要な施設や必要な設備などにつきましては、基本設計がそちらで決めますので、そちらが重要であるということでございます。

このため、基本設計で策定した内容につきましては、昨年2月23日に議員全員協議会において御説明させていただいております。同じく、昨年6月19日に新庁舎・新病院建設に関する調査特別委員会において、その時点での設計について御説明させていただいたところでございます。

以上です。

○杉田委員 こういう説明をしました、ああいう説明をしましたというのはあるかもしれませんが、私たち、常任委員会で視察なんかを行ったときに、多くのところで庁舎が説明場所になるんですけど、幾つかの新庁舎なんかをいつもところどころで視察のときに新庁舎を見ることがあります。その中で、いろいろな場面場面で使い方なんかを感じることはあるんですよ。だから、そういうものというのは、私たちも説明を受けながら具体的に意見等を言わせていただきたいなと思ってはいたんですけど、そういうものは今の基本設計なんか、実施設計になって、ほとんどこういうふうに決まりましたよ、ああいうふうに決まりましたよというのがぼんっと出されて、それについて検討してもらったとか、そういうものというのは多分なかったんじゃないかなと思うんですよ。そういうことについて、やっぱり新庁舎建設を進めていく中で、成果の報告、あるいは意見だとか、そういうものを求めてもらってもよかったんじゃないかなと思っております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 いいですか。

○杉田委員 いいです。

○渋谷委員長職務代理 では、次、岡田委員。

○岡田委員 それでは、私のほうからは歳入でございます。14款3項1目の総務管理費委託金の中で、自衛官募集事務委託金、これについてお聞きしたいと思います。

現状の前の予算で5万3,000円、収入があるわけですが、具体的に言えば、自衛官募集事務に関して、市が委託を受けている内容、そして、現実はどういったことをやったのか、教えていただけますか。

○増井総務課長 岡田委員にお答えします。

委託ですけれども、事務委託費ということで、こちら自衛隊法の97条の1項で、市が行う事務ということで募集に関して、それと、細かいことを政令のほうで定めていて、募集ですとか宣伝ということで市が行うということになっております。この事務自体が法定受託事務ということで、本来、国が行うべきものを市がということで、その委託費として、昨年度、平成30年度につきましては5万3,000円の収入があったということです。

実際にやっている中身ですけれども、広報紙、市の広報やいづに自衛官の募集の記事

を載せたりですとか、あとは、窓口に募集のチラシを置いたりとか、あとは、そういった担当者会議のほうに出席したりとか、あとはポスターを張ったりとか、そういったことで事務をやって、それに対して委託という形で収入があるという形となっております。

答弁は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○岡田委員 私も法律のほうまで読ませていただきまして、内容について理解しました。

要は、今はそれに応じてそれぞれのチラシであるとか、そういったものの費用、これを直接委託料としてもらうという形でのよろしいですね。

○増井総務課長 そのような形でということで、一応、金額としては5万3,000円ということで、3万円が一律で3万円、それと、あと、人口割で2万円、それと、あと、3,000円ということが、また重点地区というような形でもらっているという形になっています。受託としては事務に応じてということじゃなくて、そのような形で決まっていることとなります。

以上です。

○岡田委員 そうしますと、人数とかそういったものは、あくまでも人口ですか、それとも名簿か何かということですか。

○増井総務課長 人口でということで、各市町の人口に応じて分配をされることですので、名簿とかということじゃないです。

○岡田委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 では、村松委員、お願いします。

○村松委員 それでは、最後になりますけれども、2款1項12目の職員健康管理費、ページが168ページでございます。

1,088万2,000円余の予算が執行されています。その中で、概要施策報告のほうの25ページなんですけれども、この中に表があります。表の対象者、これ、今年度の総合計が799という数字が出ていますけれども、まず、この799の範囲を教えてください。正規職員、再任用等というのかと思いますけれども、お願いします。

○池谷人事課長 範囲につきましては、正規職員並びに非正規職員並びに再任用の職員、全ての人数でございます。

○村松委員 わかりました。

次に、その表のところの右から3番目、要精密検査の欄がありますけれども、ここの精密検査を受けた、いわゆる診療別の内訳というのは把握していますか。これ、しています、していないでお答えください。

○池谷人事課長 個々の表を追っていけばできるんですが、人事課としては、済みません、そのような把握はしていないところでございます。

○村松委員 それで、次のところで、右側から2番目なんですけれども、要受診、要治療継続分のところの、これ、継続、いわゆるフォローアップはしていますか、どうですか。ここをお聞きします。

○池谷人事課長 村松委員にお答えします。

定期健康診断の受診者や人間ドック受診者のうち、今おっしゃいました要再検査とか要精密検査、要受診と判定されました職員につきましては、所属長宛てに受診の指導と受診状況報告書のほうの提出を求め、また、その際に所見のある職員につきましては、

時間外勤務や過労につながるおそれのある出張命令等に配慮していただくように、あわせて依頼しておるところでございます。

報告書の内容につきましては、治療の継続が必要な職員につきまして、いつ受診するのか、どこの病院へ行くのか、また、受診結果も書く欄もございまして、なおかつ、まだ予定が立っていない職員については、いつ受診を予定しているのかなどを書く欄もございまして、所属長の署名、捺印をいただいているところでございます。

○村松委員 細かいところまでやっているなというのがわかりました。

それと、各課長さんのところに、いわゆる所属長のところに報告するということなんですけれども、課によっては非常に大きな組織もありますので、その辺が十分行き届くような形で人事課がフォローアップしてもらおうというのがやはり大事だなと思っています。私は、職員は財産ですので、単なる消耗品じゃありませんので、しっかり面倒見てもらって、戦力になるような形にぜひしていただきたいなというふうに思っています。

それと、もう一つは、ストレスのいわゆる診断というのはどんなふうにはしていますか、お願いします。

○池谷人事課長 ストレスチェックについてお答えをいたします。

今年度におきましても、ストレスチェックのほうを7月に実施いたしまして、96.7%の職員が受診しております。チェックの結果が高ストレスと判定されました職員につきましては、プライバシーの保護に留意しつつ、メール等で医師による面接や当市が実施しておりますカウンセリングなどの利用を促すことで、職員のメンタル不調の未然防止に向けた対応をとっておるところでございます。

○村松委員 細かいところまでやっただいているなということで、安心しました。

それと、最後なんですけれども、福利厚生で健康診断をやっただいているんですけれども、担当の人事課として、ここの成果指標、KPI、ここをどう置くのか、いわゆる対象の人が異常なしの人数をそこに重きを置くのか、要受診になった人が回復した人を置くのか、またそこを検討していただいて、ぜひ目標値を持って健康の維持に努めていただければと思っています。

以上で終わります。

○渋谷委員長職務代理 関連してほかに何かありますでしょうか。

ないようでしたら、打ち切りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 特にないので、以上で、認第9号中、総務部所管部分の審査は終わります。

これもちまして、予算決算特別委員会総務部所管部分の議案の審査は終了いたしました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

次、14時10分まで休憩いたします。

休憩（14：00～14：09）

○渋谷委員長職務代理 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、こども未来部

所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

まず、河合委員。

○河合委員 私からは、3款2項1目子ども・子育て支援事業計画策定事業費について伺います。

この事業費は、第2期子ども・子育て支援事業計画作成のためということですが、事業費を立ててアンケート調査しようということは、ある程度見通す先があるかと思いませんので、その点に関して伺います。

まず1点は、誰を対象としたアンケートだったかということと、それが内容として、1項目ごと全部上げなくてもいいですけれども、内容の主な点を教えてください。

そして、今後、どのような計画を目指そうとしているのか、目指すところがあれば一端を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○鈴木子育て支援課長 河合委員の御質疑にお答えさせていただきます。

今の1つ目のアンケート調査は誰を対象としているかということですが、第2期子ども・子育て支援事業策定に当たりましてアンケート調査を実施したんですけれども、子育て中の皆さんの子育ての状況やニーズなどを的確に把握し、教育、保育や地域子ども・子育て支援事業の需要量の推計に当たっての意見の把握ということで、第2期計画の課題や施策の把握を目的として、本市においてお住まいの御家庭の中から無作為抽出させていただいて、就学前児童の保護者2,000名、小学生の保護者1,000名を対象として実施させていただいたところでございます。

アンケート調査の内容につきましては、計画の策定に当たり子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを把握するために調査を実施いたしましたので、1つ目としてはお子さんと御家族の状況、2つ目としまして保護者の就労状況、3つ目としまして平日の幼稚園、保育所・園などの利用、4つ目として、地域の子育て支援事業の利用状況、5つ目としまして、日曜日、祝日、夏休みなどの幼稚園、保育所などの定期的な利用はどうだったか、6つ目として、病気やけがの際の対応はどうしているか、7つ目として、幼稚園、保育所などの不定期の利用や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況、8つ目として放課後の過ごし方、9つ目として、焼津市の子育て環境や支援についてというような内容のアンケート調査を実施させていただいております。

アンケートの方向性というか、計画に反映ということになりますと、アンケート調査によりまして、現在の利用状況や今後の利用希望などのアンケート結果をもとに、第2期計画における量の見込み、確保の内容、方策、確保の実施時期などを第2期計画に反映させていこうとなっております。

第2期の計画の内容ですけれども、こちらにつきましては、第1期の計画で定めております基本理念「育てよう！明るい笑顔のやいづっ子」を引き継ぎさせていただきまして、5つの方策を定めさせていただいております。

1つ目として、結婚、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実、2つ目として、幼児教育・保育の充実、3つ目としまして、子育てを社会全体で支える環境づくり、4

つ目としまして、配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実、5つ目としまして、仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくりと、こちらを基本方針としまして、この基本方針を実現するための各施策を第1期計画で策定していくということとなっております。

以上でございます。

○河合委員 ありがとうございます。

これからの見通しみたいなのが聞き取れなくてわからなかったですけど、きっとすばらしいものができるかと期待したいと思いますけれども、250万円の大きなお金が動いているということで、どんなアンケートかと伺いたいなと思った次第です。でも、規模として合計3,000名ぐらいにわたるんですか、大きなアンケートで内容も多岐にわたっていますので、きっとタイプのアンケート、印刷費等でかなりかかることだろうなということで納得しました。子育て日本一と日本一をうたうことで、私もとても期待して、最近の人口社会増もこの影響もあるかなと思って、応援したいなというふうに思っていますので、期待していますが、その計画策定というのはいつでき上がるのかだけ、最後、1つ教えてください。

○鈴木子育て支援課長 こちらの第2期計画につきまして、本年度中をもって策定を完了したいと考えております。

以上でございます。

○渋谷委員長職務代理 では、太田委員、お願いします。

○太田委員 私は4点になるかと思えます。

3款2項1目、ホットスルこども相談センター事業費、それから、3款2項1目、児童虐待及びDV対策事業費、3款2項1目、企業主導型保育事業備品等購入補助金、3款2項2目、民間保育所等給付費ということで、この4項目になるかと思えます。

これは、私、なぜ挙げるかというのは、今、盛んにテレビでもそうなんだけれども、子どもの虐待が非常に話題になっています。そういう中で、焼津の実態はどうなんだろうということで挙げさせていただいています。特にこども相談センターにどのような形で相談があって、どのように対処しているか。件数とかが主要事務事業へ入っていますので、支援費とか、相談が52件とか、一時保護3件とかという件数が入ってきますので、焼津市ではどの程度の子どもたちが虐待に遭っているのか、多分、これ、表面に出ているのはほんのわずかだと思うんだけど、そういうものの実態をつかんでいるかどうか、お聞きをしたいと思えます。

それから、DV対策、その対策はどうなっているのか。特に県の関係の児相の、児相と警察とキャッチボールをやって、行政とキャッチボールをやって責任がどこにあるかなんてははっきりしないような形で、何かうやむやになっているような形がするんだけど、焼津市の対応はどうなんだろうかということでございます。

それから、3点目の企業主導型保育事業のやつは項目がはっきりしなかったんだけど、補助費の中に入っているよということなんだけれども、企業主導型で保育事業をやられている方の倒産が最近出てきています。焼津市においてはそのような危惧はないかどうか、確認させていただきたいと思えます。

それから、民間保育所等給付費の関係なんだけれども、先般、国のほうで内閣府令、ほかにも誤りということで、80点ほど誤りがあるということで発表されています。そう

いった担当者からの発表なんだけれども、このような本家本元のエラーが市町村の末端まで影響を及ぼしているかどうか、その点をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○榎田こども相談センター所長 太田委員の質疑にお答えします。

まず、児童虐待のほうですけれども、平成30年度の児童虐待の件数は、焼津市が対応した件数は155件でありました。焼津市こども相談センターに虐待等の通報が入った際は、速やかに緊急受理会議を行いまして、対応方針の決定、子どもの安全を確認するための調査を行うとともに、児童相談所に報告しまして、こども相談センターの対応方針について確認、決定を行っております。また、その後、焼津市が対応することになった場合は、親御さんとの面談であったりをして、その後の見守りを行っているところ です。

DVの対応ですけれども、こちらにつきましては、県の女性相談所との連携を密にし まして、DVの被害者の一時保護であったり、自立支援のほうの対応に当たっていると ころです。

以上です。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 太田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、企業主導型事業所の関係の倒産等の事例ということですが、今のところ焼津市 では倒産等の事例は確認しておりません。ただ、ことしの夏だったと思うんですけれど も、国のほうの助成金を不正受給したということで、国の審査が非常に厳しくなっている という話も聞きますので、今後、企業主導型がどの程度開設するかというのはちょっと 不透明なふうになっているかと思ひます。

もう一点ですけれども、内閣府令の誤りの関係ですけれども、無償化の条例等の関係 になりますが、まず、幼児教育・保育の無償化に関する条例改正は4月の定例会でお願い いたしまして議決されました。今回の内閣府令の誤りによる影響は特にございませ ン。また、無償化する規則等のチェックも現在行っておりまして、10月の無償化スタートに は影響はございませ ン。

以上でございます。

○太田委員 ぜひ未来のある子どもたちのため、そして、やっぱり少子化対策の一端とな っていますので、ぜひともフォローアップのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、企業型のやつはこれからまた景気が下降ぎみに入っていますので、問題が出る 可能性もありますので、十分気をつけて注視をしていただきたいと思ひますので、よろ しくお願ひします。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次、杉田委員。

○杉田委員 3款1項8目、決算の196ページのところですけれども、ターントクルこども 館の建設事業費というところ、その内訳についてお聞きいたします。整備基本設計、あ るいは施設の管理運営計画、その委託先の決め方、あるいは事業推進で連携した他部署 等は、この予算の中でどんなふう位置づけていったのか。

それから、実施設計の中で市民の声をどのように聞いて、子どもの安全、あるいは環 境、そういうものをレイアウトしていったのかをお聞きいたします。



○鈴木子育て支援課長 杉田委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

整備基本設計、施設管理運営計画等の委託先の決め方についてですが、こちらにつきましては、平成29年度に策定させていただきました基本構想に基づきまして、建物本体の建築設計、遊具や内装などのディスプレイデザイン設計の2つに分けさせていただきました。ディスプレイデザインの設計にあわせて施設の管理運営計画の作成を行っていただくということで、委託先の選定につきましては、建築設計業務につきましては、制限つき一般競争入札により市内の株式会社水野建築事務所をお願いしたところでございます。また、ディスプレイデザインの設計業務と管理運営計画の作成業務につきましては、公募型のプロポーザルをさせていただきました。4社の共同事業体であるmilliondots・おもちゃ美術館・ハンドアンドデザイン・モトモト共同事業体に決定させていただいて、実施をお願いしたところでございます。

2つ目の事業推進で連携した他部署についてということですが、こちらにつきましては、焼津市において関係部局等が連携、協力して、ターントクルこども館のディスプレイデザインの設計業務及び管理運営計画策定業務を円滑に推進するために、ターントクルこども館管理運営検討部会を設置させていただきました。

この部会につきましては、公共施設の管理運営を所管する総務部資産経営課の公共施設マネジメント担当部局並びに中心市街地の活性化を所管する産業経済部の商業・産業政策課の中心市街地活性化推進室及び図書館を所管します教育委員会事務局の焼津図書館の担当の方も現職で、また、勤務経験である職員5名によって形成させていただいて検討させていただきました。関係部局の職員と連携して何度も協議を重ねさせていただきました。最善の検討ができたことと認識しております。

3つ目としまして、市民の声を聞いた子どもの安全、環境を考えたレイアウトをということですが、どのように意見をということなんですけれども、建物の外観及び配置については、建築設計事務所及びディスプレイデザインの設計業者の専門的見地から提案されました複数のパターンの中より客観的に検討させていただきました。議論を重ねた結果、現在の外観及び配置を決定させていただいております。

あと、市民の声をということ、ターントクルこども館の整備に当たりましては、平成29年の11月及び平成30年の11月にアンケート調査を実施させていただいております。また、市民との対話の場ということで、タウンミーティング、円卓会議ということで3回ほど開催させていただきました。また、ことしの2月にはおもちゃと絵本のフェスという形で多くの市民の方から御意見をいただいたところでございます。

市民の皆さんからいただいた御意見につきまして、建物の設計などにおいて可能な限り反映をさせていただいております。具体的には、親子で参加できるイベントやワークショップなどの開催できるスペースが欲しいという御意見をいただいております。こちらにつきましては、1階の飲食スペースにはワークショップスペースを配置して、また、1.5階の映像を投影することができるワークショップ・イベントスペースを設けることや、また、3階のおもちゃ工房では、糸のこを使用した木工ワークショップを体験できるように設計を進めさせていただきました。

また、子ども用トイレ、授乳室、おむつがえスペースなど、授乳児向けの衛生設備を充実してほしいというような御意見をいただいておりますので、こちらの意見につき

まして、1階に子ども用専用トイレを設置するほか、館内の全てのトイレには子ども用の便器などを設置するとともに、1階及び2階には授乳室等を設置する設計とさせていただいております。

以上ですけれども。

○杉田委員 私が聞いたかったのは、先ほど建築関係では水野ですか、そこを中心にしながらディスプレイのほうでは公募型というふうにして、私たちも委員会の中で東京こども美術館、そこを視察させてもらって、それで、これはすごいなという、自分の今まで思ったこととイメージしているのとかなり違ったなという感じを受けました。

そこがディスプレイの関係で公募の対象になって、そこが設計にかかわっているよ、設計の中身というか、デザインだとかそういうものについてかかわっているよということだと思うんですけど、そのほかに、さっき聞き逃しちゃったんですけど、こども図書館の関係と、あともう一つ、何とかというところがあったと思うんですけど、その3社がデザインの中に、水野さんの建設の関係とセットでこれが受注されているということよろしいですか。

○鈴木子育て支援課長 今委員の御質疑ですけれども、建物の建築設計につきましては水野設計さんをお願いさせていただきまして、中のディスプレイデザイン及び管理運営計画につきましては4社の共同体という形で設計をお願いさせていただいて、両方で内装の部分、外装の部分について協議させていただきながら進めさせていただいているということでございます。

○杉田委員 それじゃ、建設の関係とディスプレイの関係で、ディスプレイのほうは共同体という形でそれは発注したよということだったと思うんですけど、その内訳について教えてください。

○鈴木子育て支援課長 内訳というと共同体の内訳ということだと思いますので、共同体の構成につきましては、代表を合同会社のmilliondotsということで、こちらにつきましては、こども図書館、飲食スペースなどの1階及び1.5階のほうと管理運営計画の作成に主に携わっていただきまして、東京おもちゃ美術館は2階、3階の部分、おもちゃ美術館のディスプレイデザイン設計と管理運営計画を担当していただきまして、ハンドアンドデザインにつきましては、1階及び1.5階の図書館のディスプレイデザインの設計を担当していただきまして、株式会社モトモトは、施設に表示するサイン等の情報デザインを担当していただき、4社の共同体で全体の館の遊具、ディスプレイ等の設計に携わっていただいております。

○杉田委員 これは共同体なので、その中でこれだけの金額を委託しましたよと、その委託した中で、JVの中で何当分に分けるか、指標、成果を見ていないよということですよ。

○鈴木子育て支援課長 契約の金額につきましては、契約のときに配分割合というものを示していただき、その中で、共同体の中で配分していただいているということになります。

○杉田委員 これは共同体の中で、市としてもそういうディスプレイを含めて委託をしたということは、これはこの決算とは、その次のことになるかもしれないけれど、そこに委託してデザイン等を決めていったということは、その後も当然今言った共同体に含ま

れて、東京こども美術館だとか、あるいは図書館だとか、そういうものがそのまま運営にもかかわっていくよと、そういう前提だということによろしいですか。

○鈴木子育て支援課長 今回の委員の御質疑ですけれども、あくまでも建築設計及びディスプレイデザインについてはこちらのほうも業者にといいことで、入札なりプロポーザルをさせていただいて契約をさせていただいています。今後の管理運営及び管理運営計画の準備等につきましては、今後、また契約等をしていくという形になりますので、それとは別という解釈であります。

○杉田委員 わかりました。

戻りますけれど、ターントクルこども館、焼津の公民館でやっぱり3カ所ぐらいやりましたよね。最初は大学のところでやって、それで、その後、公民館で木のおもちゃみたいなのとか、和田の公民館でいろんなのをやって、その後、焼津でやって、その後、大村の公民館でやらせてもらって、幾つか出させてもらったんですけど、方向として、こんな感じになるんだな、こんなイメージなんだなということを、広報でこういうことをやるよということで、こういうところでやりますよという案内をしたりなんかしたんですけど、まず、大学のときにはなかった、そして、和田公民館のときにもなかったけれど、イメージとしてこんなのだよというのは初めてそこで出た。だけれど、焼津の公民館でやったときには、そのときはまだ決定ではないですという形で出ていると。

こんな方向で決まりましたというのは大村の公民館でやったのが、これは今年度のことだもんで、これとはちょっと違うかもしれないけれど、やはりその中で、市民の声をこれだけ聞いてこういうレイアウトにしていって、通りに面してどうのこうのということについても今まで言わせてもらいましたけれど、そういう問題について、市民の声が本当にそこで聞かれていたんですか。

○渋谷委員長職務代理 今回の質疑は、杉田委員の中で過去のことと聞かれていたかということ。そういう質疑ですね。

○杉田委員 そうです。

○鈴木子育て支援課長 先ほども答弁をさせていただいたんですけども、配置、外観等につきましては、設計業者、ディスプレイデザイン等、知見の見解を伺いつつ、幾つものパターンを考えさせていただいた中から決定させていただいたということになります。

○杉田委員 この決算の金額の中で、先ほど他部署との連携の問題についてありました。あちこちでこうやって円卓会議だとかいろんな工夫されたものをやられてこられたと思うんですけど、その経費というのは全て、連携してやっても一応こども未来で持っているということによろしいですか。

○鈴木子育て支援課長 他部署との連携につきましては、役所の中の関係部署になりますので、その中で検討をさせていただくということですので、あくまでも予算計上という形はしておりませんが、ただし、東京への旅費等につきましては、担当部局のほうの旅費のほうで入れさせていただいているということになります。

ただし、昨年度につきましては、他部署の旅費等については計上はしておりませんが、支出もしておりませんので、今年度のもので考えているということでございます。

以上でございます。

○杉田委員 この中ですと、今、旅費ということが出たわけなんですけれども、こども未来

の中で旅費として、あそこへ研修に行ったよ、あるいはこういうところを見てきたよ、あるいはこういうところといろいろ打ち合わせをしてきたよというところはあると思うんですけど、具体的にどんなところですか。

- 鈴木子育て支援課長 昨年度より今年度ですけれども、昨年度につきましては東京おもちゃ美術館のほうも視察をさせていただいて、館の方と打ち合わせもさせていただいております。今年度につきましては、東京のミッカとかそのような図書館、子どもの図書館と、あと、大和市のほうのシリウス等を視察させていただきまして、そういうところも見させていただいているところではございます。

以上でございます。

- 杉田委員 いろいろ私たちも視察で行かせていただいて、すごく参考になるなというのを思ったもので、多分こちらでもそういうのを感じていただいていると思います。今年度のことじゃないですので、昨年度でもそういうこともやってきていただいているのは。

今、こども美術館のことはあったけれど、具体的にこども美術館の中で大きく取り上げているのは木育という言葉をすごくあそこの館長は使って、いろんなところで木育の木を育てるといふ、そういう観点での取り組みをされているといふのをちょっと聞いてきました。

その中で、焼津市として、ターントクルこども館全体を木育していくといふ、そういう宣言を焼津でもしていくといふようなことについては、この事業の中で討議されたことはありますか。

- 渋谷委員長職務代理 課長、決算ですから、決算で使われたものに対するの答弁ですよ。時間がないので、余分なことは言わないように。

- 鈴木子育て支援課長 今の御質疑については、木育につきましては、今後、市民の声等も聞かせていただきながら検討していくということとなっております。

以上です。

- 渋谷委員長職務代理 杉田委員、ほかにはございますか。

では、次、秋山委員、お願いします。

- 秋山委員 では、私からは、決算書の204ページ、4款1項1目の未熟児養育医療助成費、これは917万7,563円とあります。これに関して、対象件数が84件というふうに概要報告でされています。この具体的な助成の内容、それから、近年の傾向及びその原因をどのように読んでいるか、あと、予防に対する対応はどのようにされたかというところを教えてください。

- 鈴木子育て支援課長 今回の秋山委員の御質疑にお答えさせていただきます。

助成の内容につきましては、未熟児医療助成につきまして、未熟児というものは正常な新生児に比べまして機能に未熟で疾病にかかりやすいと、死亡率が極めて高いばかりか、心身の障害を残すということが多々あることから、出生後、速やかに適切な処理に講ずることが必要ということで、県の指定療育医療機関の医師により入院養育が必要と認められた1歳未満の乳児の治療に要する医療費を助成するということになっております。ただし、保険が適用されないおむつ代とか文書等については、助成対象外ということになっております。

続きまして、近年の傾向と原因、予防についてということですが、近年の傾向

につきまして、対象延べ件数としましては、平成26年が30件、平成27年が27件、平成28年が68件、平成29年が52件と、平成30年度が84件と近年多くなっている傾向が見受けられますが、原因と予防につきましては、当課としては、大変申しわけございませんが、把握はさせていただいておりません。

しかし、妊娠して母子手帳の申請をするときには、保健センターにおきまして健康管理や体調管理に十分注意していただくよう窓口での保健指導等を実施するとともに、チラシ等を配布して予防の注意喚起を健康づくり課のほうで行っているということは伺っております。

以上でございます。

○秋山委員 平成26年から平成30年にかけてかなり対象の未熟児が多いということにちょっと驚いたんですけども、やっぱりこれはこども未来部さんだとすると、助成するという手続的なところをお仕事としてやっていらっしゃると思うんですが、保健師さんたちと連携しましてやはり予防できる方策を考えて、それが結果、その後の決算といいますか、そこにもいい方向に展開されてくると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、続きまして、村松委員。

○村松委員 私のほうからは、3款2項5目、チビッコ広場維持管理費、112ページのところですけども、お伺いをします。

このチビッコ広場なんですけれども、ここにも随分歴史のあるチビッコ広場がたくさんあるわけで、当時の設置の趣旨と現状を見たときに、合致しているかどうかを確認します。

○鈴木子育て支援課長 チビッコ広場の設置の趣旨としましては、児童の健全育成、高齢者の健康増進、災害時における避難場所の確保等を目的として、チビッコ広場を設置するというので市の設置要綱等でも定めさせていただきまして、市内に設置している状況でございます。

今、委員の御質疑の中で、現実に設置趣旨と現状が一致しているのかということですけども、やはり各チビッコ広場も利用状況等も変わっておりますが、高齢者の健康増進、災害時の避難場所とか防災訓練の場所というような形では使われているかなど。ただ、子どもがというのは最近ちょっと減っているのかなど、担当課としてはそういうふうに受けとめております。

以上でございます。

○村松委員 今、課長がおっしゃることです。私も何か所か見たんですけども、非常に使われているな、管理されているようなところと、草が生えちゃって人の背丈ぐらいになっちゃっているところがある。だから、やはり管理委託するのでしたら、利用状況をABCランクで管理する人に評価してもらおうとかとして、やっぱり使用度の濃淡がわかるような形をしていったほうがいいかなというふうに思っています。

それと、予算が1,400万円余あるんですけども、これ、修繕と、三ヶ名のチビッコ広場を返したと思うんですけど、この分のいわゆる経費を引くと大体年間950万円を32カ所だもんですから、大体1カ所30万円くらいの管理費がかかっているわけですね、土地の賃借料と維持管理費で。

そうしたときに、それがいいのかどうなのか、緊急避難とか老人の方々のというふうな形にするなら、それを一遍行政財産からゼロリターンにして普通財産に戻してもう一遍考え直して、どこかのところで行政財産、例えば老人の健康維持というふうな形に移すとか、やっぱり抜本的にこれは考えたほうがいい時期に来ているのかなど。設置の趣旨が子ども、それと老人、それと避難、何でもありというのはやっぱり何でもなしになっちゃうんじゃないのかなというふうに考えますので、その辺、一遍検討していただきたいということで、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○渋谷委員長職務代理 では、続きまして、深田委員。

○深田委員 ホットスルこども相談センターの事業費の関係は同僚委員からの答弁がございましたので、再質疑からさせていただいてよろしいでしょうか。

児童虐待の155件と、その他193件ということで、児童ということですが、年齢別に見ると乳幼児が多いのではないかと推測されるんですけども、年齢別というのはわかりますでしょうか。

それから、虐待とその他の相談内容で、解決の件数が書いてあるんですけど、今多い人数が虐待とその他ということで、主要施策概要報告書に書いてありまして、115ページ、ここで表の中に書いてある大きな件数が虐待とその他というところに155件、193件が書いてありますけれど、これが解決された件数なのか、それとも相談に来た件数で、まだ未解決のものも含んでいるよということで、155件のうち解決されたのが何件で、まだ継続しているよというのは何件なのか、わかりましたら教えてください。

それから、学校で不登校ぎみで親御さんが心配されているんですけども、この学校生活のほうでは、人間関係、登校拒否のところで合わせて34件、登校拒否で32件の相談が来ているということなんですけれども、学校でなかなかホットスルこども相談センターの存在を教えてもらえないもんだから様子見をされていたと。どのように小学生、中学生の保護者にホットスルこども相談センターの啓発というか情報提供、こういう相談をしていますよというのをやっているのか。できれば小学生や中学生を持つ親御さんは働いている方が多いもんですから、日曜、祝日、夜に相談に乗ってもらえると助かるなという御意見もありましたけれども、それらに対する意見はどうでしょうか。

それから、適応指導教室も外から見させていただきましたけれども、中学生が主に勉強するようなところで、小学生が不登校になってしまった子どもさんが毎日過ごすのではちょっとかた苦しい感じをしましたけれども、その点についての改善というのが、声があったのか、ないのか、お聞きします。

それから、2つ目に、放課後児童クラブ運営事業費は、28支援単位の運営事業費、子どもの人数、支援員数、正規と臨時、待機児童数をお聞きします。

3つ目は、認可外保育施設運営等補助費、待機児童対策、施設数、定員、認可保育園との違いは何かを伺います。

4つ目は、企業主導型保育事業所備品等購入補助費、待機児童対策についてはどうだったか、2事業の内訳、地域型保育事業との違いは何か。こちらも同僚委員の質疑とダブルですけれども、企業主導型のやはり地域型の事業との違いというのが特にお聞きしたいところです。

5つ目は、指導力向上支援事業費の研修内容と回数、対象者、効果はどうか。

6つ目に、子ども支援事業計画策定事業費、これは先ほど同僚委員の質疑に対して答弁がございましたので、再質疑でさせていただきます。これは、まず、策定案の時期、説明議員とかパブコメとかのそういう時期というのはまずいつでしょうか。

それから、策定計画の目指すものとして、先ほど業務見込みを反映させていきたいと、アンケートの内容を反映させていきたいという回答があったかと思います。3,000名もの保護者にアンケートをとってということですがけれども、これ、毎年のようにこの間、公立幼稚園のほうから市にも要望が上がってきました。特に旧焼津市の3歳児保育、この3歳児保育がやれないために今度の教育・保育の無償化に関連して、計画策定の中で公立幼稚園を認定こども園にしていくかどうか、その検討がされているのかどうか。

結局、認定こども園になると、幼稚園のほうでゼロ歳から2歳の子どもが預かり保育ができるということで、そういう利点もあるけれども、じゃ、公立幼稚園がなくなるので、子ども・子育て、こども未来部としては、認定こども園に対して考え方が、この計画策定の中でどういうふうな位置づけを持っているか、お聞きしたいと思います。

7つ目は子ども・子育て支援事業計画推進事業費、どのような委員の意見があったのか、策定計画に反映されるのかというのは、そのままお聞きします。

8つ目に、認可保育所等給付費は、国の条件に対する待機児童数が幾つで、それが待機児童対策によって何人減ったか、待機児童対策の効果がどうだったのか、伺います。

最後に、市立保育所運営費、これは特に職員体制が臨時と正規職員、これが心配になります。正規職員の方ではない臨時職員の方が担任を持っているということがないかどうか、確認したいと思います。それから、国による待機児童対策について、市立幼稚園が果たす役割、待機児童対策の効果など、お聞きしたいと思います。

以上です。

○榎田こども相談センター所長 質疑にお答えをします。

まず、虐待の年齢別の集計ですけれども、申しわけございませんけれども、年齢別の集計についてはしてございません。

それから、次に、虐待その他の家族関係の解決、未解決の件数ですけれども、この件数の中には未解決のケースも含まれております。ただし、件数は把握をしてございません。

続きまして、こども相談センターの存在、そのような周知ですけれども、毎年4月に各学校を訪問しまして、対応してくださるのは主に教頭先生なんですけれども、こども相談センターの事業内容、こういうようなことを対応しているよ、こういう相談を対応していますというPRを行っております。

続きまして、相談の時間、日時ですけれども、通常の来庁または電話での相談につきましては、平日の午前8時半から午後5時とさせていただきます。なかなか仕事の関係がありまして、時間が合わないという方につきましては例えばお昼休み等に御連絡いただきまして、御都合のよい時間で約束していただければ時間外でも対応は可能です。また、メール相談も随時行っておりますので、御利用いただければと思います。

次に、適応指導教室でございますけれども、こちらは学校教育課の所管になりますので、お答えはこちらでは控えさせていただきますと思います。

以上です。

○鈴木子育て支援課長 深田委員の放課後児童クラブの運営に関しましての御質疑ですが、運営事業費につきましては、各施設の委託料としましては国の基準に基づきまして、平成30年度は年間開所日250日以上、かつ、児童数が36人から45人の支援単位が基準となりますので、その基準につきましては430万6,000円が基本額という形になっております。ただし、この基本額以外に、開所日日数の加算とか、あと、長期永久化支援加算、障害児受け入れ加算等が加わりまして、各支援単位、クラブ等によって、委託料については変わってきております。

あと、子どもの人数につきましては、平成30年度の4月の当初につきましては、入所児童数としては1,033人が放課後児童クラブのほうに入所という形になっております。

3つ目としまして、支援員の数ということなんですけれども、支援員数については、委員のほうで御質疑等が当初ありました正規、臨時という人数につきましては把握しておりませんが、常勤、非常勤という形でうちのほうで把握をさせていただいておりますので、そちらについてお答えをさせていただきます。

平成30年度の全支援単位では、常勤者が41名、非常勤者が83名で、合計124名という形になっております。また、待機児童の人数ということですが、平成30年度につきましては11名でありました。

以上でございます。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 それでは、深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、認可外保育施設の運営等補助金の関係ですが、認可外保育施設は平成30年4月1日時点で、企業主導型保育施設を除きまして市内に9施設ございます。定員は9施設合計で173人です。そのうち認可外保育施設運営費補助金のうち施設運営費補助の対象施設は6施設となります。また、施設利用者補助金につきましては、施設運営費補助対象の6施設と企業主導型保育施設の地域枠に通っている利用者が対象となります。

待機児童対策につきましては、認可保育所へ入所できなかった子どもが認可外保育施設で受け入れを行っていることが考えられまして、国基準の待機児童の減少につながっていると考えております。

続きまして、企業主導型保育事業備品等購入補助費の関係です。

企業主導型保育事業備品等購入補助費は、企業主導型保育事業を実施しようとする事業所に対しまして、備品及び消耗品の購入に要する経費を補助することで、企業主導型保育事業の実施の促進を図り、待機児童を減少させることを目的としております。

対象となる施設は、公益財団法人児童育成協会の企業主導型保育事業の助成の決定を受けた事業所で、昨年度は下江留にございますあそびさんという施設と小柳津のガジュマル保育園へ補助を行いました。2施設とも地域枠が設定されておりまして、待機児童の減少に有効な施設であると考えております。

それから、地域型保育事業との違いにつきましては、地域型保育事業は市による認可事業となり、3歳未満、ゼロ歳から1歳を重点に置いた小規模な保育施設で、定員が6人以上19人以下に定められております。企業主導型保育事業は、内閣府が認可し、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置するもので、定員は特に定められておりません。なお、企業主導型保育施設では、地域住民向けの利用枠



として、定員の50%までを上限として地域枠を設けることができるとしております。

続きまして、指導力向上支援事業費の関係です。

指導力向上支援事業につきましては、近年、乳幼児教育に関する縦覧調査が進み、より確固たる根拠を持って乳幼児期の教育、保育の質の重要性が言われるようになっております。本市でも、乳幼児教育・保育の質の向上を目指しまして、公立、私立、保育所、幼稚園等の区別なく、目指す姿である自己肯定感を持った子どもをオールやいづで育てていこうと年1回市内全幼稚園・保育所の園長、地域型事業所の施設長43名が一堂に会する焼津市乳幼児教育促進会議を中心に、6つの事業を実施しております。

まず、1つ目は、市内の幼稚園、保育所、地域型保育所の全職員を対象に、資質向上に対する職員の意識高揚を図るため、乳幼児教育研修会を年1回開催しております。毎年350人から400人ほどの参加がございます。

2つ目は、幼稚園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、子育て支援センター、病院内託児所など、市内で保育に携わる者全員を対象にした保育者資質向上研修会を年8回開催しております。これは希望制になりますけれども、毎回100人から150人が参加し、昨年度の参加は延べ人数で983人で行いました。

続きまして、3つ目の事業としまして、副園長、主任級職員を対象としました乳幼児教育連絡協議会を年3回開催しております。

それから、4つ目に、市内の全幼稚園・保育所から3名ずつ推薦されました副主任、主任の6名と、事務局、アドバイザーとで研修を行います課題検討部会を年8回開催しております。

5つ目は保育研修会というものでございまして、こちらを年2回開催しております。

それから、6つ目に、公立園11園、私立幼稚園2園、それから、私立保育園2園が昨年度32回実施した公開保育というのを行っております。こちらも他園の保育を参考にし、自分自身の保育を見直す自己研さんの機会であるということで、保育の質の向上につながっていると考えております。

参加者にアンケート等をとるわけなんですけれども、まず、80%の保育者が1年前の自分に比べて保育者としての意欲、自覚が向上したと回答しております。それから、95%の保育者が自分自身の専門性の向上に役立っていると回答しておりますので、保育士の資質向上に対する効用が見られるということで、この事業の効果もあらわれていると考えております。

続きまして、民間の保育所等の給付費と、それから市立保育所の運営費、それはまとめてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、こちらが民間の保育所の給付費は、保育所等の給付である施設型給付と小規模保育事業等に対する地域型給付により市町村の確認を受けた施設事業の利用に当たり、これは財産支援でありまして、毎月算定し、給付をもらっております。

国基準の待機児童数ですけれども、ことしの4月1日時点で4人となりまして、前年度比で19人減となりました。なお、7月1日時点では、待機児童数はゼロとなっております。

それから、市立保育所の職員の体制ですけれども、平成31年の4月1日の時点で、正規と嘱託員を合わせて、保育士131人、調理員が18人、看護師2人、事務員1人、用務

員1人の合計154人です。

正規職員と嘱託員で担任をどうなっているかという御質疑だったと思うんですけども、基本的には正規職員が担任というか担当しておりますが、例えばゼロ歳児等は3人体制で組む場合があります、そのときには嘱託員が担当として入る場合がございます。

あと、待機児童対策につきましてですけれども、国では、待機児童を解消するために、平成21年11月に子育て安心プランを発表し、保育の受け皿拡大や保育人材確保などの支援を実施することとしております。これを受けまして、市ではゼロ歳児から2歳児までの保育の受け皿確保として、小規模保育事業などの地域型保育事業の拡大を図り、平成29年度から昨年度末までに13施設を認可してきたところでございます。これにより待機児童が減少し、本年4月1日時点の国基準の待機児童数は4人となりましたので、かなり待機児童は減っていると考えております。

もう一つ、市の認定こども園についての考え方ということでございますけれども、少子化が非常に加速する中で、3歳未満の保育を必要とする子どもたち、それにつきましては平成29年度をピークに減少傾向に転じてきておりますけれども、今後も園児数は全体的に減少傾向が続くものと考えております。このため、将来的に保育の需要に対しまして供給量のほうが大きくなるのが予想されますので、計画的な保育の受け皿確保を進める必要があると市としては考えております。

以上です。

○鈴木子育て支援課長 深田委員の子ども・子育て支援事業計画の説明時期についてということについて御説明をさせていただきます。

現在の計画では、議員の皆様につきましては、12月20日の全員協議会で計画の素案につきまして御説明する予定で現在計画しております。また、市民に向けてにつきましては、来年の1月にパブリックコメントを実施させていただきます、その後、市民からの御意見等を踏まえさせていただきます、子ども・子育て会議に諮りまして、計画を年度内に策定という形で計画させていただいているところでございます。

続きまして、子育て事業計画推進事業に当たっての会議での御意見等について伺いたいということですので、お答えさせていただきます。

昨年度の会議で出された質問等につきまして、第1期の進捗については、病児・病後児保育の利用者はリピーターが多いのかということ、また、放課後児童クラブは全市的に待機児童がいるが、学区によって状況が異なるが、市の方針を伺いたいなどの御質問をいただきまして、回答させていただきました。また、御意見としまして、放課後児童クラブへは本人の意思とは別に、親が子どもの放課後を心配してクラブに入所させるケースがあるが、クラブとしては親に状況を伝えながら入所の対応等をしていると、今後は支援員の専門性も大事になっていくというような御意見をいただいております。

また、アンケート項目についての御質問、意見につきましては、今回アンケート項目は他市と同様か、放課後児童クラブの支援に対する要望等を確認する設問はあったのかというような御質問がほとんどでございまして、それに対して市のほうとして答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 先ほどこども園の関係で、公立の園がこども園化ということ

の御質疑だったと思うんですけれども、市内において私立も公立も今は園児数が非常に減少している中で、公立の園のあり方というのは今検討を進めているところでもあります。その中でもこども園というのが当分中に入ってきますので、それがまとまりましたらまた委員の皆様にも御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○深田委員 まず、ホットスルこども相談センターについては、4月に教頭先生に相談内容をPRすると答えていただきましたけれども、教頭先生から職員の先生に伝わっていないんじゃないかということがありますので、やはり4月の時点または就学健診、10月から11月にありますよね、新入生のそういうときもあわせて、いつでも相談に来てねというようなPRを、保護者にチラシなどをつくってPRするというのもすごく大事なかなと思います。

今、件数を見てみますと、延べ相談回数が3,284回、これは例えば年間240日とすると、1人当たり、単純に計算すれば13回も相談に来てると、相談をしているということになると思います。そうすると、やはりどんな年代のお子さんが虐待を受けているのか、それともお母さんがどういう相談をされているのか、子どもの年齢とか、もう一つは地域性の問題、すごくマンションが多い地域だとか、相談ができないような孤立したような地域になってしまっているのか、そういう地域とか年齢とか、もう少し分析していただく、そのことがすごい大事じゃないかなと思います。

それは、子ども・子育て支援事業計画第2期の支援計画が12月にも説明されるということなんですけれども、国のほうでは子ども版の地域包括支援センターを焼津市の場合には5カ所つくったほうがいいよというのが提案されているわけですね。じゃ、焼津市はそれについてどうするのかという課題もあると思いますけれども、それは今後の課題として私は受けとめておりますけれども、このホットスルこども相談センターがもっと地域に広がっていけばすぐ対応できる、そういう役割が果たせるんじゃないかなと思いますので、これは策定事業費の計画策定の中でも重要な位置づけにさせていただきたいなと思いました。

それから、放課後児童クラブで、11人が待機児童になっていると。じゃ、11人の子どもたちはこの1年間どうしていたのか、この間にもしかしたらあきが出て、市のほうはあいているからどうぞというような連絡をしたのかどうか。それでも入所しなかったのか、それとも市のほうが連絡しなくてそのままの状態だったのか、この1年間の待機児童に対する対応の仕方がどうだったかをお聞きしたいと思います。

それから、学童保育の支援員さんの常勤と非常勤ということで聞きましたけれども、人数が常勤が41人で臨時が83名ですか、これで詳しく見ていきますと、例えば1つの学童保育では45人と44人、それを1つにして常勤の先生が1人しかいないんです。合わせて99人で1人。もう一つは、45人と44人を合わせて89人で、89人に対して常勤が1人、非常勤が3人とか2人とかついているんです。そういうところもあれば、40人と25人の65人の児童数と合わせて、常勤の先生が4人つけているところもあります。このアンバランスが常勤の配置というのはどうなんでしょうか。もう一つあったね、30人と31人の児童数合わせて61人、そこに常勤は1人、非常勤は8人。何か子どもの安全が脅かされたときに責任を持つのが、対応するのがやっぱり常勤の先生たちだと思いますね。平成29年度は常勤の先生も配置しないところもあった。平成30年度は全ての学童クラブに常

勤の先生は配置している。これは1つは前進かと思えますけれども、ただ、配置の子ども的人数に対する常勤の先生が複数必要ではないかと思えます。それについての指導というのはされていたでしょうか。

最後に、認定こども園の関係ですけれども、今後、全国各地で公立幼稚園がなくなっている背景に認定こども園に移行していくということがふえてきておりますけれども、認定こども園は内閣府なんですよね。認可保育所は厚生労働省、公立幼稚園、私立幼稚園は文科省、すごく違う。ここにまた企業主導型とか新たな小規模保育型とか、そういうのは内閣府ですよね。この違いでどういう条件が変わっていくのか。やはり検討するときにはどういうふうに変っていくのか。内容、自己負担は無償化でゼロになるといっても、それ以外のものが変わる、教育内容、保育内容が変わるかもしれない、そういうことをきちんと保護者の皆さんに説明していくことも必要じゃないかなと思います。その前に、部内で検討していることをやはり議員にも伝えていただきたいなとも思います。

以上です。

○鈴木子育て支援課長 今、深田委員の御質疑に回答させていただきます。

1つ目につきましては、平成30年度におきまして11名の待機児童がいたが、その後の対応はどうかということだと思えますが、11名の対応につきましては、1つ目としまして、焼津市におきましては夏期限定という形で夏期限定の放課後児童クラブを開設させていただきまして、そちらのほうに行っていただくようなことで対応は1つさせていただいております。

また、11名の中で、先ほど委員の言われたあきがあったところに入所したという方も実際おります。そういう方もおりますが、全ての11名が解消したかということではないかと思えますが、その方々を全て追っているということではないものですから、状況は全て把握はしておりません。

あと、平成30年度、当初、待機児童が出たものですから、4月16日、小川地区に一時、かるがも小川ということで、焼津のシルバーさんのほうにお願いをさせていただきまして、待機児童対策ということで実施して、7名の方がそちらのほうに入所していただいたんですけど、残りの方につきましては、申し込みをしていただいていたにもかかわらず、家庭での対応、または夏期限定のほうにされたのかということで認識させていただいております。

次の常勤、非常勤ということなんですけれども、必ず放課後児童クラブにつきましては2名の支援員を置くということで、ただし、1名につきましては補助員ということで代用できるよということで、国のほうの指針もそうですし、焼津市の放課後の条例についてもそういうような形でうたわせていただいております。その2名につきましては、各支援単位ごとに全ての単位でクリアしていただいているということで認識させていただいております。

今後、もしそういうような対応ができないところにつきましては指導させていただくと、県の研修等に参加していただくように促しはしていきたいと考えております。

今、深田委員のほうで、包括センターのほうが5カ所ということで計画のほうにということなんですけれども、多分、そちらは市のほうの計画でなくて、国のほうが例規と

して示してあるものが焼津市のホームページで載っているものですから、そちらのほうと勘違いをされているかなと思うんですけども。

以上ですけども。

○渋谷委員長職務代理 あと、まだいっぱい残っている。

深田委員、簡潔に質疑事項をぼんぼんぼんっと、あと3つぐらい残っているんだよ。

お願いします。

○深田委員 今の、勘違いではなくて、国がそういう提案をしているので、焼津市としてはどういうふうを考えているのかなというのは当課は考えていただきたいということで、別に私は勘違いしていません。

教頭先生だけじゃなくて、保護者にホットスルこども相談センターのPRを、啓発をもうちょっとしていただきたいなというふうにも思いましたけれども、それについてはどうでしょうかということ。

○榎田こども相談センター所長 失礼しました。

各学校の先生方までPRが行き届いていないという状況につきましては、私たちが意図しているところとは違うところになってしまっているものですから、その徹底と、そして、保護者の方たちへのPRも今後考えていきたいと思えます。

以上です。

○深田委員 細かいところはあるけど、またいいです。

○内田委員 時間が遅いというので、簡潔に行きます。

3款2項1目の保育所等におけるICT化推進費145万円ですけど、これは補助金で出したと思うんですけど、補助の内容について伺いたいですね。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 それでは、御質疑にお答えいたします。

保育所等におけるICT化推進事業費ですけども、保育所等におけるICT化推進事業費、民間の保育所等におけるICT化を推進し、保育士の負担軽減を図るとともに、保育士が働きやすい環境を整備するため、業務のICT化に必要なシステム導入に対する補助制度でございます。

具体的にはタブレット導入による登・降園管理システムの補助になります。昨年は小規模保育施設2施設にタブレット端末による登・降園管理システムを導入いたしました。導入によりまして、今までは園児が登園するときに保育士が一人一人家での様子や健康状態を保護者から聞き取り、登園確認と健康確認をしていたことを、保護者が直接タブレットに入力することで保育士が従来行っていた園児の登園時間や健康状態を保育日誌へ記入する作業が軽減され、その分、保育の準備や登園後の園児の様子を見守ることができるようになりました。また、保護者もタッチパネルに入力することで、登・降園時間帯等が入力され、紙に記入する作業がなくなるため、朝の混雑が緩和される効果が期待ができます。

以上でございます。

○渋谷委員長職務代理 以上で通告の質疑は終わりました。

ほかに関連がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷委員長職務代理 ないようでしたら、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第9号、こども未来部所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、こども未来部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷委員長職務代理 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第75号中、こども未来部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして予算決算特別委員会、こども未来部所管部分の議案の審査は終了いたしました。どうも当局の皆さん、御苦労さまでした。

じゃ、交代が始まりますので、では、40分まで随時休憩いたします。

休憩（15：27～15：40）

○渋谷委員長職務代理 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認第9号「平成30年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。

これより順次御発言を願います。

最初に、河合委員。

○河合委員 私から、10款1項3目小・中学校環境教育研究支援事業費について伺います。

項目では小学校と中学校と分かれていますけれども、概要報告書には一括してありますので一括してお聞きします。使われる内容として環境保全にかかわる体験的な活動を実施ということですが、この活動内容についてお聞きします。

あと、細目の中に消耗品と、小・中学校、多分同じものと想像されますけれども、これが何なのかをお伺いしたいと思います。

次に、その下にあります小・中学校教育研究指定事業についてお伺いします。

教員にとっては大事な取り組みだとももちろん認識はしておりますけれども、細目のところに謝礼、消耗品とありますけれども、この謝礼は誰に対する謝礼なのか、その消耗品の内容についてお伺いします。

以上です。

○近藤学校教育課長 学校教育課長の近藤です。

河合委員の御質疑にお答えします。

大きく2つ、1つが、小学校学校教育研究支援事業、もう一つが小・中学校教育研究指定事業についてであります。

まずは環境教育の研究支援であります。小・中学校における環境教育に係る強化学習の充実を図るということで、特に強化学習では、小・中学校に分けて言いますと、小学校では主に総合的な学習の時間の中で取り組んでいる学校が多くあります。例えば、学校の近くを流れる川の水質を調べるだとか、それから締め切った部屋の二酸化炭素の濃度を調べるといった実験が多く見られます。中学校では、技術科の中に生物育成に関

する技術の分野があって、有機物肥料と化成肥料の働きの効果を比較する実験等が行われております。

こういった強化の中での実験に係るものと、それから委員会活動を中心に、例えば園芸委員会等を中心に子どもが環境保全に係る体験的な活動を実施しております。こういったものに係る消耗品、教務等を購入しているということでもあります。具体的には、実験でいえば、液体検知管であるとかピーカー等、こういった実験器具、それから、環境保全に係る体験的な活動ということでは、花の苗であるとか、土、肥料等であります。

大きな2つめの小・中学校教育研究の指定事業についてであります。

毎年、小・中学校を交互に研究指定校を1校、選定いたしまして、指定した学校は2年間継続して研究に取り組んで、その成果を2年目に発表しております。学習指導法の改正についての研究発表を通して、その成果を広めることで焼津市の教育力を高めているということでもあります。

謝礼といいますのは、例えば、大学の教授を招いて校内研修を深めるといったときに謝礼として支払っております。消耗品のほうは、例えば、授業を充実させる教務ということで、ホワイトボードであるとかホワイトボードマーカーであるとか、そういったものや、それから、校内研修を充実させるということで拡大感熱紙、それから研究発表会当日のパンフレット等を印刷すると、そういったものが消耗品に充てております。

以上であります。

○河合委員 お伺いしました。最初のほうの消耗品というのは、各学校一律のものではなくて、それぞれに使用したもの、実験器具とか花の苗等、各学校によって差異があるということでしょうか。

○近藤学校教育課長 はい。

○河合委員 あと、下の謝礼のところですけど、その下の項目、違う話ですけど、外国人のところの事業ですよ。英語指導助手配置事業の下のところに、やっぱり講師の謝礼には講師謝礼とかあったものですから、講師謝礼以外にどんな謝礼かなということで、教員がもらうのはおかしいものがあるかなということで、大学教授等の講師に対する謝礼ということで了解しました。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 じゃ、次、太田委員。

○太田委員 私は3点あります。10款1項3目不登校児童等適応指導就学支援費、それから10款1項3目の外国人児童生徒等教育支援事業費、それから10款1項3目いじめ防止等対策事業費、この3点でお伺いしたいと思います。

不登校児童の関係につきましては、まず、現状をお知らせいただきたいと思います。最近でもまだ不登校児童がなくなるということで、新聞紙上等いろいろ情報機関から上がってきています。焼津の実態はどうなんだろうという疑問を持ちますので、教えていただきたいと思います。

それから、外国人につきましては、外国人児童の現況についてお聞きしたいと思います。県のほうもやっと腰を上げて非常勤講師70人増員へというのが新聞に出ています。そのように、焼津市も以前はそういう民間の機関に補助金を出して外国人の子どもをフォローしていたんだけど、今の市長になってからその予算をカットしまして、学校

教育の中で取り扱うということで当時の教育長が発表しまして、それから学校対応をしているんだけど、かなり苦慮している学校がたくさんあるというお話をお聞きしていますので、その辺の現況をお知らせいただきたいと思います。

それから、先ほどの不登校と同じように、いじめの問題もなかなか後を絶たない。最近でも、また自殺した子どももいるようなお話を聞いています。焼津ではどういう状況か、お聞かせいただきたいと思います。この3点をよろしくお願いします。

○近藤学校教育課長 ありがとうございます。3点、1点目が不登校、2点目が外国人児童・生徒への対応、3点目がいじめのことについてお答えさせていただきます。

まずは、不登校児童・生徒ですが、その人数ですが、昨年度、30日以上欠席の不登校児童・生徒数ですが、小学校が72人、中学校は119人、計191人ということで増加をしております。特に小学校での増加が大きく見られます。この不登校児童・生徒の増加というのは、焼津市だけの問題ではなくて国や県も増加しており、不登校出現率ということで見ますと、小学校については、国よりは多いけれども県とほぼ同じと、中学校については、国や県よりも少ないという状況にあります。

主な理由ですが、家庭に係る状況、これが一番多く見られます。それから、無気力、不安となっております。人数増となった理由の1つに、これまでは病欠とかその他としていた長期欠席者を積極的に不登校と判断して、その対応をとるようにしていることも関係しております。

学校では、適応指導教室、それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関等と連携をして対応をしております。こうした相談の機会や窓口はふえておりますので、さらに早期対応、支援体制の整備に努めたいと考えております。

2つ目の外国人児童・生徒等教育支援についてであります。

外国人児童・生徒、大変ふえております。昨年度、5月1日現在の外国人の児童・生徒ですが、小学校が152人、中学校72人で計224人であります。5年前と比べて倍増をしております。

対応ですが、外国人が来日をして住所が確定した時点で就学希望の聞き取りを行います。就学の希望があれば、ガイダンスを行って居住学区の小・中学校に学籍を起こして編入手続に同行いたします。小・中学校に入った後ですが、外国人児童生徒支援員という方を派遣いたします。4カ月程度、毎日2時間、空き教室等を利用して簡単な日本語や日本の生活、文化について指導を行っております。4カ月を過ぎても指導が必要な場合には、日本語指導学習支援を継続し、悩み等の相談にも応じております。

この外国人児童生徒支援の登録者は徐々にふえまして、平成28年度、13人だったんですが、次の年、平成29年度には27人、平成30年度には30人、本年度は43人となって、徐々に充実が図られてきております。そのうち日本語教師資格保有者ですが、所有予定も含めて、昨年度は6人だけだったんですが、本年度当初、17人にふえまして、指導という意味でも充実が図られてきております。

次に、3点目ですが、いじめ防止等対策についてです。

いじめの件数ですが、昨年度、焼津市全体のいじめ認知件数が、小学校は67件、中学校61件、合計128件でありました。これは、一昨年度よりも17件の増加ということになっております。このいじめの認知件数の増加は、先ほどの不登校と同じですが、いじめ



を積極的に認知していこうということと関係をしております。

いじめの内容ですが、冷やかし、からかい、悪口、嫌なことをされたというのが一番多く、続いて、たたかれたり蹴られたりした、仲間外れ、無視が挙げられます。いじめについては、どこでも誰でも起こるものであり、しかも見えにくいものであります。だからこそ、心配のあらわれについては積極的にいじめと認知して、対応をきちんととっていこうということで学校に働きかけております。

以上です。

- 太田委員 少子化で苦勞している焼津市でございますので、1人でも落ちこぼれのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上。

- 渋谷委員長職務代理 じゃ、続きまして、深田委員。

- 深田委員 全部で8項目、お願ひします。10款1項3目不登校児童授業指導につきましては、今、同僚委員に御答弁いただきましたので、その中で答弁のほうから、家庭に係る状況というのは、どういふ家庭の状況を指すのでしょうか。そして、改善状況は1年間でどうだったのか伺ひます。

2つ目に、いじめ防止等対策事業費、これも今同僚委員の質疑に対する答弁がありました。これで人数はふえているということなんですが、この中で、教育委員会のほうでは、学校にきちんと対応をとっておこうというお答えが今ありましたけれども、ちょっと抽象的なものですから、具体的にどういふことなのか、どのようにきちんと対応をとっているのか、お聞ひしたいと思ひます。

3つ目は、小学校給排水設備等改修事業費、これは、洋式化のトイレの改修内容と今後の継続にわたっているか、伺ひます。

4つ目は、小学校猛暑災害対策事業費、1台当たりのエアコンの費用と1校当たりですると工事費は幾らになるのか。また、運用規定はつくられているのか。災害時の対応はどうか。

5つ目に、国庫補助小学校要・準要保護児童就学援助費と6つ目の国庫補助中学校要・準要保護生徒就学援助費、これらは、人数、内容、1人当たりの就学援助費、3年間の増減数をお聞ひします。

7つ目に、中学校猛暑災害対策事業費、これも先ほどと小学校と同じように、1台当たりのエアコン費、工事費、運用費で、災害時の対応等を伺ひます。

最後に、中学校教育環境整備事業、中学校のトイレ洋式化改修の計画は見当たりませんが、それについてはどうか伺ひます。

- 近藤学校教育課長 私から大きく2つ、1つが不登校のこと、もう一つがいじめのことについてお答えをいたします。

まずは、不登校の家庭に係る状況が原因であるということについてですが、これは、家庭によってさまざまな状況がありますが、例えば、そもそも学校に通わせる気がないといったお宅もあります。それから、養育が十分にできずに学校に通える状況にないということ、子どもが学校に通っていても、なかなか学校等の対応が上手にできずに、結果、学校に行くことができなくなるといったさまざまな家庭が見られます。

それから、次に改善数についてであります。学校教育課で行っている適応指導教室

ですが、適応指導教室に通っていて学校に通えるようになった人数ということでお答えさせていただきますが、昨年度、適応指導教室に通った人数が、小学生6人、中学生30人の合わせて36人でありました。そのうち、学校復帰を果たした改善数が、小学生2人、中学生14人の合わせて16人でありました。一昨年度が8人だったので、適応指導教室に通う人数もふえておりますが、学校復帰できた人数もふえているということになります。

次に、大きな2つ目ですが、いじめ防止で、きちんと対応をとるということですが、子どもたちのあられの中では、本当にこれがいじめかどうかというのは判断しづらいというところがあって、なかなか学校としてはいじめということで認知を上げてあげることが、これまでも積極的に上げていこうということではあったんですが、なかなか進んでいかないところもあったんですが、本当に子どもがいじめられたということであれば、これはいじめであるということで、そういう意味で積極的に認知をし、子どもから聞き取りをし、指導をし、保護者も呼んで謝罪をしてという形で対応していこうということでもあります。

以上です。

○増田教育総務課長 教育総務関係では、6つ御質疑をいただいております。小・中学校で共通した内容があるものですから、小中まとめてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、小学校給排水設備等改修事業費と中学校の教育環境整備事業の関係になります。

決算書の263、264ページの10款2項3目小学校建設費のうち、備考欄の小学校給排水設備等改修事業費、こちらにつきましては、主に繰越明許費分ということで、港小学校のトイレを、いわゆる給排水設備等の改修工事の関係になります。港小全体にトイレに洋式化を図っております。

その決算書、その下の小学校給排水設備等改修事業費（防災、減災）となっておりますけれども、こちら繰越明許費分になるわけなんですけれども、こちらは、焼津西小、黒石小、和田小、大井川西小、大井川南小のトイレの改修工事となっております。こちらにつきましては、低学年用のトイレの洋式化を図っております。

具体的なトイレの改修内容でありますけれども、トイレ内の床を湿式のタイルから乾式の長尺塩ビシートに変更しまして、床の段差を解消するとともに、全ての大便秘器を和式から洋式に改修をしております。あわせて小便器も自動洗浄機能付きの小便器にしまして、照明器具もLED照明に変更をしております。

それから、今後の計画についてでございますけれども、現時点では小学校も中学校も具体的な計画はできておりません。と申しますのは、昨年度は、平成29年度に策定をしました第2期学び舎にこにこ元気計画に基づきまして、小学校の低学年用のトイレの洋式化を図ってきたわけなんですけれども、昨年度は猛暑を受けまして普通教室等へのエアコンの設置、これを一気に前倒しをして実施したということで、第2期の計画の内容が随分変更になって前倒しになっております。そこで、改めまして第3期の学び舎にこにこ元気計画の策定を検討する必要があるがございます。その中でトイレの洋式化についても計画をしていきたいというふうに考えております。

その際には、引き続き小学校の中高学年の分を整備していくのか、それとも中学校のほうから整備をしていくのか。また、整備方法も、湿式のまま洋式化をするのか、乾式

にして洋式化にするのか、費用ですとか工期、それから学校行事への影響なども考慮しながら検討する必要があるというふうに考えております。

次に、猛暑災害対策事業の関係です。

まず、エアコン1台当たりの設置費用でありますけれども、単純平均で、小学校は129万3,046円、中学校は145万7,479円となっております。次に、1校当たりの工事費でありますけれども、こちらも単純平均で、小学校は8,070万7,608円、中学校は7,692万2,496円となっております。

あえて単純平均と前置きしましたのは、エアコンは一律に同じタイプのものを設置したわけではありません。特に、特別教室なんかは広さが違うものですから、その広さに応じて能力の違うエアコンを設置しております。また、学校によって室内機の数と、それから室外機の数も異なります。それからキュービクルの能力、それから仮設足場の設置にかかる経費ですとか配管、配線工事にかかる経費もそれぞれ異なるものですから、単純平均という形で答えさせていただきました。

それから、次に、運用規定でありますけれども、エアコン運用ガイドラインを作成しまして、校長会のほうで内容について説明をした上で、6月1日からこのガイドラインに基づいた運用をしていただいているところであります。

それから、災害時の対応についてであります。災害時には学校が指定避難場所になっておりますので、緊急時にはエアコンを有効に活用していただければというふうに思っておりますけれども、ただ、停電になりますとやはりエアコンの使用はすることができません。

それから、次に、要・準要保護児童・生徒の就学援助費についてでありますけれども、まず、人数につきましては、就学予定者を含めまして、小学校が、要保護が5人、準要保護が543人、中学校が、要保護が6人、準要保護が386人となっております。

援助の内容としましては、まず、要保護は、生活保護の支給対象とならない修学旅行費のみを支給しております。この分は国庫補助の対象となっているところです。それから、準要保護につきましては、文房具、体育用品、実習用材料などの学用品費、それから靴、雨具などの通学用品費、遠足、社会科見学などに伴う交通費ですとか見学の校外活動費、それから学校給食費、それとランドセル、かばん、制服など、新入学児童・生徒用の学用品、通学用品費が支給対象となっております。

それから、1人当たりの就学援助費につきましては、これも個々に金額は違うわけですが、単純平均で、小学校の要保護が2万8,912円、準要保護が5万9,346円、中学校の要保護が5万8,870円、準要保護が8万501円となっております。

次に、増減数ということですが、その前の人数の推移を申し上げたほうがわかりやすいと思いますので、そちらを申し上げますと、まず、要保護につきましては、小学校の過去6年間では、平成25年度が6人、平成26年度が4人、平成27年度が9人、平成28年度が7人、平成29年度が5人、平成30年度が5人ということです。中学校の3年間では、平成28年度が7人、平成29年度が5人、平成30年度が6人ということで、要保護につきましてはほぼ横ばいという状況であります。

一方、準要保護につきましては、小学校の6年間では、平成25年度が356人、平成26年度が388人、平成27年度が434人、平成28年度が492人、平成29年度が549人、平成30年

度が543人、中学校の3年間では、平成28年度が309人、平成29年度が401人、平成30年度が386人となっております。

増減で申し上げますと、小学校の平成26年度が32人増、平成27年度が46人増、平成28年度が58人増、平成29年度が57人増、平成30年度は6人減となっております。中学校は、平成28年度が9人増、平成29年度が92人増、平成30年度は15人減というふうになっております。

小・中学校とも準要保護につきましては、平成29年度までは年々増加をしておりました。特に、平成29年度につきましては、中学校で、今申し上げましたように92人増と急激にふえておりますけれども、これは、平成29年度から新入学の児童・生徒用の学用品費につきまして入学前支給を開始したことが主な要因だというふうに考えております。

しかし、平成30年度につきましては、小学校が6人減、中学校が15人減というふうになっておりますので、また、今年度、現時点では減少する見込みとなっております。少子化の影響で年々児童・生徒の数の全体が減少をしているという状況からしますと、就学援助の対象も平成29年度がピークで、ここから減少傾向に転じた可能性があるのではないかと考えております。

私からは以上となります。

- 深田委員 不登校児童の適応指導教室、私も外から聞かせていただきましたけれども、やはり、先ほど、こども未来部のほうでお話しさせてもらいましたけれども、外から見ると、中学生が勉強するにはいいかなと。ちょっとかたい雰囲気があるので、小学生が適応指導教室として対応する環境には、もう少しやわらかくできないのかなというふうには思いました。それで、今、家庭に係る状況については、親御さんが学校に通わせる気がないとか、さまざまな家庭環境があるということですが、親御さんの中には、やはり学校に行かせたくも本人がとても泣き叫んじゃって行けないって、そういう状況もあるものですから、一概に家庭に係る状況の中で親御さんを否定的に見てはいけないのではないかなというふうにも思いました。

それから、いじめ防止対策のほうでは、これがいじめと判断できない。どんどんどん見えにくくなっているというのが今の現状だと思います。スマホが普及してから余計にそういうことがふえていると思いますけれども。あるところでは、いじめた子といじめられた子が、先生が間に入って握手をして、はい、もう仲よくなったねということで、これで解決しちゃうというようなこともあって、いや、これじゃ、本当に解決したとは言えないだろうということで、やはり丁寧な対応が必要だと思いますし、学校だけではなくて地域での対応もできるといいのかなと思いました。先ほど、地域にやはり子ども版の地域包括支援センターを中学校区にできるといいなということも提案させていただきました。

そして、小学校の給排水設備費のほうでは、港小学校だけ全体のトイレ、今は豊田小学校も新築になりましたので全部が洋式トイレになっておりますけれども、本年度、平成30年度、港小学校だけ全体のトイレを洋式化した理由というのは何かあったんでしょうか。ほかのところは、西、黒石、和田、大井川西、大井川南というのは、低学年だけが洋式化トイレの整備だったものですから、その辺のことがわかりましたら教えていただきたいと思っております。

それから、エアコンについては、中学校のほうが1台147万円、小学校が129万1,000円ということで、中学校のほうが1部屋の面積が広いからその分大きいのかなとも思ったんですけども、1台分の費用とか1校当たりの工事費とか、単価を、やはり一気に工事をしたものですから安くなるということはなかったんでしょうか。そういう値引きというのは、値引きされてこの金額なのか、そういうことがされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、国庫補助の小学校要・準要保護の児童・生徒の就学援助費については、今、回答いただきましたように、平成29年度がピークで、これから少し下がっていくのではないかという分析をしておりました。議会のほうにも陳情が出ていまして、焼津市の就学援助の申請については、申請用紙を配布するというのに、その他というのに回答してあるということで読ませていただきました。その他というのは、小学生の上がる前の10月から11月の就学健康診断のときに、就学援助の説明書をその学校の健康診断の中で保護者全員に配布するということが焼津の方向だということでありました。

そうしたときに、やはり、一緒にそこで申請用紙も、申請が必要な人はそれを読んでからまた学校に来て、事務室に申請用紙をください、そして、また書いてきて、それでまた事務室に提出する。すごく大変な作業になると思いますので、申請用紙をそこに一緒にできないかどうか。

そして、どんどん子どもの人数が少なくなっているということで、大切に大切に育てていくための支援の1つだと思います。その内容ですけれども、藤枝市は、体育着なども就学援助の対象になっております。焼津市はなっておりません。特に、眼鏡とかコンタクトレンズ、授業にかかわる、勉強にかかわる問題として、眼鏡とかコンタクトレンズ、そして補聴器を就学援助の対象にするということは検討されたかどうか。静岡市のほうでは、補聴器も就学援助の対象にしているということですので、そういう検討が焼津市では、教育委員会ではされているかどうか、そのことを確認したいと思います。

以上です。

○増田教育総務課長 まず、港小のトイレだけ全体を整備した理由ですけれども、もともと国庫補助の採択を受けながらトイレの洋式化を進めていくことでやってきましたけれども、学校単位でやっていると、国庫補助の採択がされないとまた次年度に先送りになったりという、最終的に順番でいくと、全体に整備が完了するというのは何年先になるかわからないという状況になります。そういう中で、広く短期間に効果が及ぶようにということで、全体を対象に低学年、学年ごとに分けてやったほうが各学校にその効果が及ぶという判断に方針を変えた結果、昨年度からは低学年のほうをやったということでありました。それがまず1点です。

それから、エアコン関係につきましては、家庭用のエアコンのイメージからすると、百何十万もするというとすごい高いような印象を受けたと思いますけれども、発注の方法としまして、公募型のプロポーザル方式をやって、業者のいろんなすごい工夫の中で対応するような形をとったものですから、通常に設計を組んで発注する方式よりは、今、比較する金額を持っていませんけれども、随分安くできたのではないかというふうに思っております。総額として16億7,400万円なものですから物すごい金額なんですけれども、公募型プロポーザル方式以外でしたらもっと高くかかったのではないかというふう

に思っております。

それから、就学援助の申請用紙の関係ですけれども、先ほど、その他に回答って、これはアンケートですね、アンケートがあって、その回答でその他になっている。これのその他の理由というのは、あの内容が全員に配布しているかというところが6市町あったんですね。あと、希望者に配布しているのがほとんどで、二十幾つだったと思うんですね。あと、数市町がその他というふうに回答してまして、焼津市はその他に該当するんですが、それは、基本は希望者に配布をしているんですが、ホームページにも掲載をしております、そこから誰でもダウンロードができるような方法もプラスして持っているという意味でその他というふうに回答をしております。

委員のおっしゃったように、新入学の関係で就学児健診のときには、そのときと、あと、入学説明会の2回の機会を捉えて、新規入学の方には制度の案内の文書を全員に配布するようにしております。そこに申請用紙も一緒にできないかというお話だと思いますが、実際に申請するときには、その申請用紙だけではなくて、例えば、マイナンバーカードの関係であったり添付書類があったりとかということがありまして、実際には学校の事務室で事務員からその説明を受けて申請書類を整えてもらったほうがスムーズに行くのではないかなというふうに思っております。

あとは、家庭の状況によって、学校側で世帯票というものを作成しております、家庭の状況も把握するような形をとっておりますので、書類だけでやりとりが完了してしまうということではなくて、そこら辺のやりとりが非常に重要だというふうに考えています。子どもの様子から家庭環境がちょっと心配だなというお宅の場合には、校長が面接をしたりもしておりますので、そういったことも含めて考えると、今の申請が事務室に相談に行ってもらって、そこでやりとりしていただいたほうが、その後がスムーズになるのではないかなというふうに考えています。

それから、眼鏡とコンタクトレンズ、それから補聴器の関係ですけれども、今、市の就学援助の制度というのは、もともと準要保護の制度も平成16年度までは国庫補助事業だったんですね。当時は三位一体改革というのがあって、国庫補助金が廃止されたという中で準要保護の国庫補助制度も廃止をされまして、一般財源化された。一般財源化して交付税措置の対象になるので、引き続き内容については市が引き継いで市の単独事業として実施をするようにというような国の通知もあって、市の制度として今継続をしているという経過があるとは思うんですね。ですから、もともと国庫補助制度だったという中で、国庫補助制度の中には眼鏡ですとかコンタクトレンズ、補聴器といったものは補助の対象にはなっていないということで、今現在、市の制度でも補助の対象にはしていない。

今のところ、対象する考えもないわけなんですけど、実際、例えば、視力の低下ですとか耳がちょっと聞こえないよというようなことは、それに伴う支障というのは、学校生活に限ったことではなくて日常生活そのものに支障があることだというふうに思います。ですから、それに対して就学援助の制度の中で援助をしていくというのは、就学援助制度の目的からすると、それを超えた範囲のものなのかなというふうに判断をしておりますので、教育委員会としては今、支給に向けて検討はしておりませんし、今のところ支給をする考えはございません。

以上でございます。

○深田委員 このぐらいでおきます、とりあえず。

○秋山委員 私からは2件お願いしたいと思います。

まず、歳入のほうです。20款5項7目、決算書150ページのところです。学校給食費の歳入がございますけれども、先ほど、不登校の児童・生徒の数を教えていただきましたけど、こういった欠席とか不登校児童・生徒の給食費はそのまま徴収しているのか、またはどのように対応しているのか教えてください。

次のもう一つは、図書資料整備費についてでございます。決算書で272ページ、10款5項6目です。ここで、近年、同僚委員の質疑にもありましたけれども、外国人児童・生徒もふえているようなところもあり、図書資料整備費の内容ですけれども、こういった外国人市民とか外国人児童・生徒の増加に配慮した図書事業の内容、構成となっているか、その辺を教えてください。

○鈴木学校給食課長 私からは、欠席や不登校児童・生徒の給食費についてお答えいたします。

焼津市学校給食費に関する規則第6条の規定により、病欠等により給食をとめる届け出をした日から4日を経過した日から起算して欠食が5日以上継続した場合、日割り計算して返金等の対応をしております。

私からは以上です。

○石上図書課長 私からは、図書資料整備費のうち外国人市民、児童・生徒の増加に配慮した図書資料の内容となっているかについてお答えさせていただきます。

市立図書館で平成30年度に購入しました一般図書、児童図書1万3,824点のうち、日本語以外の言語で書かれた図書資料は11点であります。令和元年9月25日現在、日本語以外の言語で書かれた図書資料が全部で1,455点余の数を蔵書しております。

図書資料の選書に当たりましては、図書司書を中心に、新刊案内等の情報の中で予算の範囲内で市民ニーズに沿った選書をしており、外国人市民、児童・生徒向けの図書資料についても同様に行っております。

以上、秋山委員の質疑に回答させていただきます。

○秋山委員 では、学校給食費、先ほど、規則でそのようになっているということで御説明いただきましたが、そうしますと、歳入の150ページにあります決算の金額がありますが、これは、予算現額では幾らだったものがこの5億6,196万9,236円というふうになったんでしょうか。

○鈴木学校給食課長 申しわけありません。予算現額につきまして、資料を持ち合わせていないものですからお答えできませんが、この学校給食費の中には、当然、返金しているものは含まれておりませんので、実際に徴収した金額をここに記載しております。

以上です。

○秋山委員 了解です。

あと、先ほど、図書資料整備費の中で日本語以外の言語の書籍は何であるというふうにいただきましたけれども、図書館という施設を有効に活用していただくために、多言語の案内ですとか、そういったことも当然求められてくると思うんですけれども、利用者のそういった状況等も把握して、ユニバーサルデザインへの配慮というのは十分され

て事業が進められているのか、教えてください。

○石上図書課長 利用案内書につきましては、それぞれの言語で作成しております、図書館の入り口等に自由に持って帰っていただけるように配置しております。

以上でございます。

○秋山委員 了解です。

○渋谷委員長職務代理 了解。

じゃ、次、青島委員。

○青島委員 私からは、10款1項3目の2点です。決算書ページ260、概要報告書208、209になります。

まず1点目、外国人教師配置費、外国人英語指導助手配置事業費、外国人指導助手9人、委託料です。学校生徒規模に応じた配置になっているか。現状で現場からの問題の声はなかったか。それから、小学校外国語活動講師謝礼4人、どのような活動であったか。

2番目として、小中学級支援員配置事業費、特別支援教育支援員、小中32人、生徒数に応じた配置の中であったか。それで、問題とか課題が現場からの声の中であったか。

以上、伺います。

○近藤学校教育課長 大きく2点、外国語英語指導助手配置事業についてと、もう一つが小中学級支援配置事業についてお答えをいたします。

まずは、1つ目の外国人指導助手についてであります。これは、小・中学校の外国語活動、英語の授業をサポートして、外国語学習をより充実させるため、外国人指導助手、いわゆるALTを配置する事業であります。

このうち、中学校と小学校の五、六年生について取り扱い専門業者と委託契約をしております。中学校に3人、小学校五、六年に6人ということで、合わせて9人のALTが巡回勤務を実施しているということであり。これが外国人指導助手9人ということに当たります。

もう一つのほうですが、小学校三、四年については4人の市のALTが巡回勤務し、その謝礼を支払っているということであり。これが小学校外国語活動講師謝礼4人ということに当たるものであります。

平成30年度は、委託業者による小学校のALT、4人増員いたしました。6人として、五、六年の外国語活動の全てに当たる、年間50時間の授業補助を行って、4人の市のALTは、三、四年の外国語活動の全てに当たる。年間15時間の授業補助を行いました。さらに焼津市では、特別支援学級にも5校それぞれに10時間の授業補助を行いました。本年度も同様に行っております。

このように、全ての授業にALTが入るといえるのは、近隣市町には見られない大変充実した取り組みであると思います。その結果、子どもたちがとても楽しく意欲的に外国語活動の授業に取り組むことができっております。

現状で問題はなかったかということについてであります。昨年度までの問題点としましては、委託業者との契約内容なんです。業務委託契約だったために、学校や市教委が来るALTに指導内容であるとか改善について直接指示することができなかったわけですが、本年度から派遣業務委託契約への切りかえを行いました。より効果的かつ効



率的な事業運営が図られるようになっております。来年度、新学習指導要領が小学校で全面実施されます。この小学校英語教科化に対応できるように、今後さらに検討していきたいと考えております。

続いて、小中学級支援員の配置事業についてであります。

この小中学級支援員配置事業ですが、非常にわかりにくくて申しわけないんですが、この学級支援員に大きく2つ、特別支援教育支援員という方と個別支援員の2種類があります。最初の特別支援教育支援員については、これは通常学級に配置をしております。通常学級に在籍するLD、学習障害とか、ADHD、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の軽度の発達障害を有している児童・生徒の学習等を支援しております。これに対して、個別支援員のほうは、特別支援学級等に在籍する児童・生徒に対して支援を行っております。

生徒数に応じた配置かということではありますが、特別支援教育支援員の配置基準は、児童・生徒数が400人以下の学校に1人、401人以上800人以下の学校に2人、801人以上の学校に3人配置することとしており、この基準に基づいて昨年度は合計32人を配置いたしました。

個別支援員のほうの配置人数ですが、これは特別支援学級の在籍人数と、中でも特に支援が必要な子どもたちがいるものですから、その人数によって決めております。昨年度は、特別支援学級を設置している市内小・中学校計12校ありますが、そこに合計で22人配置をして担任の補助を行いました。

問題、課題はなかったかということについてではありますが、学校にしてみれば人手は幾らでも欲しいということがあります。焼津市では、特別支援教育支援員、個別支援員以外にも小1サポーターであるとか心の教室相談員を配置しており、トータルすると全部で100人を超える支援員が配置されております。近隣市町と比べて大変充実した配置となっていると考えております。こうした支援を活用しながら、より充実した学校生活を送らせるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○渋谷委員長職務代理 青島委員、よろしいですか。

○青島委員 1点目のほうで、今後また、学校の英語のほうも教科化になってくると、さらに現場が忙しくなるというか、大変になってくるような話も聞いていますので、また、そのときはいろんな対応の仕方があると思いますけれども、今後ともよろしく願います。わかりました。

○渋谷委員長職務代理 では、次、岡田委員。

○岡田委員 それでは、最初の10款5項3目のうち明るい街づくり市民大会費についてお聞きしたいと思います。

昨年度、市内13カ所で開催ということで、目的、そのほかにつきましては、青少年の非行防止、交通事故根絶等の諸活動を推進するというので、地域全体での大会という形なんです、市内13カ所でこの範囲、いわゆる13カ所の開催範囲、そして、主催者というのはどういったところなんでしょうか。そして、内容はどのような形で、この108万円の内訳、何に幾らというような形でわかりましたら教えてください。

○見崎社会教育課長 岡田委員の質疑にお答えをいたします。

明るい街づくり市民大会は、それこそこちらに書いてあるとおり、青少年の非行防止や暴力追放、交通事故撲滅、防犯、人権啓発といった諸活動を関係機関の団体と連携し地域全体で推進することにより、市民の理解と自覚を深める市民運動の一環として行われている事業で、焼津市自治会連合会へ事業を委託して実施しております。

大会の実施等につきましては、自治会単位やコミュニティー単位において各地域の実情に合った形で独自に実施していただく方法をとっておりまして、公民館まつりや運動会など、多くの住民が集まる行事と同時に開催をされているところでございます。平成30年度につきましては、5つの自治会単位と8つのコミュニティー単位で開催しており、計13会場というふうになってございます。

委託料につきましては、1自治会当たり4万円とし、大井川地区は11月3日に行われております大井川フェアで開催時に15の自治会が合同で実施するというので16万円ということで算定をしており、合計で108万円という委託料となっております。それを自治会連合会のほうへ委託料を支払っているところでございます。

主催者につきましては、自治会単位は各自治会、コミュニティー単位は各コミュニティー組織というふうになっているものでございます。

以上でございます。

○岡田委員 内容はわかりました。それこそ、今、うちの自治会でも4万円いただいているのは承知していたんですけどね。こうしますと、108万円は、各自治会、あるいはコミュニティー単位で振り分けて、たしか印刷物でしたよね。場所によっては記念品をくれたりしていますけど、印刷物の費用は市のほうで持っていますよね。その分は、どこか。

○見崎社会教育課長 印刷関係につきましては、それこそ平成28年度からくらし安全課で所管しておりました安心安全なまちづくり大会、そちらと合同で実施するような形をとっておりまして、くらし安全課のほうでパンフレットの印刷代のほうは所管しております。

以上でございます。

○岡田委員 趣旨その他で、くらし安全課と非常にコンタクトをとったものであるというふうに感じてはおりますので、ぜひ、今度ともその中でより効果的な活動をやっているように感じたいと思います。

以上でございます。

○渋谷委員長職務代理 では、今、通告の質疑は終わりました。関連してほかにありますか。

○杉田委員 先ほど、図書館の中で外国人対応という形で、焼津図書館、大井川図書館で1,509冊の図書を買ったと。その外国人向けの外国語の図書というのは、平均して日本の図書に比べて多分高いんじゃないかなと思うんですけど、それについてひとつお聞きしたいのと、今、外国人小学生、中学生が非常にふえているという、そういう報告をいただきました。その中で、地域によって外国人小学生、中学生が多い学校は特定されるところが幾つかあるんじゃないかなと思うんですけど、その中で、私が確認させていただいたときに、学校図書整備費というのか、図書のやつで、小学校が全体で773万円、中学校が三百九十何万円だったと思うんですけど、その中で、外国人小学生、中学生が

多い学校に対する予算というのは、人数割と聞いているもので、もし、人数が少ないと、そこに、もし、外国人向けの図書というのはどのぐらい高いのかわからないんですけど、そういうものが欲しいとなったとき、もし、そこが少数の学校だったときに、非常にそのところは、学校図書館が大変厳しい状態になるんじゃないかな。

今、ALTでしたっけ、外国人教師の方が全校にいろいろ、かけ持ちというか、ある程度は配置をされて、そこで小学生、中学生、そこで授業されていて、すごくいいなどは思っているんです。ただ、学校司書との関係で、コンタクトが多分とれていないんじゃないかなと思って、ALTの方が、こういう本がいいんじゃないかなって思うものが司書との連携がないために、それが司書として、大井川図書館、あるいは焼津図書館の場合には、そこへどういう選書の仕方をしているかわからないんですけど、多分、学校の司書の先生は、ALTの方とちゃんと話をしないと選書ができないんじゃないかなって思います。この辺のところをお聞きします。

- 石上図書課長 私からは杉田委員の質疑のうち外国語の図書が高いかどうかにつきましてお答えさせていただきます。

まず、日本の出版会社が発行している図書につきましては、ほぼ日本の価格と同等ぐらいでございます。ただ、外国の出版会社がしているものにつきましてはやはり高くなっています。ただ、この傾向につきましては言語にもよるかと思えます。普及している英語の図書については、それなりなんですけれども、普及していない言語になりますとさらに高くなるというふうになっています。

以上でございます。

- 増田教育総務課長 学校のほう、図書費でありますけれども、学校の規模に応じて学校に予算を配当しております。したがって、規模というのは児童数、生徒数に応じてという形になるものですから、それが外国人の児童であっても日本の子であっても1人というカウントで枠を算出して、それを配当しているということですので、外国人向けに特別のことを設けてということはありません。

- 近藤学校教育課長 ALTと学校司書との連携についてであります。ALTは、外国語活動だったり英語の授業の補助ということですので、ALTと司書が連携をとるといったことはないと。恐らく委員がおっしゃっているのは、外国人児童生徒支援員のことだと思いますが、支援員は、指導するに当たっている教材が必要なものですから、いわゆる指導のために必要な本というのは、先ほど申し上げた外国人児童生徒等教育支援事業、この中で教材費としてとっております。この中で特に図書費という形で含まれているということはありません。

以上です。

- 杉田委員 確認ですけど、今言った図書館の費用というのと、今、課長がおっしゃった外国人生徒に対する図書費というんですか、支援員が使う図書費、教材費とか、そういうものというのは別だということで、そういうものも図書館に含まれるって、そういうことでよろしいですか。

- 近藤学校教育課長 図書館に置かれるということはきっとないと思います。外国人の子どもたちを指導する部屋に置かれていることが多いと思います。

以上です。

○杉崎委員 10款1項3目、先ほどからありました外国人英語指導助手の関係の、この事業に関してなんですが、単純に先ほど言った外国人指導者9人、小学校外国語活動講師への謝礼が4人、ここに上の9名の中にALT6名が含まれているというんですが、執行されているお金を単純計算しますと、片方が660万円、片方が450万円となるんですが、先ほど、50時間と15時間、ALT15時間というふうに私、聞いたんですが、それぞれ1人単価にした場合に、日給というのか月給というのかわからない。そこは特別差はないと解釈してよろしいんですか。

○近藤学校教育課長 雇用の形態が違うものですから、先ほど、最初のほうの業者委託のほう、委託契約を結んでおりますので、そちらの業者のほうに払うということになりますので、単純に事業だけではなくて、研修を行ったりとか、ALTが派遣されるまでのことについて全てその業者にやっていただくような形になります。小学校三、四年生の市のALTについては、来ていただいて謝礼を払うという形だものですから、いわゆるもらうお金については単純に比較することができないということになります。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。私が懸念したのは、今後、子どもの数が減っていくけど、外国人がふえる可能性があるということになりますと、特に焼津市の場合を見ますと、若干減らないだろうな、ふえるほうが可能性が高いだろうって想像できるわけですよ。そうしますと、今後の予算取りというか、予算もここにウエートがかかる可能性があるものですから、こんな言い方をしちゃ悪い。今の契約の問題なんだけれども、外国人講師の方の、仮に少ないとなっちゃうと、選択したときに、いや、行ったけどよその人と話をしたら、焼津は少なかったよということと言われないうなものにしておいて、魅力のあるまち、お金も結構稼げるまちなんだよという事業にしていきたいなという気持ちを込めて今、質疑させていただきましたので、また、よろしく願いいたします。

○青島委員 私のほうからの話は、質疑ということではなくて、太田委員の質疑の中に外国人児童生徒等教育支援事業の話がありました。それで、私、先日といますか、学校の先生方の研修といますか、先生方同士で話し合う現場に行くことができて、そのときの話の中で、以前の虹のかけはしがあったときのほうがスムーズに学校の中に今よりもできたというお話があって、また、そういう形がとれば助かるというような現場の声としてありました。また、そんなところも何らかの形で研究していただけると、学校の先生も今非常に忙しい中ですので、側面からの応援もできると思いますので、現場に、よろしく願いいたします。

○渋谷委員長職務代理 要望でよろしいですか。

○青島委員 いいです。

○渋谷委員長職務代理 秋山委員、速やかにお願いいたします。

○秋山委員 関連してお願いします。

先ほど、私の、学校給食費、不登校と欠席が長期とかどうなりますかと、戻されるということだったんですけども、実際、不登校の児童・生徒がこれだけ多くて、単純な計算というのもおかしいんですけども、焼津市全体の教育費、幾らという数字がありまして、そうすると、児童・生徒1人当たりにかけている金額が幾らというふうな、単

純にすると、今、20万円とか25万円とか、そういう数字になるのかなとも思うんですけども、実際に不登校でなった場合は、例えば、就学の補助とは無関係なところに行くわけですね、準要保護とはまた違ってきます。

つまり言いたいのは、不登校になって学校に行かなくなる。つまり、教育の仕組みとか制度とか施設とか、全く利用しないことになるわけなんですよね。そうした場合に、例えば、さっき不登校の場合、1人でも落ちこぼれがないようにという願いはあるにしても、教育機会確保法によって学校に行くのが唯一の解決じゃないですよという方針転換がされましたね。

それにのっとりまして、例えば、市内にありますフリースクールのようなところにも不登校の、適応教室にも行けない、だけれども、そういうところなら行けるといふ生徒に、何らかの支援をするというような仕組みが今回の決算の中のどこかに入って、もしかしたら紛れてあるということはないでしょうかという。

というのは、不登校児童適応指導就学支援費というのが2,587万7,909円とありますよね。そういうところに、適応指導教室以外にも子どもたちが学べるところというところの支援というのはこの中に入ってはいないのでしょうか。

- 近藤学校教育課長 確かに、不登校の子どもたちがふえていて、必ずしも学校に復帰することだけが全てではないということで、フリースクールに通うような子どもたちもたくさんいます。この不登校児等適応指導費の中にフリースクールへの補助とかということが入っておりません。フリースクールみたいなところについては、私どもが実際に出向いて様子を見て、子どもたちと話をし、実際にやられている方々とも協議をしながら、まずは学校復帰を目指し授業と同じようなカリキュラムを組むということで、できるだけ学校に復帰するよう形をとりますが、それでも、子どもの学びを充実させるか、成長させていくということで、協力体制をとりながらやっていきたいとは考えております。予算の面で今何か措置をされているということは実際にはありません。

以上です。

- 渋谷委員長職務代理 よろしいですか。いいですね。

では、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第9号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

次に、議第75号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 渋谷委員長職務代理 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第75号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会教育委員会事務局所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

以上で、本日の議案の審査は終わりました。

予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

閉会（16：50）